

フィリピン

人権の守り手たちが殺されている

超法規的殺害・強制失踪に対する事実調査報告と 日比両政府への提言

(2007年4月フィリピン事実調査)

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ
Human Rights Now

要 約

フィリピンでは、アロヨ大統領就任以来、数多くの人権活動家が、超法規的殺害や強制失踪の被害にあっている。

東京を本拠とする国際人権NGOであるヒューマンライツ・ナウ(以下、HRNという)は、2007年4月14日から21日までの期間、超法規的殺害や強制失踪の調査を実施した。

調査団は、33人の被害者を含む15件の超法規的殺害事件、それに9人の被害者を含む3件の強制失踪事件について聞き取り調査を行い、一連の人権侵害の背景に何があるのかを検討した。

調査した殺害、強制失踪、拷問事件のほとんどにおいて、フィリピンの軍や警察に主要な責任があることが判明した。

まず、HRN調査団が調査した超法規的殺害の15件の事件のうち8件においては、目撃者が、国軍(AFP)の指揮下にある部隊、あるいは国軍の指揮下にある民兵組

織であるCAFUGUに属する者が犯人であると証言しており、目撃者や解放された被害者が、軍の関与を明確に指摘している。

さらに、調査した全ての超法規的殺害は、いくつかの類似点が認められる。

- (a)被害者らは、特定の団体に属するものに限られること。
- (b)被害者らは、新人民軍のフロント組織であるとか、「国家の敵」である等として、政府や国軍により非難を受けていたこと。
- (c)被害者らは、国軍が関与していると疑われる人権侵害を明らかにする活動をしていたこと。
- (d)被害者らは、死ぬ前に、左翼運動をやめるように警告を受け、軍隊によって嫌がらせを受け、死の脅迫を受け、あるいは継続的な監視下に置かれていたこと、
等である。

これらの状況については、本報告書に詳述している。

超法規的殺害によって殺害された人数を確定するためには、より詳細な調査が必要である。しかし、ここで重要なことは、少なくない超法規的殺害事件が、政府の当局によって引き起こされているということである。

HRNは、超法規的殺害の犠牲となった人たちがいかなる人たちであったか、に重大な懸念を表明する。HRN調査団が調査した事案についていえば、非常に尊敬されている法律家、人権活動家、労働組合のリーダー、聖職者、市議会議員や左翼活動家が被害者に含まれている。被害者のほとんどは、普通の生活を送る市民の人権を擁護してきた人たちばかりである。

こうした人々に対する殺人事件は、市民のなかに恐怖心を生じさせ、社会全体に委縮効果を及ぼすものである。それは、表現の自由、究極的には民主主義を掘り崩すことにほかならない。

HRNは、上述したような事実があるにもかかわらず、政府機関の一員である加害者が、司法によって裁かれず、刑罰を免れていることに、重大な懸念を持っている。HRN調査団の調査では、超法規的殺害や強制失踪の犯人が、逮捕されることや、捜査されることがほとんどないという現状が明らかになった。

HRN調査団が調査した15件の超法規的殺害の事件のうち、わずか3件(うち軍関係者は1件)が起訴されているのみで、ひとつも有罪判決がなく、容疑者は、いまだ軍隊で活動を続けている。

HRN調査団は、警察による超法規的殺害の調査が組織的に失敗しているという事実も発見した。国家警察の超法規的殺害問題を扱う特別班(ウッシング)は、被害者の

訴えを無視し続けている。

もつとも、裁判所は、強制失踪に対応するために、救済令状および情報公開令状という新しい制度を創設した。しかし、この手続に軍はほとんど協力せず、多くの被害者が失踪したままである。

人権侵害に対する加害者が処罰から免れたままとなっていることが、さらなる人権侵害を引き起こしていることは明白である。例えば、2003年におこった人権活動家の超法規的殺害について疑われている兵士は、別の場所で、学生の強制失踪や拷問等に関与している可能性が極めて高いことも明らかになった。

自由権規約の締約国として、フィリピン政府は、市民の生命に対する権利を守る法的義務を負っている。超法規的殺害や強制失踪の事件では、フィリピン政府は、現実に関わった加害者だけではなく、指揮命令系統も含めて責任者を特定するため、徹底的な調査をする義務がある。また、被害者への補償を行うべきである。

HRN 調査団は、超法規的殺害と強制失踪の原因として、フィリピン政府の行う反乱鎮圧作戦が、武装勢力である新人民軍と、合法的活動をしている組織や活動家を区別しないままに展開されていることがあることを強調したい。

HRN 調査団は、国軍(AFP)の反乱鎮圧作戦である「オプラン・バンタイ・ラヤ」について記述した文書を入手した。そこには、「neutralization of the target (標的の中立化)」との記載がある(neutralizeという言葉は、暗殺という意味で使われることがしばしばある)。

フィリピンの人権団体、農民団体、労働団体、宗教団体、左翼団体等の合法的な市民団体が、軍によって「国家の敵」ないし「新人民軍のフロント組織」とレッテルをはられ、反乱鎮圧作戦の中で、根絶すべき対象とされているのである。一連の超法規的殺害は、このような、標的にされた合法的市民団体を根絶する活動の一環として行われてきたことが強く推測される。

基本的人権を擁護するために、アロヨ政権は、合法組織を武装反乱集団と関連づけて、文民を軍の「neutralization」の対象とすることをやめるべきである。

ヒューマンライツ・ナウは、フィリピンにおいて非国家主体による人権侵害があることも承知している。しかし、非国家主体が人権侵害をしているという事実は、国家の人権を擁護する義務をいささかも減免することにはならない。同時に、ヒューマンライツ・ナウは、フィリピンにおける国内紛争において、全ての当事者が国際人道法を遵守し、文民に対する攻撃を控えるように求める。

最後に、ヒューマンライツ・ナウは、フィリピン政府と、フィリピン共産党・新人民軍・民族民主戦線(CPP-NPA-NDF)に対して、和平交渉をすすめ、人権及び国際人道法の

尊重に関する包括合意(CARHRIHL)を実施するように呼びかける。国際社会、とりわけ最大の援助国である日本政府は、フィリピンにおける人権と平和を回復するために意味ある役割を果たすべきである。

目 次

I 序文	
.....	
II HRN 調査団の活動	4
.....	
III フィリピンにおける超法規的殺害の背景	6
.....	
IV 調査結果の概要	11
.....	

V	聞き取り調査	25
VI	超法規的殺害と強制失踪は止まらない	56
VII	不処罰	58
VIII	NEWTRALIZATION の政策を直ちに停止すべき	67
IX	フィリピン政府の国際法上の義務	70
X	提言	74

I 序文

東京に本拠を置く国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、2007年4月14日から22日にかけて、超法規的殺害及び強制失踪等の人権侵害に関する調査団をフィリピンに派遣し、調査を行った。

フィリピンでは、アロヨ政権下で、数百人の人権活動家、社会活動家が非合法に虐殺・暗殺され(以下、超法規的殺害という)、また強制失踪させられた。対象となった者のほとんどは、弁護士、裁判官、人権活動家、労働組合の長や活動家、農民、聖職者、左派活動家等で、言論や出版、集会や抵抗運動の開催等を通じて、合法的な手段によって政府を批判していた者たちである。

主にアジア地域の人権状況を監視し、調査・提言・勧告をすることを目的とする国際

人権NGOであるヒューマンライツ・ナウは、このフィリピンにおける人権状況に懸念を深め、今回の調査を行うに至った。

II HRN 調査団の活動

ヒューマンライツ・ナウは今回、国家組織の関与が疑われている超法規的殺害、強制失踪等のケースに関し、被害者やその関係者から直接の聴き取り調査を行うことができた。調査団は滞在中に、超法規的殺害15件(被害者数33人)、強制失踪3件(被害者9人)について聴き取り調査を行った。一方、一連の人権侵害の背景や、これに対する対処・再発防止策が講じられているか、等に関してもインタビューを行った。

残念ながら、国軍(AFP)および国家警察の特別捜査班Task Force USIG(以下、「ウツング」という)に対する面会は実現しなかったが、内務自治省高官、フィリピン人権委員会(CHR)、フィリピン弁護士会等と会談をする機会を得た。

さらに、KARAPATAN (Alliance for the Advancement of Peoples' Rights)、PAHRA(Philippines Alliance for Human Rights Advocates)、正義と平和のためのエキュメニカル運動(Ecumenical Movement for Justice and Peace)、フィリピン被拘束者救援委員会(TFDP: Task Force Detainees of the Philippines)、Philippine Human Rights Information Center、CODAL(Counsels for the Defense of Liberties)、Medical Action Group、アテネオ人権センター(Ateneo Human Rights Center)等、フィリピン国内の多様な人権団体との充実した意見交換を行うことができた。

また在マニラ日本大使館とも情報交換の機会を得た。協力いただいた全ての方々に感謝を申し上げたい。

表 1: 調査団の活動

日付	スケジュール
4月14日(土)	フィリピン・マニラ到着

4月15日(日)	人権団体KARAPATAN、Ecumenical Movement for Justice and Peaceとの懇談 - 人権状況全般 - 法律家に対する超法規的殺害 - オプラン・バンタイ・ラヤ作戦について 法律家に対する超法規的殺害とその危険に関する 弁護士Neri Javier Colmenares氏(CODAL)からの事情聴取 ¹
4月16日(月)	遺族・証人からの事情聴取(ケソン市にて) パヤタス-都市貧困地区への軍の展開を視察
4月17日(火)	遺族・証人からの事情聴取(ターラック市) - ルイシータ農園(被害聞き取りと日本のODA事業視察) - ラメント牧師の殺害事件に関し殺害現場調査
4月18日(水)	終日、南タガログ地域にて、遺族・被害者・証人からの事情聴取
4月19日(木)	フィリピン人権委員会(CHR)との会談 フィリピン内務自治省(Department of the Interior and Local Government)次官Melchor Rosales氏との会談 フィリピン弁護士会(Integrated Bar of the Philippines)との会談 被害者(Grecil Buyaさんの両親)からの聞き取り
4月20日(金)	アテネオ人権センターとの会談 日本大使館 高橋妙子政務公使らとの会談 人権団体・PAHRA、TFDP、Philippine Human Rights Information Center、Medical Action Group、サンラカスらとの会談 国内メディアのマニラ特派員との懇談
4月21日(土)	記者会見 病院にて拘束中であったベルトラン下院議員との面談
4月22日(日)	日本へ帰国

調査団は現地での活動を終えた後、フィリピンの様々な人権団体からフィリピンの人権状況の情報を得て、現地で聞き取り調査したケースを追跡した。また、在東京フィリピン大使館と2度に渡る議論の場を持ち、ウェブサイト等で公表された最高裁やフィリピン大統領府その他の政府機関の報告、メディア報道等を分析・研究することをおし、フィリピンの人権状況を把握してきた。²

¹ なお、調査団は、調査前にも来日したCODALの弁護士と会合をもった。

² それに加えてHRNは、超法規的殺害に関するフィリピンの司法府および政府機関の具体的な活動を個別に問い合わせる書面を‘07年7月、それぞれのフィリピン政府機関に送付した。その問い合わせへの回答は未だに受けていない。

Ⅲ フィリピンにおける超法規的殺害の背景

1. 概要

フィリピンでは、2001年にアロヨ政権が発足して以来、多くの弁護士や人権活動家、左派活動家が殺害されてきた。これらの殺害は、いわゆる超法規的殺害であると考えられる。標的にされた被害者は、左派とみなされる人物ばかりであり、犯人はいまだに起訴も処罰もされていない。³

このような殺害の対象となった者は、言論、執筆、大衆動員といった平和的手段によって政府の政策を批判した者が多い。被害者は、弁護士、裁判官、人権活動家、ジャーナリスト、医師、労働運動のリーダーや活動家、農民、聖職者や左派活動家たちである。

この超法規的殺害の背景には、アロヨ政権の反乱鎮圧作戦があると指摘されている。

90年代、フィリピン政府は、民族民主戦線(NDF)との和平交渉に取り組んだ。

しかし、2001年9月11日にアメリカ合衆国がテロリストの攻撃を受けてからは、フィリピン政府は政策を一転させた。

政府は、フィリピン共産党(CPP)及び新人民軍(NPA)を「テロリスト」と断定し、2002年1月には、「オプラン・バンタイ・ラヤ(Oplan Bantay Laya)」(自由の監視作戦)と呼ばれる反乱鎮圧作戦に乗り出した。その作戦が開始されてから、超法規的殺害は深刻さの度合いを増していく。この事実は、数々の超法規的殺害が誰の関与によるものかを示唆している。

事実、HRN調査団の最近の調査によって、軍や警察といった政府関連機関が殺害に関わっていることが明らかになった。

HRN調査団の詳細については、後に述べる。

2. 政治的状況

(1) 内戦

アメリカ合衆国からの独立後、フィリピンでは、政府軍と反政府グループとの間の内戦が続いている。数回に渡る和平交渉にも関わらず、和平プロセスは先延ばしにされてきた。紛争の当事者は、フィリピン政府といわゆる共産主義勢力、すなわち、フィリピン共産党(CPP)をはじめ、フィリピン共産党の軍事組織である新人民軍(NPA)、フィリピン共産党の政治組織である民族民主戦線(NDF)である。

³ フィリピンでは、政府と新人民軍との間の戦闘が続いており、新人民軍のような非政府主体による人権侵害がある。HRN調査団は、いくつかの人権条約上一義的に人権を尊重する責任を負う国家の責任に焦点をおいて調査をした。しかしながら、HRNは、如何なる非政府主体による国際人権法および国際人道法の侵害も同様に批判している。

国軍 (AFP) は大量の人員と装備を投入して、フィリピン共産党 (CPP)、新人民軍 (NPA)、民族民主戦線 (NDF) への反乱鎮圧作戦を続けてきている。イスラム系勢力⁴もまたフィリピン政府と武力衝突をしていたが、2000年前後に政府と停戦協定を結ぶことになった。しかし、その協定も、いまだ十分に施行されていない。⁵

(2) 和平プロセスの失敗

フィリピン政府は、80年代、90年代の数多くの交渉と和平合意にも関わらず、フィリピン共産党 (CPP)・新人民軍 (NPA)・民族民主戦線 (NDF) との和解に失敗してきた。アキノ政権下では、86年に民族民主戦線 (NDF) との暫定的停戦協定が結ばれたが、翌年には交渉決裂した。

90年代を通じて、和平交渉において、民族民主戦線 (NDF) が、フィリピン共産党 (CPP) と新人民軍 (NPA) の代理をつとめてきた。

ラモス政権下において和平プロセスは重要な前進を遂げた。フィリピン共産党 (CPP) は合法化され、フィリピン政府と NDF との間に合意がなされた。98年には、「人権と国際人道法の尊重に関する包括協定 (CARHRIHL)」⁶ が締結され、国際人権法と国際人道法の基本的原則を適用することを確約した。

CARHRIHL は停戦協定ではなかったものの、人権侵害の数を減少することで和平プロセスを進めるとされた。⁷

(3) アロヨ政権化での動き

グロリア・マカパガル・アロヨ氏が2001年に大統領に就任した。アロヨ政権下では2001年4月、ノルウェーのオスロ (Oslo) において民族民主戦線 (NDF) との和平交渉が再開された。⁸

しかし、9.11後、アメリカ主導の「テロリストとの地球規模の戦争」が開始され、2002年には、フィリピン共産党 (CPP)・新人民軍 (NPA) は米国やEUによってテロ団体に指定された。それ以降、共産党・新人民軍は、テロ団体リストからの除外を求め、和平交渉は難航した。

一方、正体不明の犯人による合法的左翼に対する政治的殺害が未解決のままになるケースが増えてきた。

アロヨ政権発足から1年経った2002年1月、政府により、オプラン・バンタイ・ラヤ

⁴ Moro National Liberation Front モロ民族解放戦線 (MNLF)、MNLF から 1980 年代に分離した Moro Islamic Liberation Front モロ・イスラム解放戦線 (MILF) 等である。

⁵ 政府は 1996 年、MNLF との和平に達し 2003 年には MILF との停戦に一時的合意をした。一方、政府はアブサヤフといったフィリピンの他のイスラム系グループとの和平を行っていない。アブサヤフは 2002 年以來政府の一掃作戦の対象になってきた。

⁶ Comprehensive Agreement on Respect for Human Rights and International Humanitarian Law Between the Government of the Republic of the Philippines and the National Democratic Front of the Philippines

⁷ アムネスティ・インターナショナル報告書 p.7 (2006) 参照。

⁸ BBC News, 27 April 2001

(OBL:Oplan Bantay Laya , freedom watch plan: 自由監視作戦)⁹と呼ばれる反乱鎮圧作戦が実行された。これは、フィリピン国軍 (AFP) による、フィリピン共産党／新人民軍／民族民主戦線ら反抗者に対する全面的反乱鎮圧作戦の遂行を定めた5ヶ年計画である。

フィリピン政府と民族民主戦線の合意により合同監視委員会 (the Joint Monitoring Committee、JMC) が2004年に設立される等、若干の進歩はあったものの、JMCは開催されることはなく、実質的には機能していない。和平交渉はこうして失速した。

2006年、アロヨ大統領は2年以内にフィリピン共産党・新人民軍を始めとした共産主義抗力を排除するための「全面戦争」(All Out War)を開始することを明らかにした。大統領府スポークスマンは、法の力や貧困層の支持を得るような政策を利用することによって、政府は最終的にはフィリピン共産党・新人民軍との争いに勝つだろうと表明した。政府はまた、この戦いに必要とされる武器や軍需物資を購入するための予算1億ペソを計上した。¹⁰

2007年には、オプラン・バンタイ・ラヤ (OBL、自由監視作戦) に代わって、オプラン・バンタイ・ラヤ2 (OBL2) と呼ばれる新しい戦略が開始されたが、OBL2も基本的には当初のOBLと同様の戦略であると考えられている。

(4) 左派と「テロリスト」に対する最近の政策

2006年2月24日、アロヨ大統領は、共産主義運動と軍高官によってクーデターが企てられた容疑があるとして、非常事態宣言 (宣言 1017) を出した。集会は禁じられ、いくつかの報道組織が閉鎖させられた。

これに続いて、左派政党の下院議員6人が逮捕・訴追された。同年2月25日には、アナクパウイス (Anakpawis) の下院議員クリスピン・ベルトラン (Crispin Beltran) が逮捕された。¹¹ 2月27日には、左派党の議員、軍の尉官、フィリピン共産党の指導者を含む15人が反政府活動の罪で起訴された。

彼らは、新人民軍 (NPA)、フィリピン共産党 (CPP) の高官と陰謀を企てている疑いをかけられた。¹² ベルトラン氏を含む6人の議員にかけられた陰謀の容疑は2007年6月に最高裁によって退けられた。非常事態宣言は2006年3月に

⁹ OBLについては後述

¹⁰ *Palace allays fear of authoritarian rule*, Office of the President (June 19 2006)参照。

¹¹ 彼は1985年10月のマルコス政権下での反逆を扇動したとの容疑で訴追された。

¹² それらの議員は、アナクパウイスのクリスピン・ベルトラン (Crispin Beltran) ラファエル・マリアノ (Rafael Mariano)、バヤンムナのサトゥール・オカンポ (Satur Ocampo)、テオドロ・カシーニョ (Teodoro Casiño)、ジョエル・ビラドール (Joel Virador)、ガブリエラのリサ・マサ (Liza Maza) であった。これらの議員は比例代表選挙で当選している。これらの逮捕は議会会期中だったので、議会中の議員の身分保障に反すると批判された。議会は、議会建物内での逮捕を許さないということにしたので、すでに逮捕されていたベルトランを除く5人の議員は、5月まで議会建物内にたてこもり逮捕を免れた。

解除されたものの、この一連の出来事は政府に対する国民批判を高めることとなった。

2007年3月、「2007年人間の安全保障法」(Human Security Act of 2007、テロリズムから国家と国民を守るための法律¹³)が施行された。この法律は、テロ容疑者の財産の差し押さえや仮差し押さえを行うこと¹⁴、テロ組織内の人物間やテロ犯罪の容疑者間の通信を盗聴・記録すること¹⁵、逮捕状なしでテロ犯罪容疑者を3日間身柄拘束すること¹⁶、そして、テロに対する政府の政策を実行する反テロリズム委員会の設立すること¹⁷を促し、テロリズムに対してより厳しい処罰を定めている。

国連人権理事会の特別報告者であるマーティン・シャイニン氏(Martin Scheinin)¹⁸は、この法律を批判し、人間の安全保障法の言う「テロリズム」の定義が広範すぎるとして、フィリピン政府に対し、この修正または廃止するよう求めている。テロ犯罪とされると40年間にわたる禁固刑や自宅謹慎を含む、極端に厳しい処罰を科すことになるためである。¹⁹

3. 超法規的殺害の現状

(1) こうした状況のもとで、超法規的殺害は増加してきた。アムネスティ・インターナショナルによると、2005年の超法規的殺害は66件であったが、2006年上半期ですでにその数が51件に上っており、²⁰2006年当時、被害は拡大の傾向にあると見られた。

一方、現地の人権団体KARAPATAN(カラパタン)は、2001年のアロヨ政権発足以後今日に至るまで、既に800件以上の超法規的殺害が発生している、と主張している。²¹

しかしながら、政府は、殺害をやめさせ、未解決事件の調査を行う等の必要な対策をとらなかった。このことは国内外の厳しい批判を生み、こうした批判を受け

¹³ REPUBLIC ACT NO. 9372. この法令は、全ての選挙の1カ月前から2ヶ月後までは一時的に停止される。

¹⁴ Section 39 of the Human Security Act of 2007.

¹⁵ Section 9 of the Human Security Act of 2007.

¹⁶ Section 18 of the Human Security Act of 2007.

¹⁷ Section 53 of the Human Security Act of 2007.

¹⁸ マーティン・シャイニン氏は、対テロ対策のもとでの人権および基本的自由の擁護・促進に関する国連人権理事会の特別報告者である。

¹⁹ UN Rights Expert Calls on Philippines to Amend or Repeal Anti-Terrorism Law, UN News, (March 13, 2007)

²⁰ アムネスティ・インターナショナル “PHILIPPINES Political Killings, Human Rights and the Peace Process” (August 15, 2006) p.5 参照

²¹ インクワイヤラー紙 “CHR team clears Palparan in Cetrnal Luzon political slays” (March 20, 2007).

て、アロヨ大統領は、2006年7月の一般教書演説のなかで、超法規的殺害を公に批判し、それらの事件を調査するよう命令した。

その結果、国家警察を所管する内務自治省(DILG)は、フィリピン国家警察の特別チームである「タスクフォース・ウッシング」(Task Force USIG)と呼ばれる国家レベルのチームの設立を命じた。ウッシング設立の目的は、過去5年間に起きた「左派、兵士、ジャーナリストやその他政府に殺害されるリスクの高い人々」の殺害の犯人を調査することである。²²

アロヨ大統領はまた、超法規的殺害について真相を究明するための機関、“Independent Commission to Address Media and Activist Killings”と呼ばれる委員会を設置した。(Jose Melo (ホセ・メロ)元最高裁判事が委員長を勤めたことから、メロ委員会(Melo Commission)と通称される。)²³

メロ委員会は2007年1月27日、調査報告書を政府に提出した。²⁴しかし、政府はその報告書を公表するのを拒んだ。アロヨ大統領は、その報告書は、証拠が不十分なため「不完全」²⁵だとし、メロ委員会に調査を続けるよう命じた。アロヨ大統領は、EU諸国²⁶に対して、超法規的殺害の真相究明に協力するよう要請したが、²⁷EUは、「(アロヨ大統領が公表を拒んだ)メロ委員会の報告書を受け取るまでは協力しない」という態度を示した。²⁸

こうしたなか、国連人権理事会の超法規的・即決・恣意的処刑に関する特別報告者フィリップ・アルストン氏は2007年2月、フィリピンを訪れ、フィリピンでの超法規的殺害の調査を行った。

2007年2月22日、アルストン氏はプレスリリースにおいて、「いくつかの殺害に国軍(AFP)が関与している可能性がある」「そのようなかたちで多数が殺害されたことに疑いの余地はない」との認識を明らかにした²⁹アルストン氏はさらに、フィリ

²² Task Force USIG のウェブサイト参照。

²³ Administrative Order No. 157; The members of the Committee were ex-Supreme Court Justice Melo (chairman), Juan de Dios Pueblos (Bishop of Butuan City), Nestor Mantaring (Director of the National Bureau of Investigation), Jovencito Zuño (Chief State Prosecutor), Nelia Teodoro-Gonzales (civic leader and Regent of University of the Philippines).
<http://www.inquirer.net/verbatim/Meloreport.pdf>. にて閲覧可。

²⁴ “Melo panel member gives initial report”; The Manila Times Internet Edition (January 28, 2007) <http://www.manilatimes.net/national/2007/jan/28/yehey/metro/20070128met2.html> にて閲覧可

²⁵ “Arroyo orders Melo report released”; inquirer.Net (17 February 2007),
http://newsinfo.inquirer.net/inquirerheadlines/nation/view_article.php?article_id・49941 にて閲覧可

²⁶ これらの国は、イギリス、イタリア、ドイツ、フィンランド、スウェーデン、オランダ、スペインを含む。

²⁷ “EU rep asks govt for Melo report”; The Manila Times Internet Edition (14 February 2007).

²⁸ 前掲注 25

²⁹ 2007年2月21日にマニラで発表されたアルストン氏のプレスリリースでは彼はさらに、“国軍

ピン政府にメロ委員会の報告書を公表するよう促した。³⁰

こうした事態を受け同日、メロ委員会の報告書がメディアに公開された。その結果、メロ報告書にも「その軍の一部または軍に関係のある者が殺害に関与したことを認める状況証拠が存在する」という記載があることが明らかになった。^{31 32}

超法規的殺害への軍の関与を示すアルストン氏の声明をうけて、アロヨ大統領は、超法規的殺害をなくすためにいくつかの対策を指示し、事件は「解決され、国軍(AFP)はこれからも市民を守り続けるだろう」と述べた。³³

アルストン氏が国連人権理事会に提出した予備的ノートによれば、フィリピン政府の対策は以下のようなものである。³⁴

- ① 国防省(DND)とフィリピン国軍(AFP)は、上官責任(Command Responsibility)³⁵に関する改訂文書を起草すること。
- ② 司法省(DOJ)、国防省、国家人権委員会(CHR)は、兵士の殺害関与申し立てに関する合同事実調査団を組織し、殺害に責任のある者たちを特定し、起訴すること。
- ③ 司法省は証人保護制度(WPP)を拡充すること。
- ④ 最高裁に対し、政治またはイデオロギーに起因する殺害の被告を審理するため特別法廷設置を要請する。
- ⑤ 外務省(DFA)は、EU およびその他諸国に対し、殺害に対処する資金を供与するよう公式に要請した。
- ⑥ 人権委員会(CHR)のこの問題への取り組みが改善できるよう、同委員会に対し2,500万ペソ(51万ドル)の予算増額措置。

(AFP)は正確で詳しい情報を提出し、どのような調査や訴追が行われてきたかを知らせる必要がある”と述べた。

³⁰ アルストン氏によるプレスリリース及び *Palace to release Melo report; dismayed by UN team findings*, The Manila Times Internet Edition (22 February 2007) を参照。
http://www.manilatimes.net/national/2007/feb/22/yehey/top_stories/20070222top2.htmlにて閲覧可。

³¹ Independent Commission to Address Media and Activist Killings Created under Administrative Order No. 157 (s.2006), <http://www.inquirer.net/verbatim/Meloreport.pdf>にて閲覧可。

³² Melo 報告書, 53p 参照

³³ Office of the President Website, PGMA vows resolution of extrajudicial killings; AFP to continue as vanguard for freedom (22 February 2007)

³⁴ “Preliminary note on the visit of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston, to the Philippines” (12-21 February 2007), UN Doc. A/HRC/4/20/Add.3, (March 22, 2007)参照。

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/G07/120/95/PDF/G0712095.pdf?OpenElement>にて閲覧可。

³⁵ 現状では、部下の犯罪に対する指揮官の責任は次の3要件が証明されなければ問えない。すなわち、①司令官の指揮下で犯罪が行われた、②司令官は部下が許されない行為に従事していたことを知っていたか、知っているべきであった、③司令官は防止あるいは責任ある者の処罰を怠った、である。

⑦(人権委員会(CHR)とは別組織の)大統領人権委員会(CHR)の発足。

その後、最高裁は超法規的殺害を審査するための 99 か所の特別法廷の設立を明らかにした³⁶ しかし、上記の方法が発表された後も、人権状況は改善されなかった。これに関しては後述する。

IV 調査結果の概要

HRN調査団は滞在中に、超法規的殺害15件(被害者数33人)、強制失踪3件(被害者9人)について聴き取り調査を行った。

表 2

ケース No	被害者の名前	被害者の地位	殺害または強制失踪の別
ケース 1	Eden Marcellana と Eddie Gumanoy	人権活動家	殺害
ケース 2	Benjaline Hernandez 外 3 名	人権活動家	殺害
ケース 3	Juvy Magsino and Leima Fortu	人権活動家	殺害
ケース 4	Jesus Lasa 外 12 名	労働者	殺害
ケース 5	Juancho Sanchez	ストライキ支持者	殺害
ケース 6	Richardo Ramos	村長	殺害
ケース 7	Abelardo Ladera	市議会議員	殺害
ケース 8	Isaias Sta Rosa	聖職者	殺害
ケース 9	Alberto Ramento	聖職者	殺害
ケース 10	Felipe Lapa	左派活動家	殺害
ケース 11	Expedito Albarillo と Manuela Albarillo	左派活動家	殺害
ケース 12	Romeo Malabanan	公務員	殺害
ケース 13	Jesus “Butch” Servida	労働組合の指導者	殺害
ケース 14	Diosdado Fortuna	労働組合の指導者	殺害
ケース 15	Grecil Buya	9 歳の少女	殺害
ケース 16	Sherlyn Cadapan, Karen Empeño 外 1 名	学生	強制失踪
ケース 17	Ronald Intal	労働者	強制失踪
ケース 18	Axel Pinpin, Aristedes Sarmiento,	農民と農民活動家	強制失踪

³⁶ Jay B. Rempillo, *SC to Create Special Courts on extrajudicial Killings* (15 February 2007), フィリピン最高裁判所のウェブサイト、<http://www.supremecourt.gov.ph/>にて閲覧可。

	Enrico Ybanez, Michael Masayez, Riel Custodio(1 いわゆる タガイタイ 5)		
--	---	--	--

1 証拠と事件に共通するパターンは、政府機関が殺害や誘拐に関与していることを示唆している。

HRN 調査団が調査したほとんどの事件で、フィリピンの軍または警察が殺害や強制失踪に関与していることが判明した。それぞれの事件の詳細は後述するが、ここでは HRN 調査団が調査した事実の中で注目すべき特徴を指摘することとする。

(1) 犯人の正体

目撃者の証言:

事件の大半において、家族や隣人等の目撃者は、被害者が殺害された現場に居合わせており、軍服を着た犯人を目撃している。

- ケース1 – Eden Marcellana:
 - 証言により、彼女を殺害した犯人は、ミンドロの第2師団第204旅団長である Donald Caigas 曹長であると判明した。
- ケース2 – Benjaline Hernandez:
 - 殺害を唯一免れた生存者は、軍服とベレー帽を身に付けた犯人を目撃したと証言している。
 - 犯人は第7師団に属する Antonio Torella 軍曹と軍に指導された民兵組織 CAFGU(国軍の指揮下にある民兵組織)のメンバーであったことが判明している。³⁷Torella 軍曹と2人の CAFGU のメンバーは訴追され、現在、刑事裁判が係属中である。
- ケース4、ケース5 – Jesus Lasa、Juancho Sanchez:
 - 被害者は、Hacienda Luisita (レイシータ農園)の虐殺の際に殺害された。

³⁷ CAFGU は、国軍(AFP)の指揮下にある民兵組織。
 Citizens Armed Forces Geographical Unit の略称

- 虐殺の日、国家警察と国軍の部隊は、労働雇用省長官の命令でストライキの警備線の前に配置され、ストのピケット・ラインを解散させようと試みた。
- 1000 人のストライキを行うレイシータ農場の労働者たちは、国家警察と国軍の部隊がストを行う労働者を囲い込み、催涙弾やホースの水、銃等を使って労働者を解散させようとするのを目撃した。軍部隊はそれから発砲し始め、14 人のスト参加者と住民を殺害、他大勢を負傷させた。
- ケース6- Ricardo Ramos
 - 2 人の目撃者は、犯人が第 7 師団第 48 大隊の Joshua Dela Cruz 軍曹と Romeo Castillo であると特定している。
- ケース 8 – Isaias Rosa:
 - 被害者家族(妻、子ども、そして兄弟達)は、被害者が殺害直前に軍服を着た武装集団によって連行される際に現場に居合わせ、目撃している。
 - 被害者が自宅から連れ去られた直後、家族は銃声を耳にした。家族が被害者の遺体を発見した際、軍事情報部隊第 9 歩兵師団に属する兵士 Lordger Pastrana の遺体が、被害者の横で発見された。その遺体からは軍隊の身分証明書と命令書が発見された。
- ケース10 – Felipe Lapa:
 - 殺害に先立って、被害者は軍隊に監視されていた。
 - Lapa の息子と妻は、犯行現場に居合わせ、CAFGU のメンバーである犯人 2 人を確認している。
- ケース11- Expedito/ Manuela Albarillo
 - Abrillo の9歳の娘は、自分の両親が殺害される直前に、両親が軍の服装をした男たちに家から連れ去られるのを目撃した。
 - 近隣や他の親族が殺害現場を目撃した。
 - 被害者の甥の目撃証言によって、第16大隊の Dimapinto 中尉と同隊のもう一名の兵士が犯人であることが判明した。
- ケース 16 – Sheryn Cadapan ら
 - 軍用ジープへ連れ込まれた被害者らを目撃した目撃者によれば、そのジープのナンバープレートは RTF597 であった。強制失踪の直後に事実調査と追跡を行った人権団体

は、上記と同じナンバーのジープを、軍用キャンプの前で発見した。

- ある目撃者は、後に同じジープの中へ連れ込まれ、反政府勢力に関する情報を持っていないか詰問された。
- ケース18 - タガイタイ5
 - 未だ拘束中の被害者たちは、軍服を着た男たちに拉致され、屋内及び軍キャンプ周辺のエリアで国家警察によって拷問されたと、HRN 調査団に話した。

Eden Marcellana 氏のケースは明らかな例である。Marcellana 氏は人権団体 KARAPATAN の地域事務局長であった。彼女は 2003 年 4 月 19 日東ミンドロ州で人権状況の事実調査ミッションを行っている最中に殺害された。この事実調査ミッションのメンバーであった6人の目撃者によって、軍の高官が実行犯であると判明した。

もう一つの例は、2004 年 11 月 16 日に起きた、中部ルソンにあるルイシータ農園における虐殺事件である。ルイシータ農園での虐殺事件を目撃した者たちの多くが、HRN 調査団に対して、スト参加者に発砲して射殺・負傷させたのは、国軍の武装兵士と国家警察であったと証言した。

いくつかの強制失踪ケースにおいても軍の関与が明らかだと認められる。フィリピン大学の2人の学生の誘拐のケースは、その一例である。³⁸

2006 年 6 月 26 日、フィリピン大学学生 Sherlyn Cadapan と Karen Empeño は中部ルソンのブラカン州の滞在先から連れ去られ、以後行方不明のままである。拘束時の目撃者は、HRN 調査団に対し、犯人は第 56 大隊に属する兵士だとはっきり証言した。³⁹ 事実調査団はその証言が信用性の高いものだと判断した。⁴⁰

国軍による犯行の自認

以下の2つのケースにおいて国軍は、国軍のメンバーが被害者を殺害したと認め、その殺害は「国軍と新人民軍の正当な遭遇戦」とであると正当化した。これらのケースにおいて被害者は、公的に新人民軍のメンバーだとレッテル貼り

³⁸ アジア人権委員会(Asian Human Rights Commission)の緊急声明がこの事案を取り上げている。<http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2006/1867>参照。

³⁹ 調査団が行った、4月16日の被害者との聞き取り調査に基づく。パルパラン退役少将は2005年9月から2006年9月まで、第7師団を率いていた。メロ委員会は、当事件へのパルパラン退役少将の関与を調査した。

⁴⁰ 目撃者は復讐される恐れがあるためにその名前を公表することができない。目撃者は安全のために避難生活を送っており、自宅を去らなければならなかった。殺害や拉致現場の目撃者は実際に殺害される危険にさらされている。

をされた。

- ケース 2 – Benjaline Hernandez

殺害後、国軍と北コタバト州知事は記者会見を開き、事件は軍と反抗グループである新人民軍(NPA)間の正当化できる遭遇戦だったと主張した。Benjaline のグループは新人民軍のメンバーであるというレッテルを貼られ、殺害の正当化の口実とされた。軍内の犯人は後に訴追された。

- ケース 15 – Grecil Buya

軍隊は被害者を殺害したことを認めた。しかし、彼らは、被害者が新人民軍の少年兵であったとし、その殺害は正当化されると主張した。

フィリピン国家人権委員会(CHR)は、軍の上記の主張を否定した。後に軍は、「被害者を殺害したのは新人民軍だ」と主張を変更した。

被害者の両親によると、被害者の葬式に参列した兵士の1人が、自分の同僚が被害者を撃ったことを、被害者の兄弟に対して認めたという。

Grecil Buya のケースは、軍が9歳の少女を殺害し、その少女が反政府共産ゲリラの少年兵だと非難した典型的な例である。国家人権委員会(CHR)は、Grecil は新人民軍のメンバーであったという軍の主張を否定している。

Benjaline のケースでは、国軍のメンバーは起訴され裁判にかけている最中である。

(2) 被害者の経歴:

超法規的殺害の被害者のほとんどは、共通の特徴をもった組織に所属している。その共通の特徴とは、それらの組織が、アロヨ政権の政策に反対する活動を行っているということである。被害者たちは、以下のとおり、人権侵害を積極的に是正しようとする弁護士であり、人権問題に取り組む活動家、学生であり、人権を普及させようとする労働組合の指導者、左派政党のメンバー、あるいは宗教的指導者たちであった。

1 人権団体

HRN 調査団が調査した以下の被害者たちは、軍による人権侵害を非難している人権団体、KARAPATAN (カラパタン: Alliance for the Advancement of Peoples' Rights)のメンバーまたは指導者であった。

- ケース 1 : Eden Marcellana
- ケース 2 : Benjaline Hernandez
- ケース 3 : Leima Fortu
- ケース 9: Alberto Ramento

注目すべきは、Eden と Benjaline は軍による人権侵害の状況を調査中に殺害されたということである。彼らは皆、増加する超法規的殺害をはじめとした国軍による人権侵害への批判を調査し公表していた。また、人権侵害や国軍の動員に活動的に反対活動をしていた著名な人権弁護士、Juvy Magsino 殺害 (ケース 3)も注目すべきである。

②比例代表政党 -Bayan Muna (バヤムナ):

HRN 調査団は、超法規的殺害の被害者の多くが Bayan Muna (バヤムナ) のメンバーであることを確認した。バヤムナは、政府によって公式に認知されている政党の1つで、そのメンバーの何人かはフィリピン各地の町で公職に付いている。この政党に入っていた被害者達は、殺害以前に、軍の侵した人権侵害を取り上げる運動に関与していた。⁴¹

殺害された者が Bayan Muna (バヤムナ) のメンバーだったケースは以下のとおりである。

- ケース 3: Juvy Magsino
バヤムナの活動家、東ミンドロ州の町長候補者
- ケース 7: Abelardo Ladera
ターラックのバヤムナのリーダー
- ケース 10: Felipe Lapa
バヤムナ・ラグナ州第三地域コーディネーター
- ケース 11: Espedito Albarillo
バヤムナ・南タガログ地域事務局長
Manuela Albarillo
バヤムナの活動家
- ケース 12: Romeo Malabanan,
バヤムナ・ラグナ支部の事務局長

③労働組合と活動家

次に大きな被害者のグループとして、労働者組合のリーダーたちがある。彼らは、外資系企業に対するストライキ運動に関っていた。

- Hacienda Luisita の労働組合と労働者
ケース 4,5: Jesus Lasa, Juancho Sanchez のほか、12 人の労働者・

⁴¹ メロ報告書 8 ページ参照

住人ら。

被害者らは、“ルイシータ農園の虐殺”におけるピケットラインにおいて、軍や警察が群衆に向かって行った発砲によって殺害された。

ケース 6: Ricardo Ramos

被害者はルイシータ農園の農民ストライキに参加した二つの労働組合の長であった。

- EMI 矢崎の労働組合長

 - ケース 13: Jesus “Buth” Servida

 - 被害者は地域の労働組合の外部組織者として頼られる存在であった。

- ネスレの労働組合長

 - ケース 14: Diosdado Fortuna

 - 被害者はネスレ労働組合の議長であった。彼の組合は、ネスレとの長期化した労働紛争を継続中であった。

④ 新人民軍、新人民軍のフロント組織もしくは「国家の敵」(Enemies of the State)とレッテルを貼られた人々

被害者の大半は、殺害や強制失踪に先立って、新人民軍のメンバーまたは「国家の敵」というレッテルを貼られていた。そのようなレッテルを貼られた人の中には、選挙で選出された市議会のメンバー、村の指導者、弁護士、人権団体の指導者もいた。

HRN 調査団は、収集した情報から、それらの被害者たちが「国家の敵」であるというのは信じ難いと判断した。

- 新人民軍構成員であるとのレッテル貼り

 - 被害者の何人かは、殺害前に軍等によって、新人民軍構成員であるとのレッテルを貼られていた。

 - ケース 1: Eden Marcellana

 - 被害者の夫は、「国軍のパルパラン退役少将は、KARAPATAN が新人民軍のフロント組織であり、それらの活動は国家に対する敵対行為とみなしていた。パルパラン退役少将らは彼女がまるで新人民軍のメンバーかのようにレッテルを貼り、地域のいたるところでミーティングを開催して、このことを喧伝した。」と、HRN 調査団に話した。

 - ケース 2 Benjaline Hernandez

軍は、殺害の直後、殺害は新人民軍との正当化できる遭遇戦だという弁明を行った。

○ ケース 3 Juvy Magsino

Magisno は殺害される前、自分の母親に対し、「国軍第 204 旅団は自分が新人民軍のメンバーだと非難している」と繰り返し話していた。

○ ケース 4, 5: Hacienda Luisita の虐殺

殺害後、軍は「Trinity of War」という報告書を発表し、その中で、新人民軍がルイシータ農園のストライキを扇動しており、虐殺も国軍ではなく新人民軍によって行われ、国軍の仕業と見せかけた、と主張した。

○ ケース 7: Abelardo Ladera

被害者の殺害前に軍は、コミックスタイルのプロパガンダ文書を配布し、その中で被害者を名指しし、新人民軍のメンバーであると書いた。

○ ケース 11: Albarillo 夫妻

メロ委員会の報告書には、警察の報告書には Albarillo 夫妻の事件に関して、「彼らはフィリピン共産党・新人民軍の隠れたメンバーである」との記載があり、夫の Albarillo 氏については「San Teodoro 町の Oscar Aldaba 町長殺害に関与している疑いがある⁴²」と記載されている。

目撃者によれば、殺害される直前、Albarillo 夫人は、軍に対し、「私たちは新人民軍ではありません」と訴えていたが、彼女の訴えは聞き届けられず、殺害された。

○ ケース 15: Grecil Buya

殺害後、国軍は被害者を「新人民軍の子ども兵士」とし、殺害を正当化した。

○ ケース 18 タイガイタイ 5

5 人の男性が新人民軍のメンバーだと容疑をかけられ、拉致された。彼らは、拷問を受け、彼らが行っていると疑われている新人民軍の活動について情報を提供するよう強いられた。国家警察は 5 人が監禁されていたことを否定していたが、拉致の 5 日後になって、被害者たちは反乱罪の被疑者として、地裁に突如連れてこられた。

- 「Knowing the Enemies (敵を知れ)」のリスト

⁴² メロ報告書参照

HRN 調査団は、

「Knowing the Enemies (敵を知れ)」

と題されたパワーポイントによるプレゼンテーションを入手した。

エスペロン参謀総長はこの、「Knowing the Enemies」というプレゼンテーションの存在を認め、これが、軍が作成した、国家の敵をリストアップしたものであることを認める証言をメロ委員会で行った。⁴³

このプレゼンの中では、いくつかの合法的グループが「敵性団体」として指定されていた。HRN 調査団は、今回調査したほとんどの被害者が「Knowing the Enemies」に載っている団体のメンバーであること確認した。

上述した、バヤンムナと KARAPATAN は「Knowing the Enemies」のリストに敵性団体として名指しされている。さらに、以下の団体・個人が「Knowing the Enemies」にリストアップされている。

○ “Labor Unrest at Hacienda Luisita Incorporated”

CATLU および ULWU を含む。

Ricardo Ramos (President of CATLU)

Jesus Lasa (Active member of ULWU)

特に、Ricardo Ramos は名指しでリストに載っていた。

○ “Philippines Independent Church”

(PIC: フィリピン独立教会)

Ramento 司教(フィリピン独立教会の元首座司教)

○ “United Church of Christ in the Philippines”

(UCCP: フィリピン合同教会)

Juancho Sanchez (Youth Fellowship)

○ “College Editor’s Guild of the Philippines” (CEGP)

Benjaline Hernandez (副議長)

○ “Kilusang Mayo Uno” (KMU: central organization of labor federations、5月1日運動)

Felipe Lapa (Member)

Diosdado Fortuna (地域支部長)

● **Order of Battle (戦闘対象序列)**

フィリピン政府は、

「Order of Battle」

という、国軍によって作成された、軍が攻撃対象とする個人や団体

⁴³ メロ報告書参照

のリストを作成していたことが明らかになっている。このリストの存在について国連特別報告者アルストン氏は、国連人権理事会に対する中間報告のなかで、「Order of Battle」という言葉は、軍では「軍事情報部が敵対軍組織を列挙し分析するための組織ツール」という意味だと分析している。⁴⁴

HRN 調査団が調査した 4 件の殺害事件について、被害者の名前が「Order of Battle(戦闘対象序列)」に載っていたとされている。

ケース 6: Ricardo Ramos

ケース 7: Abelardo Ladera

ケース 11: Albarillo 夫妻

ケース 14: Diosdado Fortuna

このうち特に、Ladera 氏はターラック市議会委員に 2 番目に多い票数で選ばれており、Ramos 氏と Albarillo 氏はフィリピン最小行政単位である Barangay の議長であったことに注目すべきである。Ramos 氏はまた「フィリピンの村で最も傑出した指導者」にも選ばれていた。

戦闘行為に参加していない市民を政府が「Order of Battle」のリストに載せることには何らの正当性も認められない。このような行為は市民の命を著しい危険にさらすものである。特に、上記 4 人の被害者のように、合法的、平和的に活動する人々をリストに載せることには何らの正当性も認められない。

同時に、軍が被害者や彼らの属す組織を「国家の敵」と指定しているのは、単にささいな偶然として、見逃すわけにはいかない。

軍が被害者死亡の直前にこれらの被害者を戦闘対象としたり、国家の敵と名指ししている事実は、殺害への軍の直接的関与を示唆してい

⁴⁴ The Order of Battle(戦闘対象序列)は国軍(AFP)によって作成されたとされる個人や団体のリストである。国連人権理事会のアルストン氏の中間報告書は次のように述べている。「フィリピン国軍(AFP)により組織的に用いられ、フィリピン国家警察(PNP)もしばしば実践している。戦闘対象序列は軍事用語で、『敵方軍事部門を列挙し、分析するために軍情報部により用いられている組織ツール』と定義されている。AFP は作戦を行っている様々な地方に関して、戦闘対象序列を用いている。私が入手したこの種の漏洩文書の写しは真正であることが明白だった。この文書は国軍および警察の上官が署名しているもので、『[当該]地方の情報コミュニティー全成員に対し…本改訂を採用し、手引きとして、CPP/NPA/NDF(フィリピン共産党/新人民軍/民族民主戦線)に対するより包括的かつ足並みを揃えた努力をさらに行うよう』求めている。この約 110 頁にわたる文書は、情報活動を基に、国軍が「非合法」とみなす組織のメンバーと分類された何百もの集団ならびに個人を列挙している。」「各紙の報道によれば、ほとんど毎日のように、国軍上級将校がこのような集団を中立化(neutralize)するよう促し、民衆に対しては、来たる選挙でこうした集団の候補者を支持することは敵を支持していることであると自覚するよう呼びかけている。」

UN Doc. A/HRC/4/20/Add.3, para. 9 参照

る。⁴⁵

(3) 殺害前の状況

次のケースでは、殺害前の状況もまた殺害と軍・警察との関わりを示唆している。

- ケース 3 – Juvy Magsino
 - Magsino 氏は殺害される前、母親に対して、自分が正体不明の相手から死の脅しを受けていること、第 204 旅団を指揮するパルパラン退役少将からも一度「私たちはお前を監視している」と言われたことを語っていた。
- ケース 6 –Ricardo Ramos
 - 被害者である Ramos 氏は殺害される前、地元で公に軍が開いた集会で、自分の名前が「戦闘対象序列(“Order of Battle”）」に載っているのを見つけた。
 - 被害者の携帯電話に死の脅しのメッセージを送られてきた。
 - 殺害される前日、“安らかに眠れ”というメッセージ・カードと、棺おけの絵、葬式用の花輪が入った箱を受け取った。送り主は不明であった。その箱はすぐに爆発した。
 - 殺害の当日、2 度にわたって兵士が Ramos の家にやってきて、彼と話をしたいと言った。2 回とも、兵士は、Ramos と会うことはできなかったが、その夜、Ramos 氏は射殺され、目撃者は、当日に訪問をした兵士と狙撃犯が同 1 人物であると証言している。
- ケース 7 – Abelardo Ladera
 - Ladera 氏が殺害される前、同氏が NPA のメンバーだとしたコミックスタイルのプロパガンダを、軍が配布していた。
- ケース 9 – Alberto Ramento
 - 被害者は、殺害される前、死の脅しのメッセージを頻繁に携帯電話に送られていた。

被害者の教会、フィリピン独立教会を「国家の敵」と指定する「敵を知れ(“Knowing the Enemy”）」が発行されたのちには、その脅しはますます頻繁に送られるようになった。
- ケース 11 – Expedito/ Manuela Albarillo
 - Albarillo 夫妻が殺害される 2 週間前、軍は頻繁に夫妻の自宅を訪れてバヤン・ムナのためのキャンペーンをやめるよう説得しようとしていた。

⁴⁵ 中立化 (neutralization) 政策はさらに軍と軍に非難されていた人々の殺害の結びつきを示唆するものである。この点に関しては後に議論する。

- ケース 13 – Jesus “Butch” Servida
 - 被害者の元同僚によると、Servida 氏は殺害される前、監視下におかれていた。
 - 殺害前、Servida 氏の労働組合の前組合委員長が矢崎 EMI 工場の近くで暗殺されそうになった。前組合委員長を攻撃した銃撃犯は、Security Unit の警官であったことが後に判明している。
- ケース 14 – Diosdado Fortuna
 - 殺害前、Fortuna 氏は自身が監視されていることや警官に数回遭遇したことを同僚に報告していた。
 - 殺害前、別の労働者オルグが地元で拉致された。後にその被害者は、自分は Fortuna 氏と間違えられて拉致されたようだと語った。

(4) 殺害の方法 (殺害の様態、殺害に使われた武器、殺害された場所)

超法規殺害のなかには、襲撃者の正体がわからない事件もある。こうした事件についても共通する特色として、殺害が「プロフェッショナル」な方法で行われていることがあげられる。被害者はしばしば、真昼間に人々の前で公然と殺害され、しかも被害者は、軍事的装備(M-16または45口径ピストル)を用いた、頭部または胸部への一撃で射殺されている。

殺害に使われた武器

被害者の多くは、45口径ピストルやM-16ライフル等、軍隊で通常使われるような兵器によって殺害された。

- Case 8 – Iasias Rosa:
 - 被害者の家族は、彼らが45口径のピストルを携えた、軍服を着た男たちによって脅されたと述べている。
 - 警察の捜査によると、被害者の遺体の近くから、45口径ピストルの薬莢が見つかった。
- Case13 – Jesus “Butch” Servida:
 - 被害者は、招待不明の実行犯に、45口径の銃で顔面および口を、至近距離で撃たれ殺害された。
- Case 14 – Diosdado Fortuna:
 - 被害者は、2人の武装した正体不明の男に、撃たれた。
 - 45口径の銃から発射された弾丸は、被害者の胸部を撃ち抜き、その心臓・肝臓・脾臓に致命的な怪我を負わせ、被害者を即死させた。

- Case 10 – Felipe Lapa:
 - 被害者は、45 口径の銃で頭を撃たれ殺害された。犯人は CAFGU のメンバーであると、遺族が証言している。

殺害場所(殺害事件が発生した場所)

ほとんどの殺害は、日中、被害者の家や職場の前で、数多くの目撃者の目前で、行われている。これらの行動は、犯人が警察や政府の反応に対し、ほとんど恐怖を抱いていないということを示している。

- 多くの事件において、犯人たちは、被害者の家で被害者に近付き、被害者を数メートル連行した上で、射殺している。
 - ケース 8 : Isaias Sta. Rosa
 - ケース 10: Felipe Lapa
 - ケース 11: Albarillo 夫妻
- 他の事件では、被害者らは職場や居住地区等の公共的な場所で殺されている。
 - ケース 3: Juvy Magsino
軍のキャンプの近くで狙撃され、殺害された。
 - ケース 6: Ricardo Ramos
多くの村人とともに、ストライキの成功を祝っている最中に殺害された。
 - ケース 7: Abelardo Ladera
午後 1 時頃、自宅に戻る途中に店舗で買い物中、被害者の運転手の目の前で殺害された。
 - ケース 12: Romeo Malabanan
朝、公道に面している自宅の前で殺害された。
 - ケース 13: Jesus “Buth” Servida
朝、職場(日系企業の EMI 矢崎)の門前で狙撃された。
 - ケース 14 : Diosdado Fortuna
午後 5 時 20 分ころ、日系プラスチック製品製造企業のサガラの門の前で狙撃された。

(5) Palparan (パルパラン退役少将) 退役少将が関与する殺害

大統領が設置した特別調査委員会(メロ委員会)の報告書は、フィリピン国軍退役少将のパルパラン退役少将について、次のように記述している。

“パルパラン退役少将は、明らかにこの一連の人権侵害の中心人物であり、共産主義勢力と疑われる人々を、彼らが非武装の市民であるにもか

かわらず、超法規的に殺害することを推奨する声明を発表したことを認めている。さらに悪いことに、パルパラン退役少将は少なくとも2名の失踪に関して「喜び」を表明した。その2名とは、まだ学生だったが共産主義勢力または活動家と疑われていた。”⁴⁶

HRN調査団が調査した超法規的殺害のうちいくつかの事案も、以下に記述するとおり、パルパラン退役少将の当時の赴任地の事案であり、いずれもパルパラン退役少将に責任がある可能性が高いことが確認された。

1 2001年5月-から2003年4月

この間、パルパラン退役少将はミンドロ州の第2師団下の第204旅団の指揮官だった。以下の事件は、パルパラン退役少将、または彼の部隊が関係しているといわれている。

○ ケース1 Eden Marcellana

- ・被害者の夫によると、被害者はパルパラン退役少将の「いちばんの敵」とみなされていた。被害者は、パルパラン退役少将の人権侵害の責任を問う報告書の作成をしていた。報告書はパルパラン退役少将大佐が軍の少将に昇進するタイミングで発行される予定だった。
- ・パルパラン退役少将直属の部下は地元コミュニティでミーティングを開き、被害者を新人民軍のメンバーであると喧伝していた。
- ・パルパラン退役少将が指揮する第204旅団のメンバーが被害者殺害の犯人として訴追されている。

○ ケース10 Felipe Lapa

被害者の家族は、犯人を目撃し、犯人らがパルパラン退役少将が指揮する第204旅団のメンバーだと特定した。

○ ケース11 Expedito Albarillo

Albarillo 夫妻は、第204旅団に関連している第16大隊のメンバーによって殺害された。

② 2005年9月-2006年9月

この期間中、パルパラン退役少将は中部ルソンの第7師団の指揮官を務めていた。以下の事件は、パルパラン退役少将もしくは彼の指揮下の軍隊が関係している可能性が高い。

○ ケース6: Ricardo Ramos

この事件の目撃者は、パルパラン退役少将が指揮する第7師団・第48大隊のメンバーが犯人だと指摘している。

⁴⁶ メロ報告書 p56, 57 参照

○ ケース 16: Sherlyn Cadapan

目撃者は、Sherlyn Cadapan 氏と他の 2 名はパルパラン退役少将が指揮する第 7 師団・第 56 大隊のメンバーによって拉致されたと証言している。

メロ報告書によると、この強制失踪事件について、パルパラン退役少将は喜びを表明しており、「私たちにとっては好都合だ。」と述べた。

○ ケース 9: Alberto Ramento 司教

Ramento 司教は、パルパラン退役少将が退職した直後の 2006 年 10 月 3 日、ターラックにある彼の教会内で刺殺された。

○ ケース 17: Ronald Intal

Ronald Intal 氏は 2006 年 4 月 3 日、3 人の武装した男に強制的に拉致された。Intal 氏がルイシータ農園のストライキを支援していたことは、第 7 師団の間でよく知られていた。

③ 上官としての責任

HRN 調査団はパルパラン退役少将がフィリピン国軍 (AFP) 内部で彼の部下に殺害を命令したという証拠を得ることができなかった。しかしながら、少なくとも彼は、部下に対して殺害を扇動し、推奨していたと認められる。

メロ報告書は、超法規的殺害に関連するパルパラン退役少将の発言を詳しく引用している。報告書の記述から、パルパラン退役少将が超法規的殺害および強制失踪を声高に奨励し扇動していたことが認められる。例を挙げれば、

“彼らは比例代表政党の下院議員として政府内にいるが、彼らがどのような体裁をしようとも、「国家の敵」であることに変わりはないのだ”
(2006 年 5 月 16 日, *Philippine Daily Inquirer* より)

“殺害の責任は私にあるとされているが、私は実際に殺してはいない。私はただ、殺害を実際に行おうとする者に動機づけを与えただけだ。”

“私は、共産勢力勢力の被害にあった人々が仕返しするよう推奨しているのだ。”⁴⁷

パルパラン退役少将は、軍の師団・大隊を指導する立場にあつて、軍内部で、部下に対し、実際の犯人に超法規的殺害を扇動し、働きかけを行ったものである。これは軍の指揮命令系統下でなされた指令に限りなく近いものといえることができ、私人間における犯罪の教唆に比しても、重い責任であることは明らかである。

国際刑事裁判所に関するローマ規程 27 条は、上官が当該軍隊による

⁴⁷ メロ報告書 p17 参照

犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、または捜査及び訴追のために、自己の権限に基づく必要かつ合理的な措置を取らなかった場合、上官としての刑事責任が成立する、としている。

しかし、パルパラン退役少将の積極的な奨励・扇動の事実から、ICC 規程によるまでもなく、同氏が一連の殺害について責任を負うことが認められる。

(6) 結論

以上のとおり、HRN 調査団は、多くの事件で、フィリピン国軍 (AFP) もしくは国家警察 (PNP) のいずれかが殺害に責任があると信じるに足る合理的理由があると結論付ける。

第1に、HRN 調査団は 8 件の超法規的殺害事件でフィリピン国軍のメンバーを犯人として特定する、信用に足る証言を得た。また、2 つのケース (上記の 8 ケースのうちの 1 件を含む) では、フィリピン国軍は少なくとも一度は、被害者を自ら殺害したことを認め、「新人民軍 (NPA) との正当な戦闘」であったと正当化を試みた。さらに、3 つの強制失踪のケースのうちの 2 ケースで、目撃者と解放された被害者は軍の関与をはっきり証言している。

第2に、他の 6 つの超法規的殺害と 1 つの強制失踪のケースについては、特定の兵士が殺害に関与した、と認定するに足る証拠はない。しかし、これらのケースについても、政府機関が殺害に関係していることを示唆する統計的な殺害パターンがあることが認められる。

すなわち、全ての超法規的殺害は次のように、いくつかの共通したパターンがある。

- (a) 被害となった者が特定のグループに属している点
- (b) 被害者は政府またはフィリピン国軍によって敵または新人民軍のフロント組織であるとして非難されていた点
- (c) 被害者はフィリピン国軍によるとされていた人権侵害を公に暴こうとしていた点
- (d) 被害者は、嫌がらせを受けたり、死の脅しを受けたり、軍から左派的活動をやめるよう促されていたり、執拗な監視下におかれていた。

さらに、使われた武器、殺害の場所、殺害方法にも特定の共通点がある。強制失踪のケースでは、超法規的殺害でみられた特徴と類似する点が多くある。

パルパラン退役少将が関係するケースは、軍に責任があることを示す最も明らかな例である。彼は直接殺害を命令はしていないものの、殺害を公に推奨している。彼の指揮する部隊が活動していた地域で連続的に殺害事件が

発生し、彼の指揮する部隊のメンバーが犯人であることを目撃者がはっきりと特定したケースもいくつかある。

アロヨ政権の全面戦争 (All Out War) 政策および左派に対するフィリピン国軍 (AFP) の中立化政策 (neutralizing policy、詳しくは後述する) を考慮すると、調査団は政府機関が上記の超法規的殺害事件のほとんどのケースに関して責任があると考えられる。

2. 被害者の数と特徴

議論の必要な問題の一つに、フィリピンでの超法規的殺害の被害者の数があげられる。

現地の人権団体である KARAPATAN は、2001 年にアロヨが政権に就いて以来 800 件以上の超法規的殺害があったと報告した。⁴⁸ 別の現地人権団体である PAHRA は異なる数を挙げている。アムネスティ・インターナショナルは、2005 年には 66 件の超法規的殺害があり、2006 年前半の 6 ヶ月中に 51 件の殺害があったとしている。⁴⁹ 一方、軍の特別捜査班であるウッシングが調査対象としている事件はこれに比して著しく少ない。

殺害の数についていえば、正確な数字を決定するには更なる評価や明確化が必要であると HRN 調査団は考える。しかし、提示されている数字が団体によって異なることは、発生している被害を過小評価したり否定したりするための正当な理由にはなり得ない。殺害および強制失踪に関する全ての主張は重く受け止められ、政府によって徹底的に調査されなければならない。

KARAPATAN (カラパタン) と PHARA は異なる件数の超法規的殺害を報告したが、数が違う理由は、この二つの団体が異なる地域を調査していて、それらの調査が重複していないという事実によるものといえる。⁵⁰

しかし、重要なことは、件数よりも、数多くの超法規的殺害が国家機関によってなされたということ、そして、人権侵害が不処罰のままにされてしまっていることである。HRN 調査団が面会した被害者の親族のほとんどは、最愛の家族が殺害されたのにも関わらず、何らの調査もされず、正義が実現せず、説明責任が果たされていない、と主張している。

また、これらの殺害の対象となった被害者の特徴に関しても、HRN 調査団は重大な懸念をもっている。HRN 調査団が調査した事件では、被害者の中に非常に尊

⁴⁸ KARAPATAN, Report on the human rights situation in the Philippines, 2006 を参照。数字は 2007 年 4 月 15 日の KARAPATAN によるプレゼンテーションで調査団に知らされたもの。

⁴⁹ Amnesty International, “Philippines: Political Killings, Human Rights and the Peace Process”, 2006, p.5 参照。

⁵⁰ 2007 年 4 月 20 日に行われた PHARA を含む団体とのミーティングで得られた発言である。

敬されていた弁護士や人権活動家、労働組合の指導者、聖職者、市議会委員、村長(バランガイのリーダー)⁵¹、そして左派活動家を含む。被害者の大半は市民の権利を擁護する活動をしていた。このような殺害は市民が常に恐怖の中で暮さなければならない状況をつくり、社会全体に委縮効果をもたらし、表現の自由を奪い、結果的には民主主義社会を掘り崩すことになる。⁵²

V 聞き取り調査

1 人権活動家に対する超法規的殺害

ケース 1 : Eden Marcellana と Eddie Gumanoy⁵³

【被害者のプロフィール】Eden・Marcellana (29 歳、女性)

KARAPATAN 南タガログ地域事務局長

Eddie・Gumanoy (37 歳、男性)

KASAMA-TK 農民団体の組合長

【事 件】被害者は 2003 年 4 月 21 日、東ミンドロ州 Bansud 町にて殺害された。事件はある被害者の人権問題調査中に起きた。



生前の Eden Marcellana



調査団がインタ

ビューをした夫

殺害前の状況

殺害の前、Eden Marcellana は人権団体 KARAPATAN の地域事務局長として、

⁵¹ バランガイ (Barangay) はフィリピンの最少行政単位である。Barangay Captain は、選出されたバランガイの長であるから、フィリピンの村のリーダーである。

⁵² フィリピンでは、フィリピン政府と新人民軍との間の戦闘が続いており、新人民軍等の非政府アクターによる人権侵害の問題がある。しかし、HRN 調査団は政府の責任に集中して調査した。つまり、国際条約の下で国家はまず第1に人権の尊重に責任があるからである。しかし、調査団は、非政府主体による国際人権法および人道法違反も同様に批判する姿勢である。新人民軍による人権侵害に関してアムネスティ・インターナショナルの報告書を参照。

⁵³ HRN 調査団が 2007 年 4 月 16 日行った、Eden Marcellana の夫に対する聞き取り調査による。この事件は、アムネスティ・インターナショナルの報告書 “Philippines, Political killing, Human Rights and the Peace Process” に記載されている。 www.reliefweb.int/library/documents/2006/ai-phl-15aug.pdf 参照

殺害されるまで5年間にわたり、人権侵害の事実調査ミッション(FFM)の指揮、証拠書類集め、メディア組織との対応、政府機関、国軍、そして軍幹部へのロビー活動を行っていた。

彼女の夫はHRN調査団に対し「軍は彼女が新人民軍に関わっていると疑っていた」と述べた。

彼女が人権活動を行っていたことからパルパラン退役少将の最大の敵と思われていたと夫は言う。「人権侵害事件のほとんど全てにパルパラン退役少将が関わっていた。Edenはこれらの事件を扱っていた1人であり、スポークスパーソンとして人権侵害を声高に非難していた。だから彼女は民族民主戦線(NDF)の上層部の人間だと疑われており、大きな獲物と思われていた。」「過去にパルパラン退役少将は、KARAPATANが新人民軍の最前線であり、KARAPATANの活動全てを政府への敵対行為とみなしていた。パルパラン退役少将らは、彼女がまるで新人民軍のメンバーだとレッテルを貼り、地域で喧伝し、ミーティングを持った。」

殺害の状況

2003年4月19日から21日にかけて、EdenとEddieは村会議員の拉致・拷問事件および第204歩兵隊によると疑われている村民家屋破壊を調査するために11名の事実調査団を率いて東ミンドロ州のGloriaに向かった。

強制失踪と拷問を調査中、Edenのグループは、さらにTambongの村長に対する拷問事件があることを知った。彼らは、後者の事件が急を要すると判断し、この人権侵害の事実調査も行うことになった。調査団は2003年4月21日に調査を終え、カラパン市に向け出発した。

午後7時頃、調査団の乗っている車が武装した男たちに止められた。襲撃者は特にEdenに質問し、身分証の提示を求めた。その後、車はVictoria町のPablacionのどこかで停車し、彼らはEden, Eddie, Virgilio・Catoy II、Marlvin・Jocson, Francisco・Saez(全員が事実調査団メンバー)、そしてジープニー(ジープを改造した乗合自動車)の一般乗客であるZosimo・Criponを拉致した。彼らは縛り上げられたまま、ジープニーが止まるまでさらに1時間ほど拘束・連行され、その後、EdenとEddieはジープニーから降りるように命令された。

翌日、EdenとEddieは銃で撃たれた死体で発見された。残りの乗客は生きたまま解放され、事件を公に報告した。

4名の生存者は、彼らを拘束した実行犯がミンドロの第204歩兵隊のDonald・Caigas曹長であると証言した。

Edenの夫は、パルパラン退役少将が殺人の黒幕と信じている。「殺される前、Edenはパルパラン退役少将に責任がある人権侵害事案の公表を準備していた。上院の委員会はパルパラン退役少将に対する事件の聴聞を予定しており、彼女

は証拠を持っていた。」

捜査と起訴

この事件は注目を浴び、大統領は司法省の特別チームを結成することを余儀なくされ、調査が開始された。しかし、Donald・Caigas は司法省特別チームへの出頭要請を数回にわたり無視した。2003年6月5日、司法省次官 Jose・Calida は、Donald・Caigas が Marcellana と Gumanoy 殺害容疑で逮捕されたと発表した。

9名の生存者による目撃証言から、2003年5月に司法省特別チームは上記事件の起訴を勧告した。しかし、この事件の起訴は2度も却下されている。Edenの家族と支援者たちは3度目の起訴の裁定を求めている。

家族からのコメント

フィリピン政府と関係機関に対して言いたいことを夫の Marcellana 氏に尋ねると、彼は次のように答えた。「犯人を処罰すべきだ。アロヨ大統領に対しては、全ての殺人を止めるように命令しなければならない。被害者に正義を。」⁵⁴

ケース2: Benjaline・Hernandez⁵⁵

【被害者】 Benjaline・Hernandez (22歳、女性)

ダバオにある KARAPATAN ミンダナオ南部地域、副事務局長

アテネオ・デ・ダバオ大学3年生

ミンダナオの大学編集組合 (College Editor's Guild of the Philippines: CEGP) の副会長

Crisanto・Amora(23歳)、Vivian・Andrade(18歳)、

Labaon・Sinunday(30歳)

後3名は、Arakan Progressive Peasanto Organization (APPO: 進歩的農民組織) のメンバーである。

【事件】2002年4月5日、被害者は北コタバト州、アラカンバレーの Caridad で殺害された。被害者たちは、人権事実調査を行っている最中に殺

⁵⁴ メロ委員会報告書27ページの Palparan's responsibility on this case を参照

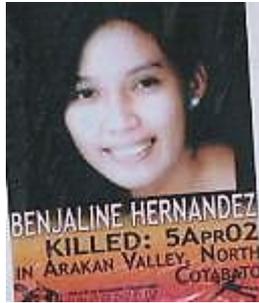
⁵⁵ HRN 調査団は Hernandez の母親と 2007年4月16日に面談した。このケースは、アムネスティ・インターナショナルとまにら新聞で取り上げられている。<http://web.amnesty.org/wire/july2002/Philippines> 及び

http://www.manilatimes.net/national/2007/july/19/yehey/top_stories/20070719top8.html 参照

http://www.manilatimes.net/national/2007/july/19/yehey/top_stories/20070719top8.html 参照

害された。

【犯人】国軍の Antonio・Torella 曹長と CAFGU 構成員ら



生前の Benjaline



調査団がインタビューした母

殺害の状況

2002年4月5日、Benjaline Hernandezは3名の農夫が2001年にアラカンバレーで殺害されたという未解決事件である Tababa 虐殺に関する事実調査団の証拠収集調査のためアラカンバレーにいた。Hernandezは APPO のメンバーである Crisanto・Amora, Vivian・Andrade, Labaon・Sinunday と共にいた。

目撃者によると、Hernandezと仲間が小屋で休憩をし、昼食を取っている最中に、武装した男たちが廃屋を警告なしに機銃掃射した。何人かは顔を隠すために覆面をしていた。銃声が聞こえた後、グループは小屋から逃げ出した。Sinundayは最初に撃たれ殺された。

Hernandez、Amora、Anradeは自分たちが民間人で武器を持っていないと彼らに説明しながら命乞いをした。しかし、彼らは全員至近距離から撃たれた。被害者たちと一緒にいた16歳の少年は、小屋から飛び出し、草の中に隠れたので助かったと証言した。彼の証言によると、被害者らは武装した男たちにより同時に銃撃され殺された。彼は殺人を目撃したことによるトラウマに罹っている。⁵⁶

少年は第7空挺部隊の Antonio・Torella 軍曹、CAFGU(AFPの指揮下にある準軍事グループ)の構成員が犯人であると確認した。少年の証言によれば、CAFGU 構成員は、Torella 軍曹に率いられ、Loe・Ingatan、Edwin・Arandilla、Edgar・Alojado、Bernabe・Abanill等合計6名であった。

武装した男たちが Hernandez を殺害し、その場を立ち去った後、彼らは近隣の村の住民グループと遭遇した。武装した男たちは、村民たちに対して、殺されたのが親戚や知り合いかどうか、死体を見て確認しろと言った。

その時、カメラを所持した医療ボランティアの団体が村民たちと一緒にいたことから、村民たちと一緒に現場に駆けつけ、死体の写真を撮った。Hernandez の母はその写真のコピーを持っている。

捜査と起訴

⁵⁶本人の安全を確保するため、HRN 調査団はこの少年の身元を公表できない。

事件から2日後、国軍と北コタバト州知事の Manny・Pinol は、軍(AFP)と新人民軍との衝突における正当な攻撃であると記者会見を開いた。この記者会見で、被害者は新人民軍のメンバーだったとされた。

国家人権委員会(CHR)第11地域事務所は事件の調査を指示した。委員会の報告書には、事件は軍と新人民軍の遭遇ではなく、また銃撃による交戦状態ではなかったと述べられていた。こうして、事件は、刑事事件として2002年に司法省に訴追された。

事件はその後キダパワン市の地方裁判所に送られた。国軍第7空挺部隊の Antonio・Torell 軍曹、CAFGU に属する2名が殺人で訴追された。Torella 軍曹と CAFGU メンバーは逮捕されたが、6ヶ月後に釈放された。

軍が軍曹を降格させたかどうか尋ねると、Hernandez の母は答えた。

「軍は Torella 軍曹に処罰は与えなかった。彼は軍に今も勤務しており、政府から給料も貰っている」。

被害者に対する全ての証言がなされた後、事件は証拠不十分として起訴の請求が却下された。2006年3月、Hernandez の母は国連・自由権規約委員会に事件を訴えた。彼女の母は言う。「事件の前、私は普通の母でした。しかし、事件からの5年間、ずっと闘っています、正義のために。」

ケース3: Juvy・Magsino⁵⁷と Leima・Fortu

【被害者】Juvy・M・Magsino (34歳、女性)

東ミンドロ Naujan 町副町長および町長候補者⁵⁸、人権弁護士
バヤンムナの活動的メンバー⁵⁹

Leima・Fortu (27歳、女性)

KARAPATAN・東ミンドロの事務局長代理
東ミンドロ州カラパン市のバヤンムナのメンバー
カラパン市の公立 Suqui 小学校の教師⁶⁰

【事件】彼らは2004年2月13日、午後11時ごろ、東ミンドロ州 Naujan

⁵⁷ HRN 調査団は Juvy Magsino 氏の母親と2007年4月18日に面談を行った。このケースは2006年7月24日に Dutch Lawyers for Lawyers Foundation による国際事実調査団でも報告されている。

⁵⁸ 彼女は殺害された当時、ミンドロ平和と正義 (Mindoro for Justice and Peace)、東ミンドロ副市長連盟 (the Vice Mayors' League of Mindoro Oriental) の議長をつとめ、ガブリエラの名誉会員であった。人権弁護士として、鉱山での被害者弁護にも活発に取り組んでいた。

⁵⁹ バヤンムナ (People First)は労働者、農民、専門家で構成された政党である。

http://www.bayanmuna.net/?page_id=2 参照

⁶⁰ 彼女はまた、ミンドロ正義と平和 (Mindoro for Justice and Peace) のボランティアスタッフでもあった。

Amuguis 村にて殺害された。



生前の **Juvy・Magsino**



事情聴取

事件前の状況

Magsino は、人権弁護士であり、農民の土地の権利に関連した多くのケースに関わっていた。殺害前、彼女は 2004 年 5 月 11 日に行われる市長選に奔走していた。バヤンムナは彼女を市長候補に立てていた。Fortu は KARAPATAN・東ミンドロの事務局長代理で、同時にバヤンムナの地域コーディネーターであった。

ミンドロは政府の反乱鎮圧作戦の最優先地域とされており、フィリピン軍の第 204 旅団の作戦指揮のもと、軍が配備されていた。Magsino と Fortu は超法規的殺害を含む軍による人権侵害に対して様々なキャンペーンを行う最前線にいた。2 名の被害者はまた、州内への軍の配備を止めるためのキャンペーンで非常に目立っていた。

嫌がらせ

Magsino の殺害前、政治活動に関連して、彼女が正体不明の相手から死の脅しを受けていた。彼女は生前、第 204 旅団を指揮するパルパラン退役少将からも一度「私たちはお前を監視している」と言われたと、母に語っていた。

また彼女は母に、第 2 師団第 204 旅団の Larry・Geralyo 軍曹から、彼女を新人民軍のメンバーとみなしていると言われた、と報告していた。⁶¹

殺害の状況

2004 年 2 月 13 日、Magsino は東ミンドロ州 Naujan 町 Pinagsabangan 村にある友人の Gina・Tria の家に、仲間の Leima・Fortu とともに自動車で立ち寄った。

彼女が Gina の家を出るにあたり、Gina の家からコンピューターを車に積んでいるとき、Gina は銃声を聞いた。Gina は、バイクに乗った 2 名の男たちが被害者たちに弾丸を浴びせかけたのを目撃した。Magsino は撃たれたにもかかわらず、車に飛び乗り、Fortu と共にカラパン方向に運転をして逃げようとした。しかし 2 名の襲撃者たちは、ナンバープレートのないバイクに乗って彼女を追跡し銃撃した。

⁶¹先述されたオランダ法律家グループ (Dutch lawyers' group) が発行した報告書によると、Magsino は軍によって監視されていた。2003 年の末に、Magsino と彼女のチームが軍によって追跡される様子が地域テレビ局のドキュメンタリー番組で放送された。その番組で彼女は軍によって新人民軍のメンバーであるということにされたということをジャーナリストから聞かされた。

Magsino たちの死体は第2師団第 204 旅団キャンプから 1 キロ離れた Amuguis 村の水田で発見された。車中には数発もの弾痕があり、Magsino には頭部に 3 発、胸、肩、首に各 1 発の銃弾が撃ち込まれていた。

捜査と起訴

Gina は襲撃者の 1 人を見て、市長のために働いたことのある Reynante・Antenor だとわかった。2004 年 3 月 8 日、John・Does と共に Antenor は 2 名の殺害の件で東ミンドロ地方裁判所に訴追された。Antenor は逮捕され、地方刑務所に収監され、この事件で唯一起訴されている。

2004 年 8 月 11 日、訴追側の申し立てにより、最高裁はこのケースを東ミンドロ地方裁判所からケソン市地方裁判所に移送した。今のところ、このケースは中断しており、被告側が証拠を提出することになっている。

Magsino の母は HRN 調査団に、「Gina 以外に、犯行現場に確かな目撃者がいた。しかし、脅迫されているので、目撃者は裁判所で証言をしたがらない。」と述べた。

2 ルイシータ農園(Hacienda Luisita)に関連する超法規的殺害⁶²

(1) ルイシータ農園(Hacienda Luisita)における労働者および農民の紛争

ルイシータ農園は中部ルソン地域のターラック市の 11 バランガイ(フィリピンの最小行政単位)に亘る 6000 ヘクタールの土地を含んでいる。

1958 年、ホセ・コファンコはこの土地を、居住している農民に対して 10 年後に農地を分配するという条件の元で、政府のローンを使って購入した。ホセ・コファンコは、住民たちを農園と工場の労働者として雇い、砂糖キビ農園と製糖工場を始めた。しかし、10 年後、彼は土地を分配することを拒否した。1985 年、マルコス政権は、CARP(包括的耕地再編プログラム)により、コファンコ家(アキノ元大統領の実家である)に対し、土地を配分すべきことを命令した。

この決定に先立ち、コファンコ家は SDO(株式分配オプション)⁶³による、土地ではなく株式を分配するという、土地開発プランを開始した。1991 年、株式が分配されたが、ルイシータの住民は低報酬のままでコファンコ家の労働者でいなければならなかった。こうして、労働者たちは小株主としての権利を求めるとともに、労働条件改善の闘争を行ってきた。

2004 年 11 月 6 日、ターラック中央労働組合(CATLU,Central Azucarera de

⁶²HRN 調査団は 2007 年 4 月 17 日、この町で 10 名以上の労働指導者や虐殺の目撃者と面談した。また、HRN 調査団は、このストライキと虐殺を録画したビデオテープも入手した。

⁶³ “Hacienda Luisita Report from Philippine Delegation”

GlobalMinistries.<http://www.globalministries.org/eap/ea072405.htm> 参照

Tarlac Labor Union)とレイシータ労働者組合(ULWU)という、農園で働く労働者を組織する二つの労働組合に属する労働者たちは、ともに、レイシータ農園を営むコファンコ家に対して、労働条件改善を求めるストライキを開始した。このストライキに関連して、多くの殺害が発生した。⁶⁴

(2) レイシータ農園の虐殺

ケース4: Jesus・Lasa⁶⁵

【被害者】 Jesus・Lasa(34歳、男性)

レイシータ農園の住人で同農園の労働者
ULWU(レイシータ労働者組合)の活動家

【事件】 レイシータ農園で2004年11月16日に撃たれ、後に死亡。

その他の被害者: Juancho・Sanchez(後述するケース5)、Jhaivie・Basilio、Adriano・Caballero、Jung・David、Jaime・Pastidio、Jessie・Valdez および子どもを含む氏名不詳者7名

殺害の状況

Jesus・Lasaは、レイシータ農園の住民で労働者の父と一緒にストライキに参加していたところ、国軍に撃たれ殺された。

この日、多数の労働者は、ストライキに参加し、ピケットラインを張っていた。同日、労働者の代表らは、コファンコ家を訪れて交渉による解決を求めたが、コファンコ家は面会に応じず、交渉は決裂していた。

HRN調査団はJesus・Lasaの父にインタビューし、虐殺に至る一部始終を確認した。

2004年11月16日、午後3時頃、労働者たちのストライキの現場に、2台の軍用車、消防自動車等とともに、少なくとも1000人の兵士と地元警察がやって来た。彼らは、ピケットラインを張っている労働者たちに対し、「5分以内に解散するか、そうでないと負傷することになる」と警告した。

警告にも関わらず、労働者たちはその場に居続けたので、兵士と警察は、まず、彼らに向かって放水をし、催涙ガス弾を投入した。労働者たちは列を維持し、軍と警察から労働者を隔てていた門に向かった。

彼らは前進しながら、自分たちを守るために兵士に投石し、退却させようとした。それに対し、軍用車両が門を破壊し、兵士と警官たちは群集に向かってさらに催涙ガス弾を投入した。多くの労働者たちがその場に立ち止まり、数名は催涙ガス

⁶⁴ 2005年12月6日付 Manila Times によると、その時点でパトリシア労働雇用省長官は、労働者代表に、労働者が仕事に復帰するようにとの命令を遵守するように求め、フィリピン国軍北ルゾン司令部に警察を助けるように指示した疑いがもたれている。

⁶⁵ HRN調査団は被害者である Jesus Lasa および Juancho Sanchez の父親と2007年4月17日に面談した。本件については、Report for Permanent People's Tribunal 参照

から走って逃げた。近くの町の人たちは苦しんでいる労働者たちを助けるため、水の入ったバケツを持って救援活動を開始しようとした。その直後に、兵士たちが群集に向かって銃撃をした。

Jesus・Lasa はそのとき、父とともにストライキに参加して現場にいた。Jesus・Lasa の父は、軍が発砲し、その銃弾が隣にいた Jesus・Lasa にあたったのを目撃した。

被害者は病院に搬送されたが死亡した。父は「息子は最後まで戦っていた。私が息子の遺志を引き継ぐ」と語った。

なお、Jesus・Lasa の負傷した状況は、HRN 調査団が入手したビデオ・テープにもおさめられている。

ケース 5: Juancho・Sanchez

【被害者】 Juancho・Sanchez (20 歳、男性)

Balate 村の住民

フィリピン・キリスト教徒青年団体合同教会のメンバー

【事 件】 2004 年 11 月 16 日、ルイシータ農園のストライキ中の労働者を応援するために、ストライキ中の人たちに水を手渡している最中、軍の発砲に遭い、銃撃され殺害された。

調査団がインタビューした Lasa の父(左)と Sanchez の父(右)



捜査と起訴

エドガー・アグリパイ国家警察長官、パトリシア・サント・トーマス労働雇用省長官、ベニグノ・コファンコ・アキノ3世下院議員、Quirino・de la Torre 署長、Romeo・Domingues 北ルソン司令部将軍、第 69 大隊の Ricardo・Visaya 大佐らは行政監察院に複合殺人罪、職権濫用罪で告発された。⁶⁶しかし、このケースは却下された。

⁶⁶ PNP ニュース (PNP News)

http://www.pnp.gov.ph/press/press/content/news/2004/nov/aglipay_acteddecisively_luisitacase_nov2504.html 参照

虐殺事件については何らの処罰もなされていない。

調査結果

国軍は、この虐殺を指揮したのは国軍ではなく、ストライキに入りこんでいた新人民軍がグループであり、国軍のせいに見せかけた、と主張している。

しかし、HRN 調査団は多くの目撃者に会ったが、一般の村民を含む誰もがこの見解を支持せず、国軍による発砲が犠牲を生んだことを証言した。

HRN 調査団はまた、ストライキと虐殺の様相を撮影した何本かのビデオを確認・分析し、虐殺の前にストライキ参加者と国軍および警察が対峙していたことを知った。虐殺を行ったのは新人民軍であるとする国軍の主張を証明する証拠は全くなかった。こうした状況に鑑みるならば、政府は、徹底した事件の真相究明と軍の責任追及を行う義務を尽くすべきである。

(3) ルイシータ農園の虐殺後の殺人

ケース 6: Ricardo Ramos⁶⁷

【被害者】 Ricardo Ramos (47 歳、男性)

ターラック市ルイシータ農園, Barangay Mapalacsiao の村長
Central Azucarera de Tarlac Labor Union (CATLU) の委員長⁶⁸

【事 件】 2005 年 10 月 25 日、Ramos はターラック市ルイシータ農園内の Mapalacsiao 村にある自宅近くの小屋でルイシータ農園におけるストライキの勝利を祝う住民の集会中に殺害された。⁶⁹

殺害前の状況

1997 年、Ramos は Mapalacsiao 村の村長に選ばれ、以後殺害されるまでずっと村長として活動していた。死亡する前には、“フィリピンで最も傑出した村長”として表彰されていた。また、Ramos は、ルイシータ農園のストライキに参加していた 2 つの労働組合のうちの 1 つの委員長であり、ストライキを率いていた。

⁶⁷ HRN 調査団は 2007 年 4 月 17 日、彼の兄と面談した。

KARAPATAN (Alliance for the Advancement of People's Rights) の事実報告書 (fact sheet) が 2005 年 10 月 26 日に用意された。

⁶⁸ ストライキの重要なリーダーという他に、Ricardo Ramos 氏は軍の村部への展開に反対し、村の住民が村と農場を横切る、the Subic-Clark-Tarlac 高速道路 の建設プロジェクトに反対するための人間バリエードを指導した。<http://www.sirimot.net/ilsm/blog/ilsmupdates.html> 参照

⁶⁹ この事件についてはヒューマンライツ・ウォッチも報告している。起訴の状況についてヒューマンライツ・ウォッチの報告書は「目撃者は、逮捕命令は明らかに Ramos 殺人の容疑がかけられていた 2 人の兵士に対して出されていた。しかし、そのうちの 1 人の兵士に対する告訴は後に取下げられ、被害者の兄弟によると、残った容疑者、陸軍第 7 師団に所属する軍曹は未だ拘束されず、軍の活動に従事している、と HRW に語った」としている。

<http://hrw.org/reports/2007/philippines0607/4.htm> 参照

ルイシータ農園虐殺が起き、多くのストライキ参加者が犠牲となったが、その後も労働者のストライキは続き、組合と経営者側はバックペイ(ストライキ中の賃金)と将来の賃金・福利厚生について継続して交渉を行っていた。Ramosはこの運動を率い、労働者による闘争と交渉の結果、労働者たちは2005年10月24日に経営陣からバックペイを受け取った。Ramosは労働者の代表として8,800,000ペソを受け取り皆に配分した。

嫌がらせ

Ramosは彼の活動ゆえに、軍から“共産主義勢力の支援者”とみなされた。2005年、北ルソン司令部のDominges将軍と市長は、ターラックの全村長と市の管理職を集めて集会を開き、Mapalacsiao村長としてRamosも出席した。

この集会で軍はパワーポイントを使った説明で“Order of Battle”(戦闘対象序列)を説明したが、戦闘対象の一員としてRamosの名前が挙げられた。彼は大スクリーン上に自分の名前がその中に記載されているのを見たのである。

彼の兄弟はHRN調査団に次のように述べた。「“Order of Battle”(戦闘対象序列)は軍が超法規的殺害および拉致対象者のターゲットとする者たちのリストである。しかし、その当時、彼はフィリピンでもっとも傑出した村長として表彰された直後だった。だから、彼は非常に驚き、何故自分の名前がそこにあるのかと考え込んでいた。」

また、同年、彼は死の脅しも受けた。「お前は市役所の前で絞首刑になるから準備しておけ。」というメッセージが携帯電話に届いた。

殺害される前日、Ramosは、“安らかに眠れ”というメッセージと、棺おけの絵、葬式用の花輪が入った箱を受け取った。送り主は不明であった。その箱はすぐに爆発した。

2005年10月25日の午後4時から5時の間、2名の国軍(AFP)第7師団下の第48歩兵大隊の兵士がRamosの家にやってきて、新人民軍の支援者だと軍が疑っているある住人についてRamosと話がしたいと言った。村の護衛係⁷⁰は彼らに対して、Ramosは今休んでいるので話をすることが出来ないと言った。この護衛係は彼らが国軍のJoshu・Dela Cruz軍曹とRomeo・Castilloであることに気がついた。

JoshuaとCastilloは午後7時頃小屋に戻ってきて、再度Ramosと話せるかと護衛係に尋ねた。同じ護衛係がRamosに彼らが来たことを知らせると、Ramosは「彼らはストライキに参加した労働者やその同調者を新人民軍メンバーだとして告発しているのだ。私は仲間や近所の人たちに危害を加えるようなことはさせない。気にするな」と言った。当時、彼には訪問者がいたので、兵士たちは立ち去った。

⁷⁰村の護衛係はフィリピンでは通常“Barangay tanod”と呼ばれている。護衛係は村議会(Barangay council)によって任命され、村での調停活動や平和維持機能を果たす。

殺害の状況

2005年10月25日の午後9時頃、Ramosは自宅から40～50m離れたところにいた。多くの村民に取り囲まれた小屋の中には7名の人たちがいた。Ramosは村民たちとともに、ルイシータ農園の労働者によるストライキの勝利を祝っていた。

Ramosが仲間や村民と話をしていたとき、2人の男が現れ、Ramosをめがけて2度射撃し、Ramosを射殺すると、すぐに小屋から逃走した。犯人は小屋の中でRamosが座っていた場所からわずか約12mのところから撃った。のちに警察はRamosが殺害された小屋で2つのM14ライフルの薬莖を発見した。

殺害時、Ramosの家の前には1人の護衛係がいたが、銃声を聞くとすぐに小屋にかけつけ、犯人が逃走するのを見た。彼はその日の日中に犯人たちに会っていたので、犯人たちがJoshu・Dela Cruz軍曹とRomeo・Castilloであると確認した。家の反対側にいた他の護衛係も犯人たちが逃走するのを見て、同様のことに気がついた。

両名はパルパラン退役少将に率いられていた第7師団下の第48歩兵大隊の兵士であった。HRN調査団は犯人を目撃した護衛係の1人に面談して上記の事実を確認した。上院で彼は証言したが、安全上から名前の秘匿を要請された。

捜査と起訴

Ramos殺害の後、怒った住民たちは地域の軍のキャンプに行進していったが、兵士が誰もいないことに気がついた。発砲があった夜、住民が自分たちに投石したのでキャンプを離れたと兵士たちは言っていたという。

殺害の直後、フィリピン上院議会は、ルイシータ農園労働組合リーダーのRicardo・Ramos殺害に関して捜査を行うよう、労働雇用委員会およびその他の適正な委員会に指示する決議を採択した。⁷¹しかし、このケースに関してはいまだ、起訴の報告がされていない。

⁷¹ http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=13&q=SRN-363 参照

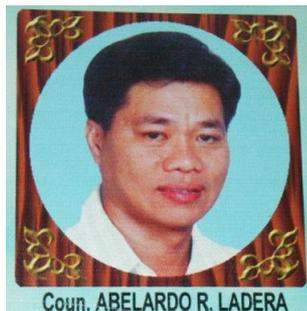
ケース7: Abelardo・Ladera⁷²

【被害者】 Abelardo・Ladera (45歳、男性)

ターラック市会議員

バヤンムナ・ターラック州地域支部長

【事 件】 2005年3月3日、Laderaはターラック市 Paraiso 村の McArthur Highway そばの店で正体不明の男に殺された。



生前の Ladera 氏

殺害前の状況

殺害時、Laderaはターラック市会議員であり、また、バヤンムナ・ターラック州支部のリーダーでもあった。

彼は2001年にターラック市会議員として初めて当選し、2004年に議員の中で2番目の投票数で再選された。市議会の人権・労働・雇用に関する委員会の議長として、彼は労働者や障害者を援助するいくつかの決議を通過させる活動をした。オスロでのフィリピン政府と民族民主戦線との和平交渉において、オブザーバーとして指名された。

彼の父はHRN調査団に次のように語った。「彼は人気のある市会議員でした。彼は人々を助けてきたからです。レイシータ農園の労働者の大きな支援者でもありました。」

彼はレイシータ農園で労働者の権利のために闘ってきた。2004年11月16日、虐殺があった日の朝、Laderaは労働者代表団のメンバーとして交渉にあたるため、コファンコ家を訪れている。

⁷² 2007年4月17日、HRN調査団はこの被害者の父親と面談した。

KARAPATANによると、彼の死は一連の2004年11月16日より始まったレイシータ農園での虐殺のうち9番目に起きたものである。アムネスティ・インターナショナルも2006年の報告書でこの事件を報告している。下記参照 <http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA350062006?open&of=ENG-384>

また、2005年3月8日にアジア人権委員会 (Asia Human Rights Commission) が発表した緊急声明でも報告された。

殺害の状況

2005年3月3日、午後1時ごろ、Ladera氏はターラック市庁舎から帰宅する途中、ターラック市 Paraiso 村の MacArthur Highway のそばの自動車部品ショップに立ち寄り、店の中の商品を見ていた。その時、彼は、正体不明の狙撃者によって胸を撃たれ、銃弾は心臓を貫通した。

店から20mほど離れたところに停まっていた1台の車の中に男がいたのを、10代の少年が目撃したが、恐怖のためにそれ以上話したがらなかった。Ladera氏の女性運転手、Edwin・Arocena および他の仲間が、彼を急いでセントラル・ルソン病院に連れていったが、到着時には死亡が確認された。

軍による嫌がらせ

彼の父は軍とコファンコ家が Ladera を殺したと訴えた。

「2004年11月16日、Ladera は交渉を助けるためにストライキのリーダーたちとコファンコ家を訪ねました。そのために、彼の名前が知られ、“Order of Battle”(戦闘対象序列)に載ってしまったのです。⁷³国軍は、彼が新人民軍のメンバーだとするコミックスタイルのプロパガンダ文書を配布していました。しかし、これは事実ではありません。彼は新人民軍のメンバーでなかったのは間違いありません。⁷⁴」

その他の殺害(未遂)ケース

このほか、HRN 調査団は、目撃者や関係者へのインタビューをしなかったものの、レイシータ農園に関係するその他3件のケースが存在することを確認した。

- 2004年12月8日、農民労働者組織“Alyansa ng mga Magbubukid ng Tarlac”の議長で11月16日の虐殺の中心的証人である Marcelino・Beltran が、San Sotero 村の近郊にある自宅の前で、軍服らしき服を着た正体不明の者に射殺された。
- 2005年3月7日、ロメオ・カプロン弁護士は中部ルソンのヌエバエシバ州で暗殺者に襲撃された。逃げて命は助かったが、暗殺の企ては続いている。ロメオ・カプロン弁護士は彼はレイシータ農園のストライキ労働者を代理していた。同弁護士は同時に、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷の裁判官を勤めたことがあり、またフィリピンの最も著名な法律家の1人である。⁷⁵

⁷³ KARAPATAN のメンバーは “Order of Battle” の写真を撮る機会があり、Ladera 氏の名前をリストの中に見つけた、としている。

⁷⁴ 国軍によって発行された “Trinity of War” は、Ladera 氏をストライキの扇動者の1人として指摘し、「地元で有名で、フィリピン共産党や新人民軍、民族民主戦線と直接結びついており、工場労働者や農民を扇動し、ストライキを起こさせたという報告がある」と指摘している。

⁷⁵ オランダの法律家団体 (Dutch Lawyers for Lawyers Foundation) による国際調査がこの事件を報告している。

- ・ 2005年3月13日、William・Tadena 神父はターラックの La Paz の彼の教会のそばで待ち伏せされて殺された。彼はフィリピン独立教会神父でルイシータ農園の労働者たちの強力な支援者であった。

3 宗教リーダーの殺害

ケース 8: Isaias・Sta.Rosa⁷⁶

【被害者】 Rev.Isaias・Sta. Rosa (47歳、男性)

ビコール地方アルバイ州 Daraga 町 Malobago の合同メソジスト教会のメンバー

Rosa は Daraga 町の合同メソジスト教会の牧師でもあった。

またフィリピン農民運動 (KMP : Kilusang Magbubukid ng Pjlipinas) の関連組織である、ビコール農民運動の活動的メンバーでもあった。⁷⁷

【事 件】 2006年8月3日、夕方7時半ごろ、Rosa 牧師はアルバイ州 Daragan 町、Malobago の自宅から 50 m離れたところで殺された。

【犯 人】 Lordger・Pastrana ほか陸軍第9師団の兵士



生前の Sta Rosa 牧師

殺害の状況

2006年8月3日の午後7時半、軍用のカモフラージュズボン、戦闘用ブーツ、ダークカラーの長袖 T シャツを着た3名と、そのほか、えび茶色のズボン、黒の短パンを着て覆面をした武装した男たちが、Rosa 牧師の弟である Ray-Sun Sta.Rosa の家に押し入った。

この家は Rosa 牧師の家の隣にあり、Ray-Sun と共に他の兄弟の Jonathan・Sta.Rosa もその家にいた。

⁷⁶ HRN 調査団が 2007年4月16日行った、被害者の弟 Jonathan に対する聞き取り調査による。ヒューマンライツ・ウォッチも被害者の妻 Sonia へのインタビューを行っている。

<http://hrw.org/reports/2007/philippines0607/4.htm> 参照

⁷⁷彼はまた、フリーランスのライター、NGO のプロジェクト・コンサルタント、農園労働者の生活水準の改善を助ける援助機関の常任理事でもあった。

Jonathan は次のように言った。「武装した男たちは『お前たちは新人民軍だな』と言いながら、私の携帯電話を取り上げ、『Isaias はいるか』と尋ねました。私は、彼らが第9師団の兵士だと分かりました。彼らは私を殴り、暗い外に引きずり出して尋問しました。そして、私を無理やり兄の家に連行したのです。Ray-Sanも同様に兄の家に連れて行かれました。HRN 調査団が Isaias の家に連れて行かれると、兄の妻の Sonia がドアを開けました。

Rosa 牧師の家の中には、妻の Sonia と子どもたちの Demdem, Philip, Mikko がいた。彼女は夫を呼んだ。「兄は私たちとともに武装した男たちが入ってきたのを見てショックを受けたようでした。」と Jonathan は述べた。

覆面をし、えび茶色の短パン姿の背の低い男は、45 口径の弾丸を込めた銃を持ち、Rosa 牧師らに床に伏せるように命令した。彼の他に同様の覆面姿の男たちが6ないし10名いた。武装した男たちは、Sonia と子どもたち、私と Ray-San をひとつの部屋に集め、Rosa 牧師を縛って別の部屋に連行した。その後、Rosa 牧師は家の外に連れ出され、武装した男たち全員は家を立ち去った。

Rosa 牧師が外に連れ出されて直ぐに、Jonathan、Ray-Sun および Sonia は家を飛び出し、近所に住む妹の Madelyn や近くの人たちに助けを求めた。

その後すぐに、6発の銃声、さらに3発の銃声が聞こえた。Jonathan と、Ray-Sun、そして近所の人たちは銃声が聞こえた方角に急いで向かったが、家から約50m離れた小川のそばで Rosa 牧師の死体を発見することになった。

Rosa 牧師の隣には、別の死体があり、この死体は後に第9師団諜報部隊の Lodger・Pastrana と判明した。Jonathan はこの死体から2008年12月9日まで有効のフィリピン軍のIDカードと、Ernest・Marc・Rosal 少佐率いる第9師団諜報部隊名でこの人物に下された指令書を見つけた。命令は2006年7月11日付けであり、2006年9月30日に失効するものであった。

Jonathan は次のように HRN 調査団に述べた。「私はこの兵士がグループのリーダーであると分かりました。彼が家に最初に入って来て、えび茶色の短パンをはいていて、携帯電話を取り上げた男でした。私は、死体から所持品を確認し、指令書を確認しました。彼は軍務中だったのです。」

捜査

陸軍は Pastrana が現に軍務に服していたのではなく、無断外出中であつたと弁明した。死体が発見されてからそう時間が経たないうちに、バラングイ(フィリピンの最小行政単位)チーフの Artita・Padill と一緒に Daraga 警察署長の Capinpin 大佐に率いられた警察が到着した。警察は45口径カリバーピストルの薬莖1個と弾丸1個を発見した。警察はまた Rosa 牧師が6発撃たれた後、Pastrana は1発撃たれた後にそれぞれ死亡したとする検死報告を出した。

法科学鑑定によって、薬莖は Pastrana の死体のそばで発見されたピストルから発射されたときのものであるが、Rosa 牧師の身体から見つかった弾丸はそれと同じ銃から発射されたものではないことがわかった。そのため、警察は徹底した捜査を諦めてしまった。

事実調査の後、HRN は事件の最新進展状況を知らされた。2007 年 5 月 25 日、フィリピン国家警察の犯罪捜査隊 (CIDG) はついに Marc・Ernest・Rosal 少佐、Arnald・Manjares と、いまだ未確認の 10 名を、Rosa 牧師殺人の容疑で、アルバイ地方検察庁に送致した。

しかし、2007 年 6 月 21 日、アルバイ地方検察庁の Maria・Teresa・A.Mahiwo 検事は嫌疑不十分としてこの事件を不起訴とした。

3 ページにわたる決定書で、Mahiwo 検事は、慎重な捜査と提出された証拠を審査した結果、検察庁はこの事件を続行するに十分な根拠がない、と結論づけたと述べている。決定書には、Pastrana が Rosa 牧師の殺害者であるという証拠がない、またそのような状況を確定する目撃者もいないと説明されていた。

しかし、Mehiwo 検事は、小川のそばで Sta.Rosa が銃殺される前に、彼らが彼の家押し入ったときに Pastrana と一緒にいたとされる 10 名の武装した男たちを特定しようと国軍 (AFP) の高官に要請した。⁷⁸

家族に対する嫌がらせ

Ray-Sun と Jonathan は現在では、殺害のあった自宅にはほとんど近寄らないが、殺害のあった自宅でも今も暮らしている Sonia と彼女の子どもたちは常に恐怖のもとで暮らしている。

Jonathan は 2006 年 9 月 11 日の超法規的殺害に関するフィリピン議会の公聴会に呼ばれ、本件について証言した。このとき、軍は公聴会に参加することは許可されていなかったが、変装した兵士が聴聞会に入り込み、Jonathan の写真を撮った。その兵士は直ちに拘束されたが、数時間後に釈放された。

Jonathan の顔は軍に知られるところとなってしまった。Jonathan は軍が報復のために今度は彼を襲撃してくることを恐れ、その後、自宅に帰ることができなくなった。こうして、彼は職を失い、現在は国内の避難所で暮らしている。

ケース 9: Bishop Alberto・Ramento⁷⁹

⁷⁸ 2007 年 6 月 21 日のインクワイヤラー紙

http://newsinfo.inquirer.net/breakingnews/nation/view_article.php?article_id・68389 参照

Bicol mail 紙 <http://bicolmail.com/issue/2007/june21/suspect.html> および

<http://bicolmail.com/issue/2007/june21/suspect.html> 参照

⁷⁹HRN 調査団は彼の息子、Alberto・Ramento II に 2007 年 4 月 16 日にインタビューした。

【被害者】 Alberto・Ramento 司教(70歳、男性)

【事件】 2006年10月3日、Ramento 司教は中部ルソントラック市、Espinoz Street,San Sebastian の教会内で刺殺された。

殺害前の状況

Ramento 司教は Philippines Independent Church (PIC・フィリピン独立教会)の牧師であり、エキュメニカル主教フォーラムの副議長、フィリピン政府と民族民主戦線との間の平和交渉再開を求める多分野ネットワークである Pilgrim of Peace の創設者、Movement of Concerned Citizens for Civil Libertarians の活動メンバー、KARAPATAN 中部ルソン支部の議長であった。

彼はフィリピン独立教会の首座司教でもあったが、その任期終了後はターラック地区の牧師として働くことを選んだ。自宅はカビテにあったが、頻りにターラックに行き、殺害された教会に滞在した。

Ramento 司教はまた、中部ルソンとカビテの貧しい労働者階級の支援者としても知られていた。彼はレイシータ農園のストライキ労働者を支援し、軍やその部隊による人権侵害を厳しく非難していた。また超法規的殺害を声高く非難していた。2006年9月、エキュメニカル主教フォーラムの議長として彼は公開書簡でアロヨ大統領に全ての超法規的殺害の停止を要請した。

嫌がらせ

Ramento 司教の家族は、生前に、「お前はおせっかいを焼き過ぎた。次はお前だ。」あるいは「お前は銃弾では殺さない。刺殺だ。」というメッセージを含む、具体的な脅しが牧師になされていた、と述べた。

息子の Alberto・Ramento 二世は HRN 調査団に次のように述べた。

「そうです。特にフィリピン独立教会のメンバーの William・Tadena 神父が殺された後、たくさんの死の脅しがありました。“Knowing the Enemies”(敵を知れ)が出された直後、事件は起こりました。フィリピン独立教会は“国家の敵”としてリストに載った組織のひとつです。父は、フィリピン独立教会のリーダーでした。家で会うたびに、彼はいつも携帯電話のテキスト・メッセージを私に見せてくれました。私たちはこうした脅しについてよく冗談を言っていました。しかし、2006年9月、彼の携帯電話が盗まれ、このときに父ははじめて、自分の身の安全を非常に心配し始めました。誰かが父の携帯電話に警告のメッセージを送ったのだと思います。実は、時々、父は誰かからの電話を受けてターラックへ行くことをキャンセルし、2～3日は家にいました。誰かが警告をしてきていたのでしょうか。携帯電話が彼の安全

を守る唯一の道具だったのだと思います。だから、それがなくなったとき、彼は本当に自分のことを心配し始めたのです。」

殺害の状況

2006年9月終わりから10月最初にかけて、台風ミレニオ(日本名:平成18年台風15号)がフィリピンを襲い、大被害を残した。

Alberto・Ramento 司教は教会を修理するためターラックの教区へ行くことを決めた。息子の Ramento 二世は「この時初めて、彼は教会を修理するために、自分の代わりにターラックへ行ってくれないかと私に頼みました。しかし、私は家の修理が最初だと言ってその時は断ったのです。」と述べた。こうして Ramento 司教はターラックへ行き、彼は滞在中に殺された。2006年10月3日、午前4時頃、教会の2階の自室に死体で発見され、死体には7回刺された跡があった。

殺害の捜査

Ramento 司教の家族と教会は、フィリピン国家警察が、政治的動機に基づく殺人であるという事件の本質を隠ぺいし、単純な強盗殺人事件であると結論づけたと信じている。現場検証にかかったのはたった2時間で、その間家族や教会関係者が中に入るのには許されず、2時間後に警察は見物人も含め誰でも現場に立ち入るのを許可した、と Ramento 二世は説明した。

Ramento 二世は、「だから、殺害現場は汚染されてしまった(科学捜査が不可能になってしまった)のです」と言った。

遺族は警察が現場を保存しなかったと考えている。警察の報告には、指紋が採取されたという記載もなかった。教会の世話人の Archimedes・Ferrer による宣誓供述書以外に、警察は家族や Ramento 司教を知る人たちに対して何らインタビューをしなかった。

2006年10月6日、Ma.Lourdes・D.Soriano 副検事は、ターラック市地方裁判所に対し、Michael・Biado、Michael・Quitalliq、Raimond・Perez、Joel・Villanueava を Ramento 司教に対する強盗殺人事件の容疑で起訴した。

2006年12月6日、Ramento 司教の家族と教会は、警察による秘密捜査に激しく異議を唱えるため、特別参加を申し立てた。訴追された容疑者もまた無実を主張し、再捜査を申し立てている。

4 左翼活動家の殺害

ケース 10: Felipe・Lapa⁸⁰

【被害者】 Felipe・Lapa (49 歳男性)

労働組合委員長、バヤムナのメンバー

【事 件】 2001 年 10 月 25 日、ラグナ州 Liliw 町 Calumpang の自宅前で殺害された。

殺害前の状況

Lapa はラグナ州 Liliw 町 Calumpang の Milagros 養豚場に勤務していた。

1977 年から 2001 年に殺害されるまで、Milagros 養豚場労働組合の委員長、またサンパブロ市、Liliw 町、Nagcarlan 町の 3 地区からなるラグナ州第 3 地区の、バヤムナ・コーディネーターでもあった。

殺害前は、非常に積極的に養豚場労働者たちの活動に関わり、左派系労働組合の Kilusang Mayo Uno (KMU・5月1日運動)に参加するとともに、また彼自身、Milagros 労働組合等の大規模集会の組織をしていた。

これら集会の目的は養豚場労働者の賃金の値上げとその他の手当を改善することであった。集会はいつも 5 月 1 日のメーデー、または 12 月 10 日の人権の日に行われた。Lapa はバヤムナの支援を受け、養豚場の労働者たちと集会を組織していた。⁸¹

殺害状況

2001 年、軍は Lapa の仕事先・自宅等への尾行や身辺調査を開始した。

最初に、軍が家に侵入した際には Lapa に気づかれたが、その後も二度三度と彼の仕事場にも入って来た。

2001 年 10 月 25 日、昼食前の 11 時 30 分に 2 名の CAFGU 構成員が Lapa の自宅に入ってきて、妻の Juanita と息子の Jhopel に Lapa がいるか尋ねた。CAFGU は国軍の指揮下にある民兵組織で、この地域では第 2 師団のホビト・パルパラン退役少将に指揮される第 204 旅団に率いられていた。

Lapa 夫人と息子が彼は不在であると伝えた。事実、当時彼は養豚場において、家族と共に昼食を取るために家に戻る予定であった。2 名の CAFGU 構成員は彼らに外で Lapa を待つように言った。Lapa 夫人は他に 3 名の兵士が外の車の内にいるのを見た。Lapa 夫人は事件前にすでに家に訪ねてきた 2 名を知っていたこと

⁸⁰ HRN 調査団は Felipe・Lapa 氏の妻である Juanita Lapa 氏に 2007 年 4 月 18 日にインタビューした。この事件は 2007 年 6 月 22 日に発表された国際労働者権利基金 (International Labour Rights Fund) の「フィリピン共和国における労働者の権利の侵害に対する調査の要求書」で報告されている。

⁸¹ 国際労働者権利基金の報告によると、CAFGU は彼に組合活動を止めるよう警告し、彼を新人民軍の支援者であると繰り返し非難した。

から、彼らが Mike と Dennis (苗字は不明) であると分かっていた。

Lapa はまもなく、近所でヌードルを買って帰宅したが、家の前で CAFGU の男たちと会い、家から彼らに連れられていった。Jhopel は 2 名の CAFGU 構成員が Lapa の肩に銃を突きつけ、背を向けさせ、強引に家から連れて行ったのを見た。その数秒後、家族は、家から 15～20 m の距離にある水槽の前で Lapa が 2 名の CAFGU 構成員によって銃殺されるのを目撃した。銃声が聞こえた後、夫のそばに走り寄った Lapa 夫人は CAFGU 構成員が逃げていくのを見た。彼は 45 口径の銃で撃たれ、左耳から右耳に貫通する大きな傷を残し地面に倒れ死亡していた。

捜査と起訴

Lapa 夫人は HRN 調査団に対し次のように述べた。事件後、夫人は、夫は 2 名の CAFGU 構成員に襲撃されて殺害された、と警察に訴え、犯人の似顔絵を描いて提出した。警察は CAFGU 構成員である Mike、Dennis の 2 名による襲撃だという事を認識したにも関わらず、彼らを逮捕することはなかった。

警察は、2 人がホビト・パルパラン退役少将指揮下の第 2 師団第 204 旅団の BANAHAW 特殊部隊の軍キャンプで拘留されていると述べた。警察は、襲撃者の拘束をしたいと軍に要請したが、軍はこの要請を拒否した。

5 年以上が経過したが、捜査も起訴もなされなかった。Lapa 夫人は安全上の理由から公に抗議は出来ないでいる。「息子と私自身が襲撃者たちの顔を見ているのです。もし彼らを告発したら私たちは殺されるでしょう」と彼女は述べた。証人保護制度があるが、彼らはそのシステムを信用できないので、刑事訴追ができずにいる。彼女は国家人権委員会(CHR)にこの事件を申し立てている。

ケース 11 : Expedito、Manuela・Albarillo ⁸²

【被害者】 Expedito・Albarillo (男性)

東ミンドロ州 San Teodoro 町 Calsapa 村 (バランガイ=フィリピンの最小行政単位) 議員

バヤンムナ 南タガログの事務局長

Manuela・Albarillo (Expedito の妻)

San Teodoro 町の女性連合のリーダー

バヤンムナの活動メンバー

【事 件】 夫婦は San Teodoro 町 Calsapa, Sitio Ibuye の自宅の外で殺害された。

⁸² HRN 調査団は Expedito、Manuela Albarillo 夫妻の息子である Arman Albarillo に 2007 年 4 月 18 日にインタビューした。この事件はメロ報告書の 43 ページにて言及されている。



調査団のインタビューに答える息子 Arman・Albarillo

殺害前の状況

Expedito と Manuela はバヤンムナのリーダーとメンバーであった。

2001 年、バヤンムナは、初めて参加した比例代表政党選挙で、南タガログで最多投票を獲得した。

2001 年以降、Expedito・Albarillo は第3位の投票獲得数を得て議員に選出され、Calsapan の村会議員を務めた。

夫婦はまた、1994 年から 1999 年には東ミンドロでの採掘産業に反対する活動を行っていた。彼らが採掘産業に反対していたのは、町にとって有害であるという理由からであった。採掘産業のために山の森林伐採がされ、森林の爆破が継続しており、こうした開発事業は町の農場に問題を起こし、農業製品にダメージを与えた。1995 年には、洪水によって農作物が壊滅し、大規模な災害が起きた。

町は、開発で土地を裸にすることで洪水を引き起こすことになった、として、採掘産業を非難した。2000 年、地元からの嘆願により採掘は一時的に停止された。

軍による嫌がらせ

彼の死亡前、軍は被害者らを新人民軍の地元メンバー・共産主義者とレッテルを貼っていた。

パルパラン退役少将が 2001 年にこの地域に赴任してきた。⁸³同年、パルパラン退役少将の友人である Oscar・Aldaba 市長が殺害され、Expedito・Albarillo は襲撃者として嫌疑をかけられ、軍に拘束され、9 ヶ月間拘留された。

Albarillo が死亡する 2 ヶ月前、兵士が頻繁に彼らの自宅を訪れ、Albarillo が行っていたバヤンムナのキャンペーンを止めるように説得・警告した。

こうした兵士たちは、その当時大佐であったホビト・パルパラン退役少将配下の第 204 旅団に属する第 16 大隊に属していた。第 16 大隊は Alpha 中隊、Charlie 中隊等のいくつかの中隊からなっていた。特に、第 16 大隊を率いる Dimapinto 中尉は Albarillo 家に出向き、新人民軍を支援する活動を止めるように勧めた。

軍は、バヤンムナは共産主義者であり、新人民軍のフロント組織と考えていた

⁸³ メロ報告書によると、警察は妻を「フィリピン共産党・新人民軍の Lie-Low メンバー」とし、Expedito はサン・テオドロ市長 Oscar・Aldaba の暗殺に関わっていると推察していた。

Albarillo は「バヤムナは人々から委任された政党であり、私たちが活動を停止する理由はない。バヤムナは合法的な活動をしているのであって、戦闘活動等していない。法的に正当な組織である。」と回答した。⁸⁴

こうした軍の訪問があった頃、息子の Arman・Albarillo はカラパン市に住んでいたが、週末に両親を訪れた際に、軍の訪問が頻繁にあることを両親から聞かされていた。

殺害の状況

2002年4月8日、朝の5時30分頃、何名かは完全な軍服姿で、またその他はヘルメットを被り黒い服装をした約8名の武装した男性グループが Albarillo の家に到着した。彼らは夫婦を縛り上げ、外に引きずり出した。

Albarillo 家の一番下の娘の11歳の Adeliza は当時家の中にいたが、騒ぎで目を覚まし、武装した男たちによって父親が縛られているのを目撃した。

Albarillo 家の隣に住む Arman の叔母の Lorna・Pantoja と従姉妹の Eleonor・Albarillo・Pantoja は、夫婦が武装した男たちによって強引に連行されていくのを目撃した。彼らは妻の Manuela が「私たちは何も悪いことはしていない。私たちはバヤムナのメンバーで、共産主義者でも新人民軍のメンバーでもない。」と襲撃者たちに連行を止めるように請願しているのを見た。

数分後、Albarillo 夫婦と襲撃者たちは視界から消え、Lorna と Eleonor は数発の銃声を聞いた。彼らは直ちにその場に向かい、Expedito と Manuela の複数の銃弾を浴びた死体を発見した。さらに Expedito の左目はナイフで抉られていた。

犯人特定

Arman は次のように言う。「両親を殺害したグループは Dimapinto 中尉の第16大隊です。何故なら、その日の朝10時に私の従姉妹の Eleonor が町の軍キャンプに事件の報告に行ったとき、Dimapinto 中尉がキャンプにいたのです。そして、彼は犯人と同じ服装をしていました。襲撃者はヘルメットを被り、顔を隠していましたが、従姉妹は Dimapinto 中尉が襲撃者だと気がついたのです。何故なら、全く同じ服装、背丈、体格で、犯人同様イロカノ(ルソン島北部の方言)の訛りがあったからです。」

警察による捜査

⁸⁴Permanent People's Tribunal の報告書によると、2002年3月19日に Expedito は自分の名前を「Order of Battle」より削除してもらうために大隊第16歩兵隊を訪れた。基地では、彼の名前を削除するプロセスの一部と信じ込まされ、彼は軍によって写真を撮られた。

事件の後、Expedito の兄弟は直ちに町へ行き、Mario・Aldaba と共に警察に事件を届け出たが、早急な事件の捜査どころか、San Teodoro 町の警察官はやる気がない様子で、運転手がないとか同僚を待っている等と言ひ、捜査チームが犯罪捜査に乗り出すために警察署を出発したのは被害が届け出られてから2時間後であった。

このケースに関しては今に至るまで何らの捜査の進行も起訴もない。⁸⁵ 家族はフィリピン国家人権委員会(CHR)にこのケースを申し立てたが、彼らの安全が保障されないため、警察に犯罪を訴えることが出来ない。⁸⁶

家族が受けている嫌がらせ

生命が危険に晒されていることから、被害者の子どもたちである Arman と Adelilza は事件後、国内の避難所で生活してきた。家族から離れ、ひどい貧困生活を送らざるを得なかった。Arman は現在も軍から死の脅しを受け続けている。

ケース 12: Romeo・Malabanan⁸⁷

【被害者】 Romeo・Malabanan

Edwin・Ramos 市長の Bay 町技術アシスタント
バヤムナ・ラグナ支部の事務局長

【事 件】 2003 年 12 月 23 日にラグナ州 Bay 町 Puypuy 村の自宅前で Malabanan は射殺された。

殺害前の状況

Malabanan はラグナ地域の農民組織 PUMALAG の委員長であった。バヤムナ創立以来の活動メンバーであった。

Malabanan は 2001 年に脳梗塞を患い、右半身は麻痺があった。

6ヶ月の治療後、歩行も左手で字を書くことも出来るようになったが、完全に治癒したわけではなかった。彼は、死亡するまで足を引きずり、左手で字を書いていた。

しかし、4人の子ども達を学校に通わせるため、不屈の精神でラグナ州 Bay 町の

⁸⁵ 超法規的殺害についての民衆法廷を開催した Parmanent People's Tribunal の報告書によると、後に警察は犯罪現場を撮影した写真を誤って露光させたとし、現場で取り戻した空薬莢を紛失したと発表した。警察の報告書で、事件の捜査を指揮した警察官たちは「Expedito Albarillo と Manuela Albarillo の殺害は、動機等無い連中がしでかしたものだ」と結論付けた。

⁸⁶ メロ報告書によると、国家警察は Expedito Albarillo の母親より、捜査をこれ以上進めることを求める意思は無いとする陳述書を取得した。このことが、警察が更なる捜査を打ち切ったことの原因であると考えられるとしている。

⁸⁷ HRN 調査団が 2007 年 4 月 18 日に行った Romeo Malabanan の妻へのインタビューに基づく。

役所で技術アシスタントとして働いていた。

彼は健康状態が悪いにもかかわらず活動を続け、バヤムナの事務局長として、Bay 町で党のキャンペーンを行い、2001 年の選挙で党はラグナで最多の投票数を獲得した。

2001 年、軍のプレゼンスを維持するために、Bay 町の Tranca 村に軍のキャンプが配置されたが、Malabanan は、隣村の Bitin 村にすでに軍キャンプがあることから、これに反対した。

彼は一地域に駐屯する兵士が多すぎ、軍の存在が大き過ぎると考えたのである。彼は、市長、NGO グループと共にキャンプの設置に反対して軍と交渉を持った。さらに、彼は、州知事にも軍の展開についての懸念を持ちかけていた。

Tranca では軍の展開に反対する集会は開催されなかったが、州都で行われた集会上、彼は妻とともに参加した。軍の展開に反対するこうしたの活動により彼が軍の標的になったと妻は考えている。

殺害の状況

12 月 23 日、Malabanan は朝 5 時に起き、州庁で準備された貧しい人たちへのクリスマスプレゼントを配るために、ラグナの州都サンタクルス市へ行く準備をした。これは、市の仕事であった。この仕事をおえて、Malabanan は、午前 7 時から 8 時の間に帰宅後、妻が食事の用意、入浴、着衣の手伝いを始めた。

Malabanan は、服を着替えて、次の予定のために外出しようと、家の外でトライシクル(オートバイに人が乗れる客車がついた乗り物)を待っていた。

夫人は泣きながら HRN 調査団に次のように述べた。「私はいつでも、夫の出勤前には、家の前で彼と一緒にトライシクルを待って、彼が出かけるのを見送っていました。でも、この日はなぜかトライシクルを待たずに家のなかに入ってしまった。彼1人でトライシクルを待たせたのは、その時が結婚して以来初めてのことでした。家に入ったら、何か爆発音が聞こえたのですが、ちょうどクリスマスシーズンだったので、ただ花火が鳴っただけだと思ったのです。しかし、家の近くで遊んでいた息子が『お父さんが撃たれた!』と叫んだので、夫が撃たれたことがわかったのです。

息子は外にいて殺人を目撃しました。彼は父親が犯人に間近で顔面を撃たれたのを目撃し、父のもとに駆け寄りましたが、犯人は彼を再度撃とうとしたのですがそのとき、息子が、夫が血だらけで倒れているところに駆け寄って夫を抱きかかえたのです。犯人は、それ以上は撃ちませんでした。しかし、息子は非常にショックを受けています」。

彼らの息子は犯人の似顔絵を描き、詳細を話したという。息子以外にも夫人の義理の姉妹が銃撃の前にその地域で犯人を見ており、息子が述べたものとほぼ

同じ犯人の特徴を申告した。犯人は短髪で背が低く、軍に属しているかは不明である。

銃撃があった場所から 25 m離れたところに警官が3名乗ったパトカーがいたが、犯人を逮捕しなかった。警察は、犯人が走って逃走したにもかかわらず、捕まえることは出来なかったと言いつつ、拳銃が動かなくなって容疑者を撃つことが出来なかったのだと夫人に話した。

このケースの状況

殺害の夜、警察は犯人の似顔絵を受け取りに夫人の家に来たが、その日以降、この件に関して警察からは何の連絡もない。しかし、Tranca にいる兵士が少なくともそれぞれ異なる3つの用件で夫人を訪問している。

毎回、捜査がされたか質問し、協力を申し出てきたが、彼女は何の協力も受けてはいない。Malabanan 殺害後 1 年も経たない間に軍キャンプは撤退したが、その理由は分かっていない。

家族によるコメント

軍が夫の殺害に関与していると夫人は信じている。「計画的な殺人だったので。そうです! 事件当時、3人もいた警官たちは何故犯人を逮捕しなかったのですか? 明るい日中に起きたのに、銃撃者を逃してしまったのです。私たちのところに、あなたたちやほかにも様々な方がきてくださいますが、政治的に殺害された夫や他の被害者のために正義が実現するよう、助けてくださるようお願いします。正義を実現するまでたとえ長い時間がかかろうと、全ての被害者への正義を求める道を作ってくれるようお願いします。」

5 労働活動家の殺害

ケース 13: Jesus “Buth” Servida⁸⁸

⁸⁸ HRN 調査団は被害者の昔の同僚である Ramilo F. Tined と Lea R. Ligaya に 2007 年 4 月 16 日にインタビューした。調査団は被害者の父と妻、そして 2 人の娘にも面会した。アジア人権委員会も 2006 年 12 月 14 日付けの緊急声明においてこの事件を報告している。また、カビ

【被害者】 Jesus “Buth” Servida(36 歳、男性)

元矢崎 EMI 労働者

Samahan ng Mangagawa sa Emi Yazaki(SM-EMI)の渉外オルグ

カビテ労働者連合のリーダー

【事 件】 2006 年 12 月 11 日、南タガログ地域カビテ州にある日系企業矢崎 EMI の第2ゲート前で単独犯により彼は銃殺された。彼は顔と口を撃たれ即死、仲間の Joel・Sale は銃撃で傷を負った。

殺害前の状況

Servida は矢崎 EMI で製造部門のオペレーターとして 14 年間勤務し、Kristong Mangagawa sa EMI(KM-EMI)組合の委員であった。

当時の Ireneo Naliksi 知事は、「ノーユニオン、ノーストライキ」政策(労働組合と労働争議の根絶をめざす政策)を掲げていたが、2002 年、KM-EMI の当時の指導部が「ノーユニオン、ノーストライキ」の影響を受けている疑いが発生し、組合の内部対立が始まった。その後、前組合委員長の GerardoCristobal らが、KM-EMI と対立して、Samanhan ng Mangagawa sa Emi Yazaki(SM-EMI)という名の新しい組合を設立した。

2005 年 12 月 20 日、会社は、GerardoCristobal および、KM-EMI と対立していた他の 27 名の労働者を解雇したが、この時に Servida も解雇された。

この時、会社が解雇した労働者には、KM-EMI の前組合委員長ら 3 名(いずれも内部対立で KM-EMI の方針に反対)と Servida が含まれていたことから、会社の経営陣が新しい組合 (SM-EMI) と対立し、旧組合 (KM-EMI) を支援していたことが鮮明になった。このため、組合間抗争は頂点に達した。

SM-EMI は経営陣と対立していたにもかかわらず、2006 年 6 月の選挙で、多数を獲得し、矢崎 EMI との交渉権を獲得した。Servida は解雇された後も SM-EMI 組合の渉外オルグとして働いていた。

彼はカビテ州 Rosario 町を基盤とする労働組織や、組合の連合である「カビテ労働者連合」のリーダーとしても活動しており、他の会社の労働者に対しても組合設立のためのトレーニングや支援活動をすることで知られていた。

被害者の同僚たちは HRN 調査団に対して「カビテにある全ての組合は Servida のおかげで活動できていた」と述べた。

殺害の状況

2006 年 12 月 11 日、朝の 6 時頃、Michael・Omedes、Jesus・Buth・

テ州正義と平和のための統一運動 (Cavite Ecumenical Movement For Justice and Peace) により報告されている。

Servida、Jeminiano・Retutar、Joel・Sale はジープに乗って、野菜を運び入れるために、矢崎 EMI の第2ゲートに来た。6時18分頃、Servida は、ゲートの前にジープを停めて、車の運転席から降りたところで射殺された。犯人は 45 口径の銃を使ったことが判明している。



死亡直後の Jesus・Buth・Servida の写真

嫌がらせ

かつての同僚 Ramilo F. Tined と Lea R. Ligaya は HRN 調査団に対して、「彼は殺害される前に監視されていたようだ、会合等で、『自分や家族がいつも誰かに見張られている』と話していた」と述べた。

2006年4月28日、Gerardo・Cristobal 前組合委員長が矢崎 EMI 工場の近くで待ち伏せされ、暗殺されそうになった⁸⁹。Cristobal を攻撃した銃撃犯は、警官であり、Larry・Reyes をチーフとする Cavite Civil Security Unit のメンバーの Romeo・Lara という人物であると判明した。Cavite Civil Security Unit は Ireneo・Maliksi カビテ州知事と関係が深いことで知られている。

Cristobal 事件の容疑者 Romeo・Lara は、「待ち伏せ・襲撃をしてきたのは Cristobal のほうであり、自分は襲撃から身を守っただけである。」と反論し、その結果、有罪とされなかった。Servida の同僚は、Servida 殺害と Cristobal 事件の関係を疑っている。

捜査と起訴

現在に至るも誰も銃撃犯として特定されず、Servida 事件に進展はなく、警察の捜査怠慢が問題にされている。

ケース14: Diosdado・Fortuna (愛称 Ka Fort)⁹⁰

【被害者】 Diosdado・Fortuna(51歳、男性)

フィリピン労働組合(UFE)傘下のネスレ労働組合委員長

⁸⁹ 南タガログ労働者連合・5月1日運動(PAMANTIK-KMU)の発表によれば、2008年3月10日午前8時頃、Cristobal は、カビテ州イムス市アギナルド・ハイウェーアサブ1番地のディスカウントショップ「マクロ」の前で待ち伏せに遭い、7発の銃弾をあび死亡したとのことである。

⁹⁰ HRN 調査団は現ネスレ労働組合長の Noel Alemania に2007年4月18日にインタビューを行った。また、この事件は Parmanent People's Tribunal へ報告されている。また、この事件は2007年6月22日付の国際労働権利基金の報告書でも言及されている。

南タガログの労働組合の地域連合 PAMANTIK—KMU 議長
Kilusang Mayo Uno (KMU: 5月1日運動) 地域議長
アナクパウイス南タガログ地域議長

【事 件】 2005年9月22日、Laguna州 Calamba市 Barangay Pacianoにて、ネスレとの長引く労働争議中、ピケットラインから自宅に戻る途中で Fortuna は氏名不詳のバイクに乗った2人の男に接近され、射殺された。

殺害前の状況

ネスレ労働組合は、ネスレ・フィリピンとの交渉団体として認知されている労働組合である。1989年、同組合の前委員長の Rojas がストライキ中にネスレ工場の外で暗殺された後、被害者はネスレ労働組合の委員長代行となった。

ネスレ労働組合とネスレ・フィリピンは 1980年台後半から労働者の退職金に関する団体交渉権に関して、長期間の労働争議の状態にあった。

裁判闘争の結果、フィリピン最高裁は、「退職金は労働協約(CBA)に含まれている」という労働者に有利な判決を下した。しかし、2001年6月、最高裁判決後に行われた労働協約の交渉において、ネスレは最高裁判決を無視して、退職手当に関する交渉を行わなかった。

そこで、2002年1月14日、Fortunaに率いられたネスレ労働者はストライキに突入し、ピケットラインをはった。しかし、パトリシア・サント・トーマス労働雇用省長官(当時)はストライキを禁止し、労働者たちをピケから解散させるために国家警察と軍を出動させた。

ネスレ前で労働者がピケをはってから2週間後の2002年1月28日、完全武装した約1000名の兵士と警察官がピケットラインの周囲に動員・配置された。その日以来、カビテのネスレ工場近辺で軍を見かけることが多くなった。

労働者たちは現在もストライキ中であり、2002年1月以降、2007年4月(HRNの調査)まで、約5年4ヶ月工場働いていない。⁹¹これまでの5年間、労働者たちは何度も大規模な動員をし、また頻繁に抗議集会を開いている。⁹²地域的にも、さらに国際的にも大きなキャンペーンを行ってきたので、ネスレ経営陣は激怒したよ

⁹¹軍・警察を配備する前に、サント・トーマス労働雇用省長官は労働者たちにストライキを禁止する命令を出した。さらに、2001年に最高裁で判決が出されたように、組合と経営陣の間での退職手当に関する合意は双務的であるべきではないとの決定をした。

⁹²労働者たちは控訴審で、労働省長官の命令と決定に意義を唱えた。2003年6月、控訴審は、労働雇用省長官は権力を不正に利用しているとし、命令と決定を無効とした。ネスレは控訴審の判決に反対し最高裁へ上訴した。2006年8月、最高裁は労働者たちの主張を受け入れ、ネスレ経営陣と組合のリーダーたちに退職手当について交渉するよう命じた。ネスレはこの判決を不服とし、判決の再考を求める異議を出している。現在、労働者は判決再考の異議に対する結論を待っている。

うである。

嫌がらせと監視

現組合委員長で Fortuna 死亡時副委員長であった Alemania によると、Fortuna は殺害前、常に監視下にあったという Fortuna の自宅、ピケライン、アナクパウイスの地区事務所前にも、バイクに乗った平服の男たちがしばしば監視をしており、さらに警官も姿も見かけられた。また、Fortuna は、KMU(5月1日運動)の会合において、「自分は死の脅しを受けている」と話していた。

Alemania は Fortuna と自分自身も、“Order of Battle”(戦闘対象序列)にリストアップされていると述べた。

暗殺前、ビンセント・リム基地の Cesar・Sarino 将軍は Fortuna と地区リーダーを招き、ネスレ組合を含む KMU(5月1日運動)下の 95 の労働組合がフィリピン共産党・新人民軍のフロント組織と疑われていると伝えた。

2003年10月12日、別の労働組合のオルグである Jose・Betito は、Fortuna と間違っ て拉致された。Betito によると、拉致をした犯人は彼に Fortuna の写真を見せ、彼のことを尋ねたという。

殺害状況

2005年9月22日、Fortuna はバイクで自宅に帰ろうとしていたところ、ヘルメットを被り、バイクに乗った2人の男に狙われ、銃撃された。1発の弾丸が胸に、2発が肝臓に命中した。検死の結果、45口径の銃が使用されたと明らかになった。

暗殺は日系のプラスチック製品工場サガラ前で起き、多くの労働者が見ていた。多数がその犯罪場面を見ていたにもかかわらず、報復攻撃あるいは死に対する恐怖から誰1人としてその殺人事件に証言を望まなかった。

現委員長への嫌がらせ

Alemania は、Fortuna の死後ネスレ労働組合の委員長になりストライキを率いてきた。それ以来、Alemania は監視下にある。彼の家族はバイクに乗った見知らぬ男たちが頻繁に彼の家の回りにいると訴えており、彼は常に暗殺の恐怖下で暮らしている。

6 新人民軍メンバーだと名指しされて殺害された少女

ケース 15: Grezil・Buya⁹³

⁹³ HRN 調査団は被害者の父親 Gregorio Galacio と母親 Virginia Buya のインタビューをした。2007年4月3日付 KARAPATAN はこの事案を文書化している。

【被害者】 Grecil・Buya(9歳、女兒)

ミンダナオ島コンポステラバレー州 New Bataan 町の Sim Simmen
小学校の2年生

【事 件】 New Bataan 町、Kahayag 村、Purok の自宅近くで、2007年3月31日
朝8時頃に殺害された。



生前の Grecil



調査団と記者会

見に臨む両親

被害者の情報

Grecil の父 Gregorio・Galacio と母の Virginia・Buya は上記住所にてバナナとココナツを栽培する農民として、平和に暮らしていた。

娘の Grecil は小学生で、母の仕事を手伝いながら学校で勉学に励んでいた。父 Gregorio が HRN 調査団に語ったところによると、彼の父は生前、政府が指導する準軍隊に在籍しており、新人民軍に殺害されて亡くなった。この悲劇ゆえ、Gregorio とその家族は新人民軍に対して共感するには程遠い感情を持っていた。

殺害の状況

2007年3月31日、朝の8時頃、銃を持った5人の男が Gregorio らの自宅を訪れ、この家の近くにある川で水浴をするために、家の周りに荷物を置く許しを請うた。

彼らの制服および武器を携帯していることから、両親には彼らが新人民軍だとわかった。しかし、Gregorio は了承した。彼らもまた同じ人間だと考えたからであった。

一方、娘の Grecil と6歳の弟 Gary は近くの川で水浴びをしたい、と父に述べ、父から許しをもらった後、子どもたちは新人民軍の男たちが水浴びをする前に先に川に向かった。

しかし、実際は、子どもたちは、水浴びをする代わりに、川で水遊びをしていただけであった。

3名の新人民軍メンバーが子どもたちから遠く離れた場所で水浴びをし、新

人民軍の男たち2名は Gregorio の家のそばで休んでいた。子どもたちと新人民軍には何の交渉もなかった。

午前8時30分頃、コンポステラバレー州のフィリピン陸軍第28大隊および67大隊が山から下りてきて、突然、Gregorio の家の周りで銃撃を始めた。

当時、母親の Virginia は1人で家の中で着替えをしており、Gregorio はココナツの木の上で仕事をしていて、子どもたちは川の中にいた。

Gregorio は銃声を聞くや家に急ぎ、妻を連れて逃げた。家の周りにいた新人民軍メンバーも逃げた。

Gary も銃声が聞こえたので姉の Grecil を叫んで呼んだが、返事がないため、1人で両親の後を追いついて、無事に逃げ延びることが出来た。Grecil もついて来ていると両親も信じていたが、しばらくして彼女がいないことに気がついた。

家族は、Grecil は親戚の家に逃げたものと思い、村の集会所へ向かった。

戦闘に気がついた Eulogio・Almasa 村長は家族に集会所にとどまるように言い、Gregorio の家がある場所へ向かい、他の人たちが避難するのを助けた。

村長は Gregorio の家に行く途中で、軍に出会い、「家の前に新人民軍の子ども死体がある」と言われた。村長は、Gregorio の家の付近にたどりつくと、そこで Grecil の死体を見つけた。彼女の遺体は家から数メートルのところであり、右ひじを撃たれ、左頭部の傷が致命傷となった。

軍は Grecil を新人民軍の子ども兵士だった、として告発し、殺害を正当なものだと主張した。

軍は自らの捜査の結果、死体のそばに数キロの弾薬と M16 ライフル銃があった、としてその写真を撮っており、この写真は Grecil が子ども兵士である証拠だと指摘した。

しかし、この話は、彼女の遺体を発見したときにライフルも弾薬もなかったという近所の人たちや村長の話と矛盾している。写真では、M16 ライフルは Grecil の身長と同じ高さに写っており、完全に弾が込められていて数キロの重さがあることがわかっている。Grecil の身長・体重しかない子どもがそのような武器を扱えるかは極めて疑問である。

さらに父は、「Grecil は学校に通っていました。ここに学校の身分証明書があります。新人民軍の子ども兵士は学校に通っていません。」と訴えた。

殺害後

同日の午後2時、Gregorio は、「娘に軍(AFP)・警察のキャンプで会える」と伝えられ、村長とともに、軍・警察のキャンプを訪れた。

そこで、彼は、キャンプの建物の外の地面に Grecil の遺体が置かれているのを見た。Gregorio は泣き叫び、彼女を抱きしめようとしたが、軍に止められて、

彼女に触れることも許されなかった。

それどころか、彼はその後、4時間も取調べを受け、軍は彼を新人民軍のメンバーだと疑った。家族が Grecil の遺体をようやく受け取ることが出来たのは、長い取調べの後、午後 6 時を過ぎてからだった。遺体は4時間の取調べの間、灼熱の日差しのなか、外に置かれたままであった。

軍はやっと彼を釈放し、遺体を引き渡したが、その後何の謝罪もない。

遺族は、軍が娘を殺害したと信じている。

Gregorio は次のように述べた。「軍から数人が Grecil の葬式に参列しました。私たちは彼らのそばには絶対近寄りませんでした。しかし、1人の兵士が Gary に近づいてきて、『兵士がみんな悪い人たちだと思わないで欲しい。実は1人の兵士が君のお姉さんを殺そうとしたとき、私は彼に、彼女はまだ子どもだから止めるようにと頼んだ。でも彼は止めなかった』と言ったと聞きました。それ以来、私たちは軍が娘を殺したと確信しています。」⁹⁴

彼女の死後、Grecil の両親は国家人権委員会(CHR)に、John Gabawa 少尉率いる第 67 歩兵大隊を殺人容疑で訴えた。

また Grecil の両親は地方裁判所および国軍内のオンブズマン事務所に、刑事上および行政上の措置を求め、申し立てをした。

Gregorio は、兵士たちは Grecil が民間人かを確認もしないまま殺害し、その後殺害を正当化するために新人民軍の戦闘員に仕立て上げた、と主張している。

HRN 調査団の面談時、両親は報復に怯え、殺されることを恐れていた。彼らは HRN 調査団に「助けて下さい。私たちは危険な状態にあります。」と繰り返し訴えた。そこで、HRN 調査団は、彼らとともに記者会見を行い、事情聴取にもとづく見解を示した。

捜査と起訴

2007 年 5 月 21 日、ミンダナオ南部地域の人権委員会(CHR)は、人権委員会(CHR)地域ディレクターの Alberto・B・Sipaco Jr.の署名入りの決定を下した。

決定に先立ち、遺族は、法医学の専門家による独立した検死を要求したが、人権委員会(CHR)は検死や死体に関する何らの科学的検証も行わなかった。

この決定は、「Grecil は新人民軍の子ども兵士だった」という軍の主張を否定したが、彼女は兵士と新人民軍のメンバーとの交戦中に殺害されたもので、この交戦は正当であり、国軍の兵士たちが Grecil の人権侵害をしたという証拠はない、と結論付けた。⁹⁵「申し立ては十分な証拠がないために棄却する。」と Sipaco は決

⁹⁴ Gary はこの兵士の名前を特定できず、加害者の名前も知らされなかった。

⁹⁵ 2007 年 6 月 7 日付けインクワイヤー紙 http://services.inquirer.net/print/print.php?article_id

定の中で述べ、軍が無責任にまたは慣例を無視して行動したと思われる証拠はないと強調した。

この決定に対し、フィリピンの人権団体はこぞって、「この決定は、被害者やその家族に過大な立証責任を課すものだ」と非難した。

調査結果

このケースで、軍は当初、少女が M16 ライフルで武装した子ども兵士であったと主張し、殺害を正当化した。

しかし、HRN 調査団が発見した証拠はこれに反するものであった。

第1に、新人民軍の子ども兵士は一般的に学校に行っていないが、彼女は学校の身分証明書を持った小学生であった。

第2に、軍は 1m の長さのライフルを Grecil が担いでいたと主張するが、この少女の体力では到底扱えるとは思われない。

さらに、Gregorio の父が新人民軍に殺害されたことから、家族が新人民軍を支援していたというのは信じがたかった。

その後、軍は話を変えて、今度は、彼女を撃ったのは新人民軍だったと主張した。しかし、それが事実なら、何故フィリピン国軍が殺害後すぐに彼女を新人民軍の子ども兵士だと非難したのだろうか？

この少女の死は、無実の民間人に対する軍の攻撃による可能性が極めて高いといえる。政府はこの殺害事件について徹底した調査をし責任の所在を明らかにすべきである。

7 強制失踪と拉致

ケース 16: Sherlyn・Capadan⁹⁶

69928 及び 2007 年 6 月 2 日付け Davao Today 紙 <http://davaotoday.com/2007/06/02/chr-clears-military-in-grecils-death/> 参照

⁹⁶ HRN 調査団は Sherlyn の母親と 1 人の目撃者に 2007 年 4 月 16 日にインタビューした。

ヒューマンライツ・ウォッチもこの事件について報告している。

<http://hrw.org/reports/2007/philippines0607/4.htm>, 参照

アジア人権委員会も緊急声明でこの事件を取り上げている。以下参照 <http://www.ahrchk.net/ua/mainfile.php/2006/1867/>

【被害者】 Sherlyn・Capadan (29 歳、女性)
Quezon 市フィリピン大学ディリマン校の学生
Karen・Empeno (22 歳、女性)、同上
Manuel・Merino (男性)、農民

【事 件】 2006 年 6 月 26 日、Sherlyn・Capadan と Karen・Empeno はブラカン州 Hagonoy 町 San Miguel 村の、滞在していた家から拉致された。2 人の学生を助けようとした Manuel・Merino も拉致された。それ以後、彼らは見つかっていない。



失踪した 2 人

拉致の状況

2006 年 6 月、Capadan と Empeno はブラカン州 Hagonoy 町に滞在中で、彼らの論文のために農民の地域状況に関して調査を進めていた。同日午前 2 時頃、Hagonoy 町 San Miguel 村の農家に滞在していた 2 人は、フィリピン軍の第 56 大隊のメンバーに強制的に連れ去られた。

拉致されたときに、この農家の主であった父と少年は、家に滞在して、犯行を目撃した。少年は HRN 調査団に状況を説明した。

「武装した兵士たちが突然、家に来て、ドアを開けるように命令しました。父は嫌がっていましたが、兵士たちは『もし開けなかったら殺すぞ』と脅かしました。

しかたなく、ドアを開けると、6 名の兵士が家に入ってきたのです。他の 9 名は家を取り囲んでいました。私たちは全員外に出され、手を後ろにして地面にうつ伏せにさせられました。

2 人の学生と父は目隠しをされ、名前を聞かれ、名前を答えていました。私は目隠しをされなかったので全てを見ていました。兵士たちは彼らの腹を殴り、ジープで連れ去りました。私はジープのナンバープレートを見て、RTF597 であることを確認しました。兵士たちは私に『今日ここで何が起きたか、誰にも言うな』と言いました」。

彼女達を助けようとした農民の Manuel・Merino も兵士たちによって拉致された。以上のとおり、少年はナンバープレートが RTF597 のステンレス製のジープで被

害者たちが連れ去られたのを見た。少年は、犯人たちは第 56 大隊に所属する兵士だと確信したという。その根拠を少年は以下のように語った。

「彼らは同じ服装で武装していました。軍隊以外誰もそのような格好はしません。それに、私は拉致をした兵士のリーダーを見ましたが、彼の顔に見覚えがありました。第 56 大隊の兵士でした。自分は、事件後、町で彼を見たのです。」と少年は述べた。

少年と父は、朝になってから近所で女子学生たちの行方を調べ始めた。ある近所の人たちは、第 56 大隊キャンプと同じ方向に走り去るジープの中から、女性たちが叫ぶのを聞いたと言った。⁹⁷

KARAPATAN によると、拉致のニュースが発覚した後、KARAPATAN ブラカン支部が調査チームを編成した。この調査チームは第 56 大隊本部に行き、そこでプレートナンバーが RTF597 のステンレス製のジープを目撃している。

この日、普段は訪問者に開放されているはずの軍キャンプは閉鎖され、調査チームが中に入ることは許されなかったという。

Capadan の母は、6 月 28 日の夕方現地に着し、ブラカンの人権団体の職員である Alberto・Ramirez と会った。

彼は、Manuel・Merino を連れた、第 56 大隊の兵士たちに 6 月 28 日拉致されたが、軍のキャンプで取調べを受けた後、すぐに釈放された。「Manuel・Merino が軍に連れられていたのを Alberto が見ている。私の娘と Merino が一緒に拉致されたのだから、軍が私の娘を拉致したのは明白だ。」と母は語った。⁹⁸

Capadan の母は警察、軍、町役場、病院へ娘を探し回ったが娘は見つからなかった。第 56 大隊の Boac 大佐と会ったが、彼は拉致を否定した。

2006 年 7 月 19 日、Capadan の母は、Empeno と Merino の家族と共に、第 7 師団の当時の指揮官だったホビト・パルパラン退役少将を被告として、裁判所に対し、人身保護令状を申請した。この人身保護手続で Ramirez は 2006 年 6 月 28 日に拉致された件について証言した。裁判所は Boac 大佐とパルパラン退役少将を召還したが、パルパラン退役少将は 6 度召喚しても聴聞に欠席した。裁判所から出された法廷侮辱罪の警告により、9 月 20 日ついに彼は 7 回目の聴聞会に出席し

⁹⁷報復を恐れて、目撃者は名前を明かすことができなかった。目撃者は安全のために家を離れて、現在シェルターに住んでいる。目撃者たちは殺害される危険性に実際さらされている。

⁹⁸ KARAPATAN の文書によると、Ramirez はブラカン州 Hagonoy 町 San Miguel 村の何箇所かの場所に連れて行かれ、最後に Mercado 村の軍のキャンプへ連れて行かれた。キャンプでは Arnel Enriquez と名乗る人物が Rameriz にいくつかの名前が書かれた 2 枚の上質紙を見せた。Enriquez は Rameriz にその紙に名前が書かれた人々について聞き、その中には Capadan も含まれていた。そしてその人々を特定するために協力しなければ重大な報復を受けると言われた。Rameriz はキャンプを離れることができたが、次の日の午後 2 時に報告をするように脅された。次の日にキャンプに戻る代わりに、Rameriz はこの出来事を KARAPATAN に報告した。

たが、拉致があったことを否定した。⁹⁹

人身保護令状

2007年5月27日、控訴審は、2006年6月26日に拉致されたフィリピン大学生の Sherlyn・Cadapan と Karen・Empeno, 及び Manuel・Merio の3名の失踪に関する両親からの人身保護令状の申立を棄却した。控訴審は、このケースは軍の否定とまた証拠不十分から人身保護令状の発令が出来ないとした。「人身保護手続はこの事件解決にふさわしい手続ではない、この事件は刑事手続で解決されるべきである」と裁判所は結論付けた。

この判決のなかで「軍の回答は言い逃れが含まれており、事実をありのまま述べていない。彼らの発言はそれぞれ矛盾をしている。故に、更なる捜査と失踪者を探すことが必要である。これは、人権委員会(CHR)、警察、国家捜査局(NBI)が別途にこれを行うべきである」と裁判所は判示した。¹⁰⁰

救済令状 (アンパロ)

2007年8月、Raymond Manalo 氏と彼と兄弟である Reynaldo 氏は軍による監禁から逃げて、自分たちが拷問されていたことを暴露した。自分たちの体験とあわせて、彼らは Karen Empeño 氏と Sherlyn Cadapan 氏にバターン州 Limay 町の Tecson キャンプで会い、彼女たちがそこで生存していたことを明らかにした。¹⁰¹

一方、フィリピン最高裁判所は2007年9月に、救済令状 (アンパロ) 発布に関する新規則を満場一致で可決した。¹⁰²

2007年10月24日、フィリピン最高裁判所は、学生の Karen Empeño と Sherlyn Cadapan、(そして農民の Manuel Merino 氏、Raymond・Reynaldo Manalo の兄弟に救済令状を発布した。

Karen と Sherlyn の事件で救済令状は、アロヨ大統領やフィリピン国軍の指揮者であるエスペロン参謀総長、フィリピン国軍およびフィリピン国家警察のメンバーを含む相手方に対し、2人の学生を監禁していた事実の有無について説明をす

⁹⁹パルパラン退役少将は2005年9月から2006年9月までの間、第7師団の指揮官だった。メロ報告書は彼の事件への関与を捜査した。2007年1月、メロ委員会はその報告書で、パルパラン退役少将の「彼らの失踪はHRN調査団にとって良いことであるが、HRN調査団は誰が彼らを誘拐したのかは知らない」(メロ報告書より)という発言を非難した。

¹⁰⁰ 2007年6月5日のサン・スター紙 (Sun Star)

<http://www.sunstar.com.ph/static/man/2007/06/05/news/court.scolds.retired.general.troops.over.2.missing.students.html> 参照

¹⁰¹ 2007年8月28日のインクワイヤラー紙

http://newsinfo.inquirer.net/rheadlines/nation/view_article.php?article_id・85087 参照

¹⁰² 救済令状に関しては後に詳しく議論する。

る、申告書を提出するよう命令した。Manalo 兄弟の事件では、相手方は本当に兄弟を拉致・拷問したという事実の有無について回答する責任があると命令した。¹⁰³

2007年11月21日に控訴裁判所では、フィリピン大学の学生のケースに関する救済令状発布にかかる尋問で、Raymond Manalo氏は2人の学生は鎖をつけられて軍に拷問されており、Sherlynは兵士たちにレイプされたことを証言した。

証言の中でRaymond氏は、2003年4月の人権活動家Eden Marcellana氏および農民指導者Eddie Gumanoy氏殺害でも容疑者となっているDonald Caigas軍曹が、フィリピン大学学生の監禁・移送、そしてSherlynへのレイプに関与していることを証言した。¹⁰⁴

現状

救済令状の発布にも関わらず、2人の学生はいまだ解放されていない。¹⁰⁵

ケース17: Ronald・Intal¹⁰⁶

【被害者】 Ronald・Intal (24歳、男性)、ターラック州 Balete 在住、炭焼き職人

【事件】 Ronald・Intal は2006年4月3日の午前11時頃、Barangay Baleteの自動車ターミナルそばのハイウェイ上で武装した男たちに連れ去られた。

拉致の状況

目撃したトライシクルの運転手によると、1台の軍の車が彼に近付き、中から7名の兵士が飛び出して彼を車に押し込んだ。¹⁰⁷

¹⁰³ <http://www.jwharrison.com/blog/2007/11/03/philippine-supreme-court-issues-three-writs-of-amparo/>参照。

¹⁰⁴ <http://www.pinoypress.net/2007/11/25/witness-says-2-missing-up-students-tortured-raped-inside-military-camp/>参照。

¹⁰⁵ HRNは、Sherlynのものだと思われる死体が2008年3月13日、パンガシナン州で発見されたという報道にも接した。しかし、2008年5月7日のGMAニュース、5月8日のフィリピンスター紙等の報道によれば法医学鑑定の結果、別人の死体と判明したとのことである。
<http://www.philstar.com/archives.php?aid=2008050742&type=2> 参照

¹⁰⁶ HRN調査団は2007年4月17日、彼の母親と面談した。このケースについては、アジア人権委員会の報告書、「フィリピンの人権状況2006年度」(“Philippines, The Human Rights Situation in 2006”)や2006年4月18日緊急声明でも言及されている。このケースはまた、国際労働連帯ミッション(International Labor Solidarity Mission)でも言及されている。
<http://www.ilsml.org/reportCL.html> 参照

¹⁰⁷ KARAPATANの報告書によると、被害者の父親であるGonzaloが息子の居場所を調査するため4月8日に軍本部に行った際、軍は彼を拘束していないと主張した。Gonzalo氏とその妻 Lourdes氏はその後ターラック市の副市長 Teresita Cabalに息子の居場所を探す手助けを

拉致前の状況

Ronald はルイシータ農園内で農業労働者の争いに深く関わっている若手活動リーダーで知られている。2004年11月のストライキでは、ストライキに参加しピケラインを守っていた。彼の活動は第7師団に知られていた。Ronald はまた Samahan ng mga Kabataang Demokratiko sa Asyenda Luisita(SAKDAL ルイシータ農園青年民主連合)また比例代表政党アナクバヤン(人民の息子や娘の意味)のリーダーでもあった。

捜査と起訴

Ronald に関して警察による捜査は行われなかった。彼の母は HRN 調査団に次のように述べた。「失踪した時、彼の妻は妊娠中でした。その息子は現在生後7ヶ月になるのに、彼の父親は依然と行方不明です。息子のために正義を実現してほしい」。

ケース 18: Axel Pinpin、Aristedes・Sarmiento ほか(タイガイタイ5)

HRN 調査団は調査ミッションの最中に、タイガイタイ5と呼ばれる5名の被拘束者に面談した。¹⁰⁸彼らは、2006年4月28日、タイガイタイ市内で車に乗っていたときに拉致されたという。面談では、拘束されている仲間を代表して Sarmiento と Pinpin が話をした。

【被害者】 Aristides・Sarmiento(49歳、男性)

ラグナ州カランバ市在住農民代表 (Katipunan ng mga Magasasaka sa Kabite(KAMAGSASA KA、カビテ農民同盟)のオーガナイザー
Axel・Pinpin(35歳、男性)

ラグナ州カランバ市の住民、カビテ農民同盟)のオーガナイザー
Riel・Custodio(30歳、男性)

バタンガス市の住民、カビテ農民同盟)のオーガナイザー
Enrico・Ybanes(59歳、男性)

タイガイタイ市の住民、農業で生計を立てる前は漁師であった。

Michael・Masayes(28歳、男性)

タイガイタイ市の農民。

要請した。副市長 Cabal 氏は Ronald がフィリピン国軍北ルゾン司令部に属する部隊に拘束されていることを両親に告げた。副市長はまた、フィリピン国軍第7師団の長であるパルパラン退役少将が許可を出さない限り Ronald は解放されないことを告げた。

¹⁰⁸ HRN 調査団は5人の被拘束者—Riel Custodio、Axel Pinpin、Aristedes Sarmiento、Enrico Ybanez、Michael Masayeと4月18日に面談した。

拉致前の活動

Aristides, Axel, Riel はカビテ農民同盟のオーガナイザーであった。これはカナダの貿易会社にコーヒーやムスコバド砂糖の販売等している組織である。Aristides は農民の代表として、Center for Ecumenical Development and Action Research、the Solidarity for People's Power（人民の力連盟）等の何箇所かの NGO や組織でも働いていた。Axel はカビテ農民同盟で調査員、広報担当者として働いていた。彼はまた TV で放映されたことがあるような政治デモにも何度も参加していた。拉致される前、彼は警官である親戚から、この政治行動ゆえに、警察から、新人民軍の支援者だと疑われていると、警告を受けていた。

拉致の状況

2006 年 4 月 28 日の午後 6 時 25 分頃、5 名はタイガイタイ市の Tolentino 村を出発し、マニラに向かう途中であった。当時彼らは物を買うため現金で約 8 万ペソを持っていた。移動途中、平服で武装した男たちに止められ、数台の車に囲まれた。拉致者たちに銃を突きつけられ、目隠しをされ、手錠をかけられて車の中に放り込まれ、車の床にうつ伏せにさせられた。Axel は車の床にうつ伏せにさせられた時に火傷を負ったこと、しかし、拘束後、腫れてくるまで何ら治療がされなかったことを訴えた。

彼らは、手錠をかけられ目隠しをされたまま、マニラ市内の数箇所で軍と国家警察による尋問を受けた。¹⁰⁹ 彼らは新人民軍のメンバーと疑われ、その疑われている活動に関する情報を渡すように言われ、答えないと肉体的、精神的に拷問を受けた。

彼らは、軍基地内と思われる建物の地下の、外から遮断された場所に連れて行かれ、4 日間この場所に拘留された。その間、新人民軍との関わりを問われ、マグダロ・グループ¹¹⁰の陰謀の一環として、マニラでメーデーに爆破が計画されていることについて知らないか、等の尋問が行われた。

その後、マニラ首都圏の軍施設にも連れて行かれた。その場所は、常に飛行機の離発着音が聞こえるので空港に近いと思われ、ビルモア(空軍本部)かフォート・ボニファシオ(陸軍本部)、またはその周辺だと思われると彼らは述べた。

その 3 日後の 5 月 5 日、彼らはタガイタイ地方裁判所へ連れて行かれた。彼らはその時に、自分たちが反乱罪で訴追されているのを知った。

¹⁰⁹ アジア人権委員会(Asian Human Rights Commission)報告書“Philippines: The Human Rights Situation in 2006” 25 ページ参照

¹¹⁰ Magdalo は、2003 年 7 月 27 日にマカティ市のオークウッドホテルに立てこもった兵士のグループの名称である。

尋問

Axel は HRN 調査団に対して、尋問中に精神的な拷問を受けたと証言した。

尋問中は目隠しをされたままであったが、尋問者は彼を「もう死んでもいいか？ 家族を愛しているか？」と脅迫し、また電気ショックをするぞと脅迫した。

取調べ室の外からは数時間毎に銃声が聞こえ、「あれはお前の仲間の1人(に対する処刑)だ」「次はお前だ」などと言われた。

しかし、彼は銃による処刑の脅迫を信用せず、また脅迫にも屈さず、尋問者に「墓を用意したらどうだ？」と答えた。尋問室は非常に暑くて湿気が多かった。

他の勾留者たちは尋問中暴行を受けていたと述べた。

Axel は、尋問責任者は彼らが拉致された時の一団の指揮官と同じ声であったという。国家警察の州諜報機関オフィサーの **Rodel・Sermonia** 警視の声に似ていると述べた。また、尋問中の1人の警官と婦人警官については、誰かを認識している。Sermonia 警視はこの事件の後、昇格している。

事件の状況¹¹¹

反乱罪の事件は未だに裁判所で係争中である。1年経っても検察官は彼らに関する証拠を提出していない。面会時点では、彼らの弁護士からは保釈はまだ申請されていなかった。¹¹² Axel は裁判所に対する不信を表明した。¹¹³

強制失踪事案

タガイタイ5ケースに関しては、彼らの失踪直後から社会の注目を集めた。

¹¹¹ 2007年11月7日のまにら新聞、同月6日のPinoyPressによれば、バヤンムナのおカンポ下院議員らが、違法逮捕勾留を理由に即時釈放を求める決議案を提出した。

<http://pinoypress.net/2007/11/06/satur-demands-release-of-tagaytay-5/>参照

¹¹² 2008年6月6日、7日のインクワイヤラー紙によれば、6月6日に人権委員会委員長の Leila de Lima 氏が通告なしに、タガイタイ5の拘束されている国家警察の施設である Vicente lim を訪問した。2006年になされた人権委員会への申立の処理に時間がかかっていることを詫び、再調査を表明、拘禁状況について国連の基準を満たしていないと発言した。

また、6月3日には、地裁に保釈の請求をしたと報道されている。

<http://newsinfo.inquirer.net/inquirerheadlines/regions/view/20080607-141269/CHR-to-reopen-Tagaytay-5-case-probe> 参照

<http://newsinfo.inquirer.net/breakingnews/regions/view/20080606-141164/CHR-chair-visits-Tagaytay-5> 参照

¹¹³ Axel は被拘束者の状況について訴えた。5人のうちの1人の妻が亡くなった際、死後7日後にしてやっと裁判所からの命令により、死体との面会が許可された。もうひとつの例は、被拘束者が全く日光を浴びることや独房の外で体を動かすことを10カ月も許されないということである。このような制限された状況に反抗するため、被拘束者たちは、3月31日まで40日間の断食(ビスケットだけを食った)を行った。それ以来、彼らは皆、固形物を食べるのをやめた。HRN 調査団が面談した際、彼らはハンガーストライキ(固形物を一切食べない)の18日目であった。

フィリピン被拘束者救援委員会 (TFDP)、国際 SOS 拷問事務局、国際人権組織等により、彼らの失踪が「強制失踪」ケースとして認識された。

彼らが拉致されたとき、国家警察は 5 名を拘束した事実を否定していた。しかし、2006 年 5 月 5 日、5 名が反乱罪の嫌疑で突然地方裁判所に現れたため、この事件が国家機関による拉致であったということが明らかになった。

また、当局が、新人民軍に関係すると疑う人物を法的手続もなく拉致・拘束して、拷問するというやり方を組織的に行っていることも明らかになった。

まさに、本件は典型的な強制失踪事案だったといえる。

VI 超法規的殺害と強制失踪は止まらない。

1 継続する超法規的殺害

2007 年 1 月、アロヨ大統領は超法規的殺害に対する対策を指示した。

しかし、超法規的殺害はその後も続出している。フィリピン滞在中、HRN 調査団は超法規的殺害事件と思われる 4 件について情報を得た。

ケース (1) 2007 年 4 月 12 日、イロイロ州オトン町の Barangay Cabandanan で、夜 9 時 30 分ころ、身元不明の武装した複数の男が活動家 3 人を襲撃した。襲撃者は人権保護団体である KARAPATAN の広報担当である Jose Ely Carachico に銃撃し、重傷を負わせた。Carachico と共にいた Nilo Arado および Ma. Luisa Posa-Dominado は拉致された。¹¹⁴

ケース (2) 2007 年 4 月 16 日、Kilusang Magbubukid ng Pilipinas (KMP:フィリピン農民運動) の下部組織である SAMASOR の一員であった Willy Jerus はソルソゴン市で銃殺された。警察は、殺害と、犠牲者が政治組織の一員であったことの間には関連はないとの見方を示した。¹¹⁵

ケース (3) 2007 年 4 月 18 日、政府系ラジオ局のレポーターであった Carmelo Palacio がヌエバエシバ州で銃殺されている状態で発見された。2007 年に殺害された記者としては 2 人目であった。¹¹⁶

¹¹⁴ インクワイヤラー紙 “Nestor P. Burgos Jr., *Ilonggo folk shocked over abduction*” (2007 年 5 月 22 日)

¹¹⁵ まにら新聞 (2007 年 4 月 17 日)、SAMASOR のメンバーでバヤンのスタッフがソルソゴン市の彼の自宅の付近で銃殺された。Philippines, Stop the killing in the Philippines (2007 年 4 月 22 日)

¹¹⁶ AFP 通信(2007 年 4 月 18 日)

ケース (4) 2007 年 4 月 19 日、インクワイヤラー紙の記者である Delfin Mallari Jr. が銃撃され重傷を負った。銃撃されたのはケソン州ルセナ市のラジオ局に向かって運転中のことであった。

フィリピン・ジャーナリスト連盟 (NUJP : the National Union of Journalists of the Philippines) によれば、2001 年にアロヨ大統領が政権についてから、この時点まででフィリピンでは 51 人の記者が殺害されている。¹¹⁷

2 国連特別報告者アルストン氏の証人が殺害される

HRN 調査団は、事件のメディア報道に基づき、2007 年 3 月 10 日に東ミサミス州で Che-che Gandinao が銃殺されたことを確認した。

Gandinao は国連の特別報告者であるフィリップ・アルストン氏の超法規的殺害の状況について証言を行っていた。彼女はバヤンムナのメンバーであり、Salay 町の農民の団体である東ミサミス農民同盟 (MOFA : Misamis Oriental Farmers Association) の一員であった。

アルストン氏がミンダナオに滞在している間、彼女はアルストン氏に対して、バヤンムナの東ミサミス州議長であった義父が 2 月に殺害された事件について証人として証言していた。

Gandinao は軍のキャンプから約 10 メートルのところで殺された。彼女を銃殺したのはバイクに乗っていた男で、その時彼女は夫と子どもたちと歩いているところだった。¹¹⁸

バヤンムナによると、メンバーが犠牲になるのは、アロヨ大統領が政権についてから Gandinao で 129 人目にのぼるといふ。

軍 (AFP) は、事件が報道されてすぐに事件への関与を否定し、「殺害は新人民軍が行ったものである。」と述べた。¹¹⁹

しかし、軍が事件直後に即座に否定したことから、どの程度真剣に検証が行われたのかは疑わしいといふべきである。この事件は、証人となるべき人々に甚大な委縮効果をもたらした。

3 Jonas・Burgos の事件

(1) 強制失踪

¹¹⁷ まにら新聞 (2007 年 4 月 20 日) および報道官事務所の発表 (2007 年 4 月 19 日) による。
<http://www.news.ops.gov.ph/apr19.htm> で閲覧可

¹¹⁸ 2007 年 3 月 13 日の Philippine Inside News、まにら新聞、インクワイヤラーの記事を参照

¹¹⁹ 2007 年 3 月 14 日のまにら新聞の記事を参照

4月28日、Jonas Joseph Burgosは、ケソン市のCommonwealth 通りのEver Gotesco モールから3人の男と1人の女によって拉致され、いまだ行方不明である。彼はジャーナリストであり、またマルコス政権下において報道の自由を求めて闘ったことで知られる故Jose・Burgosの息子である。

Burgosは左派のフィリピン農民運動(KMP: Peasants' Movement of the Philippines)の一員であり、姿を消した日には農業経営セミナーを行っていた。

その後彼は、家族と会うはずだったが、家族の前に姿を現さず、携帯電話に電話しても出なかった。

Burgosの失踪は、左翼活動家に対する一連の攻撃で最近では一番注目を集めている。

報道によれば、Burgosが拘束され、連行されたトヨタ車両のジープは、ナンバープレートからして2006年に軍隊と環境天然資源省が共同で没収したジープであること、その後はブラカン州のNorzagarayにおいて第56大隊内に停車されていたという目撃情報がある。そのため、軍隊がこの強制失踪に関連している疑いが高いと見られている

この件について、最高裁命令があったにもかかわらず、国軍は失踪したBurgos氏を探そうとしない。国軍は、Burgosの強制失踪に関与している兵士ではなく共産主義の反乱分子だと主張している。

(2) エマニエル・ベラスコ検事解任

2007年7月9日、Jonas・Burgosの強制失踪を捜査していた特別捜査班班長のエマニエル・ベラスコ首席検察官は、軍の諜報員と兵士らがこの事件の容疑者だと疑われる、として、この者たちに対する捜査を命令した。

ベラスコ首席検事は、強制失踪には軍が明白に関与していると指摘し、国家捜査局(NBI)に対して下記の者を捜査するよう依頼した。

- (1) 陸軍技術軍曹 Jason Roxas
- (2) 空軍伍長 Maria Joana Francisco
- (3) 空軍軍曹 Aron Arroyo
- (4) 国軍情報部(ISAFP-MIG15)関係者
- (5) 陸軍第56大隊に配属されていた Jaime Mendaro 中尉
- (6) 陸軍本部諜報部の Noel Clement 中佐

Burgosが強制的にさらわれた際の犯行現場で上記の者を見たとする情報提供者の訴えをもとにこれらの者は証人喚問された。

しかし、7月11日、上記の命令の2日後に、ベラスコはラウル・ゴンザレス司法長官によって、Burgos事件の失踪の調査をする特別班長職を解任された。

(3) 現在の状況

2007年12月、Burgosの事件に関して、被害者の母親が控訴裁判所に対し、救済令状の申立書を提出した。

その翌日、控訴裁判所はBurgos氏の行方について軍の説明を求める救済令状を発布した。控訴裁判所は相手方であるフィリピン国軍の指揮者であるエスペロン参謀総長らに対し、令状に基づき答弁書または正式な報告書を5日以内に提出するよう命令した。しかし、Burgos氏はいまだに解放されていない。

VII 不処罰

国連特別報告者アルストン氏は、超法規的殺害ケースで劇的に有罪判決を増加させる必要があると勧告した。アルストン氏はこれを担保するために、最高裁、人権委員会(CHR)、警察の特別捜査班ウッシングに超法規的殺害の事件に関して活動の月次報告書を発行するよう勧告した。

HRNは、アルストン氏と同様の見解を持っている。法の支配を確立し、人権侵害の再発防止をはかるするために、超法規的殺害における徹底した調査と、それに見合う結果-多くの有罪判決の獲得-が実現しなければならない。

しかしながら、ウッシングはメディア関係者の殺害に関して有罪とされるケースは何件かあると報告しているものの、現地の人権団体は、これまで超法規的殺害に関して1件たりとも有罪とされていない、と指摘している。

少なくとも、HRN 事実調査チームが調査した数々のケースに関しては、有罪判決が出されていないことは明らかである。犯人たちは不処罰を享受しているのである。

また、HRNは、アルストン氏の勧告後、最高裁、人権委員会(CHR)、ウッシングから月次報告書が発行されたという情報に接することができなかった。

1 捜査の欠如

HRN 調査団は、超法規的殺害および強制失踪の犯人たちが逮捕や告発をされるということが極めて稀であることを確認した。

HRN 調査団が調査した事件の大多数において、きちんとした捜査は行われていなかった。

1) 前述のとおり、HRN 調査団が調査した超法規的殺害の15ケース中8ケースは、犯人が国軍またはCAFGUの関係者であることを目撃者が証言している。

しかし、Benjaline Hernandez 事件以外、どの事件も兵士の訴追は実現していない。Benjaline Hernandez の事件でさえ、彼の死後5年経過しても有罪判決は出していない。容疑者達は保釈され、依然と軍で勤務しているのである。

Eden Marcellana 事件では、9名の生存者たちによる証言にもかかわらず、起訴の請求は2度も却下されている。容疑者の1人、ミンドロの第204旅団のDonald Caigas 軍曹は今も国軍に現役で勤務中である。フィリピン大学の大学生に対する公聴会で証言した証人によると、CaigasはSherlyn Capadanに対する拘留、拷問、レイプにも関わっていたという。ひとつの捜査怠慢が別の人権侵害を起こしていることは明白である。

Isaias Sta Rosa 事件では、証拠上、国軍第9師団諜報部隊が殺害に関与していることが明らかになっている。しかし、最近 Marc Ernest Rosal 少佐ほかに対する起訴の請求が却下された。

Jesus・Lasa, Juancho・Sanchez, Ricardo・Ramos, Felipe・Lapa および Albarillo 夫妻のケースは、犯人は軍の関係者ということが証拠からはっきりしているにもかかわらず、捜査はほとんどなされておらず、訴追もされていないケースである。

一方で、軍において犯人と名指しされた者たちが不処罰を享受し、他方、被害者たちは司法的救済を受けていないのである。

レイシータ農園の虐殺事件には、国家警察(PNP)と軍(AFP)が関わっていたことが認められる。しかし、国家警察はこの虐殺事件の責任者の捜査をする代わりに、数百人のストライキ参加者らを逮捕し始めた。国家警察は無差別の虐殺の捜査をしなかったのである。

Expedito 事件では、被害者の兄弟が直ちに警察に行ったが、警察は対応に積極的でなく、警察は犯罪が報告されてから2時間も経ったのちに事件現場に到着した、という状況であった。

Lapa 事件は、家族は襲撃者たちの似顔絵を提出した。警察が襲撃者たちを認識出来たにもかかわらず、彼らを捕まえなかった。犯人たちは軍キャンプで保護された。

Grecil 事件は、軍が彼女の殺害後直ちに、「新人民軍の子ども兵士」と発表した。この疑いは、Grecil は子ども兵士ではないとする人権委員会(CHR)の決定により否定された。軍は話を変え、新人民軍を Grecil 殺害の犯人と言い始めた。事実調査チームは、もし彼女が新人民軍の被害者だというのなら、何故関係機関が彼女を新人民軍の兵士だと最初に信じたのか疑いを禁じえない。この事件でも軍に対する訴追はされていない。

これは超法規的殺害に対する実効的な捜査・訴追を行おうとする意図が組織的に欠落したことに基づく組織的な怠慢であると言わざるを得ない。

2) 殺害者たちが明らかに認識されていない7件は、さらに悲観的な状況である。

Abelardo・Ladera, Romeo・Malabanan, Jusus・Servida, Diosdado・Fortuna のケースは、現在も真剣な捜査が行われていない。

HRN 調査団は主要な問題のひとつである警察の初動対応拒否をここで指摘し

たい。Malabanan 事件では、銃撃が起こった場所から約 25 m のところにいたパトカーの中に 3 名の警官がいたが、彼らは撃った男を捕らえなかった。警官たちは捕まえもせず男は逃げ、また警察官は銃を全く使用もしなかった。被害者の家族は銃撃者の似顔絵を描いたが、それ以後の捜査は行われていない。このケースに関する警察の対応の怠慢が、少なくとも彼らが殺人を黙認している、ということを示唆している。

Alberto・Ramento 司教事件では、警察は家族や仲間にも聴取せず、この事件を単純な強盗殺人として直ちに結論づけた。Ramento 神父の家族は、警察の捜査が杜撰であったと述べている。警察は犯行現場に人々が立ち入れるようにして、現場の指紋採取もせず、現場保全をしなかった。

教会世話人の宣誓供述を得た以外には、警察は Ramento 神父を知る家族や仲間を聴取せず、また神父が死亡する前に受けていた具体的な脅迫について調べようとしなかった。

2 警察の特別捜査班(ウッシング)の怠慢

国家警察を管轄する内務自治省は特別捜査班であるウッシング (Task Force USIG) を設立した。ウッシングの主要な目的はメディア関係者および左派政治組織関係者の超法規的殺人の調査である。

しかし、ウッシングが人権侵害の被害者からの申し立てにより、捜査・訴追・懲罰に対して適正に活動しているとは見ることが出来ない。

ウッシングのウェブサイトに掲載された文書によれば 2001 年以降、進歩的政治組織メンバーに対する殺害が 116 件報告されている。これらのうちの 56 件は起訴され、60 件は捜査中であるとされている。しかし、ウッシングの数字と人権団体が作成した数字には大差がある。

ウッシングは、KARAPATAN、アムネスティ・インターナショナル、バヤンムナ、CRP-MC 等の人権団体の掲げる数字が過大であり誤っている、と主張している。たとえば、ウッシングは 2006 年 11 月 14 日現在に KARAPATAN が主張した殺害数である 783 件中の 462 件は無効であり、除外すべきであると主張している。

除外の理由の第 1 は現地警察への「報告不足」であった。第 2 の理由は、事件が軍と新人民軍との戦闘から起きたという理由である。その他の理由には個人的な動機や単純な利欲的動機による事件だ、という分析が含まれる。

ウッシングは同様の理由から、アムネスティ・インターナショナルが挙げているケースのいくつかも除外した。

同様に、ウッシングはフィリピン・ジャーナリスト連盟から報告された 52 件中の 27 件のみを捜査対象にした。ウッシングはその他のケースのうち 15 件について理由をあげてリストから除外し、6 件を再調査中として残した。

除外されたケースに関して、何故それらのケースが除外されるのかについて、ウッシングが公聴会を行ったり、公式説明を行ったことはない。

この、警察と人権団体等の主張の著しい違いという問題について質問し、ウッシングの取り組みを確認するため、HRN 調査団は内務自治省次官の Melchor・Rosales 氏に会った。HRN 調査団は、面会のなかで、調査した数々のケースの明らかでない不処罰に関して懸念を表した。

Rosales の回答は「ウッシングは情報が公的に提供されない限り、動くことはない」というものであった。彼は KARAPATAN から提出された報告書は、立件に必要な信用性に欠けていると語った。「何故なら、KARAPATAN の被害者リスト中の 5 名は生存していたことが明らかになっている」からだという。

加えて、Rosales は、そもそも「超法規的殺害」はフィリピンには存在しない、「説明不能」の殺人が存在するだけなのだ、と言った。

ウッシングは自分たちが起訴した 8 件について軍が関与していることは認めた。しかし、彼らはその他全ての殺害を左翼の内部抗争であるとした。この見解はアルストン報告書とメロ報告書に矛盾している。

先述のとおり、HRN 調査団は超法規的殺害が疑われている全てのケースを調査できたわけではないし、超法規的殺害が一体何件あるのかを確認していない。しかし、HRN は、ウッシングが、人権団体の主張する多くのケースを捜査対象から除外し真相究明義務を尽くしていないこと、そして被害者の家族に対して当然行わなければならない捜査を始めてすらいけないという事実を確認することができた。

ウッシングは、KARAPATAN がリストアップしている被害者の何人かは生存していることが判明した、と強調しているが、そのことによって、KARAPATAN が主張する超法規的殺害がすべて誤りだということにはならないはずであり、KARAPATAN の主張を相手にしないでよいという正当化理由にはなりえない。

軍幹部による人権侵害の不処罰の文化は終わりにしなければならない。

HRN は、ウッシングに対し、HRN が調査したすべての事件および未解決の超法規的殺害と主張される全ての件について、真剣な捜査を指揮するように強く求める。

3 軍関係者の不処罰

1) 軍関係者の不処罰

国軍(AFP)は超法規的殺害及び強制失踪の容疑者に関する調査・懲罰を組織内で行わず、刑事責任追及もしようとしない。

HRN 調査団が調査したケースでは、目撃者により認識された全ての犯人は今でも兵士として活動している。特に、Marcellana と Lapa の事件では、軍は実行犯を罰する代わりに軍の中で犯人を匿っていることが明らかになっている。

国軍は、刑事訴追に消極的なだけでなく、例えば救済令状のような司法手続についても協力的ではない。

2) 軍幹部の不処罰

メロ報告書は、国軍の退役少将のバルパラン氏が一連の殺人に上官責任を負うと示唆している。

HRN の調査した事件のなかでも、2 件の拉致及び 4 件の超法規的殺害がバルパラン退役少将の任地で起きた。

HRN は少なくない目撃者がバルパラン退役少将の指示を受けたと思われる兵士または CAFGU メンバーが事件に関与していると証言していることを確認した。

さらに、バルパラン退役少将自身も軍内の彼の部下に対し、殺害を唆し、扇動したことを認めている。

これらの状況にもかかわらず、バルパラン退役少将に対する捜査は行われていない。

この点について、ウッシングは、上級軍幹部に対する調査は彼らの管轄外だという理由で、バルパラン退役少将への尋問も捜査も出来ない、と強く弁明している。一方、軍(AFP)は、「彼に対して正式な告発がないため」、軍によるバルパラン退役少将に対する捜査を行わなかった、としている。

軍が上命下服の構造にあることを考慮に入れると、軍幹部への捜査が出来ない状況は、それぞれの超法規的殺害事案の完全な真相究明と解決を妨げている。

4 責任追及のしくみの不在

過去に発生した重大な人権侵害の問題に向き合い、誠意を持って真相究明・責任追及に取り組んだ経験を持つ国々は少なくない。

例えば、少なくない国々で「真実と和解に関する委員会」¹²⁰が設立され、徹底した調査を行い、人権侵害の「指揮命令系統」にさかのぼり、殺害の主要な責任者を特定する作業を行った。

これに対比するならば、残念ながら、フィリピン政府は真相究明のために誠意を持って取り組んでいるように見られない。

国連の特別報告者であるアルストン氏の報告には、フィリピン政府が表明したとされる、超法規的殺害の問題に対処するための一連の対策が列挙されている。そのなかには以下の方針が含まれる。¹²¹

・法務省(DOJ)、国防省(DND)、人権委員会(CHR)は、殺害に関する軍隊の関与の疑いに関して共同の真相究明機関を設置するものとする。

¹²⁰ アルゼンチン、ペルーおよびチリでは「失踪者に関する国家委員会」、「真実と和解に関する委員会」および「真実と和解のための国家委員会」を人権侵害に対する包括的な真相究明を行うために設置し、報告書を公表した。

¹²¹ アルストン報告書 UN Doc. A/HRC/4/20/Add.3.

- ・人権侵害に責任を持つ者を訴追しなければならない。
- ・CHRがこの作業を円滑化するための資金として2500万ペソ(51万米ドル)を追加提供する。

しかし、こうした宣言は実現していない。

メロ委員会もその報告者のなかで、殺害を終わらせるための政治的意思を持つこと、原因と真相の調査、責任者の訴追と処罰、証人保護などに関して包括的な提言をし、その役割を終えている。真相究明に関して、メロ委員会は下記の提言をしている。¹²²

「超法規的殺害に軍が関与したことに關する全ての報告・訴えが確実に、迅速、公平、かつ有効に調査されるようにするため、真相の調査は国軍から独立した機関によって行われなければならない。この調査機関は、国軍の指揮、管理の下にあってはならず、それらの影響から独立したものであるべきであり、予算も当該機関が管理しなければならない。」

この提言から1年以上が経過したが、独立した調査機関の設置を含むメロ委員会の提言はいずれも実現されていないのである。

HRN調査団がフィリピン国家人権委員会(CHR)を訪問した際、この共同真相究明機関の進捗について何も前向きな答えを得ることができなかった。人権委員会(CHR)は、共同の真相究明の取り組み自体があるかどうかについてさえ、何らコメントをしなかった。¹²³

HRN調査団が面談した担当者は、人権委員会(CHR)本部内に超法規的殺害問題に取り組む特別なタスクフォースが発足したと語った。しかし、人権委員会(CHR)本部には超法規的殺害のみに関して作業をしている職員が2名しかおらず、人権委員会(CHR)の地方事務所が個々の事件を調査しているとのことであった。

予算が十分でないため、本部において超法規的殺害についてのみ作業のできる職員を増やすことはできない、と彼らは何度も強調した。また、主に予算が不十分であることが理由で、人権委員会(CHR)独自の「証人保護プログラム」はいまだ実現していないとも述べた。

その一方、エリジオ・マリヤリが率いた調査に基づき、人権委員会(CHR)は、パルパラン退役少将の責任に関する報告書を発表した。

その報告は、「パルパラン退役少将が殺害を命令したということを示す具体的な証拠はなく、『指揮官の責任』はフィリピン刑法では規定がないため、超法規的殺害

¹²² メロ報告書

¹²³ 2007年4月19日のHRN調査団が人権委員会(CHR)を訪問した際に対応した職員は、「私たちは大統領の意図を認識しているが、人権委員会は独立した機関なので、命令に従う必要はない。」と説明した。

について彼を訴追することはできない。」¹²⁴と結論づけた。しかし、この所見はメロ委員会の目指す方向性と矛盾するものである。

この報告書は人権委員会(CHR)の最終結論ではなく、人権委員会の全てのコミッショナーにより精査されるということであるが、委員会が全面的・徹底的な調査を尽くすことができるか、懸念される。人権委員会は、パルパラン退役少将の不処罰を承認することになるのではないか、危惧される。

人権委員会(CHR)が、公権力に対する十分な調査権限も付与されず、予算と機能を十分にもちあわせないなか、徹底した調査を行う代わりに、被害者に極端に高いレベルの立証責任を要求し、最終的に不処罰を支持することになるのではないか、という重大な懸念がある。

一方、司法省(DOJ)等その他の政府機関も、超法規的殺害に責任を持つ者を調査したり逮捕することはなく、真相究明の責任を何ら果たそうとしていない。¹²⁵行政監察院も、超法規的殺害に関連して政府の職員を調査したことを示すいかなる記録も公表していない。¹²⁶

こうした状況に照らすならば、HRN は、フィリピンにおいて、一連の人権侵害について徹底調査をし、軍隊内部の責任者を特定し訴追する、有効な真相追及のためのしくみを実現していない、と結論付けざるを得ない。

5 証人たちの恐怖

HRN 調査団の事実調査の過程において、被害者の遺族の多くが氏名や身元を明かしたがらず、顔を出したがらなかった。また、多くの目撃者は軍による報復と嫌がらせに怯えながら暮らしている。この恐怖は現実に根ざしたものである。

第一に、前述のとおり HRN 調査団は、超法規的殺害事件の証人のうち何人かは、実際殺害されていると知らされた。

そのうちの1人は、レイシータ農園での虐殺の証人、Beltran 氏である。同氏は、この虐殺について彼の目撃した事実を議会で証言をする予定であったが、その直前に殺害されたのである。

また前述のとおり、国連特別報告者、フィリップ・アルストン氏に協力した証人である Che-che Gandinao 氏も被害者の1人である。彼女はアルストン氏に対し証言を行った後に殺害された。

第二に、証人に対する嫌がらせが実際に行われている。

例えば、Isaias Sta Rosa の弟である Jonathan Sta Rosa によれば、同人は、上院

¹²⁴ 2007年3月20日のインクワイヤラー紙 参照。

¹²⁵ The Inter-Agency Legal Action Group(IALAG)も超法規的殺害には取り組まない。IALAG のテロを抑制する活動は問題があり、アルストン氏はこの機関が廃止されるよう提案している。しかし、機関はまだ存在している。

¹²⁶ 行政監察院のウェブサイト参照 <http://www.ombudsman.gov.ph/index.php?pid・2>

の公聴会で Isaias Sta Rosa の超法規的殺害について証言した。その証言中、軍は禁止されているにもかかわらず上院に忍び込んで、彼の写真を無許可で撮影した。このため、Jonathan は暗殺されることを恐れ、家を離れなくてはならなくなった。現在彼は、故郷から離れた避難所で暮らしている。

第三に、HRN 調査団は、隠れて暮らさざるを得ない状況に置かれた証人、被害者の家族、また保護された地域に住む人々の何人かと面会した。フィリピン大学の学生の強制失踪の目撃者も危険にさらされている。暗殺を恐れているため、彼も故郷から離れて暮らしているのである。Albarillo の息子と娘も同じ経験をした。2人は報復を避けるため、避難所で生活してきた。

さらに、調査団が Grecil Buya の家族に会ったときは、恐怖のピークの中で暮らしていることが明らかだった。

「軍は私を新人民軍として非難しています、ミンダナオ島にとどまれば、殺されるか訴追されてしまいます。だからマニラに来て隠れて暮らすことにした。助けてください。」¹²⁷

このように恐怖の中にいる証人たちは、被害者のために証言をすることができず、遺族たちも訴追を要求することができない。

例えば、Lapa の事件では、被害者の妻がなぜ更なる調査を要求できないのかを説明してくれた。

「息子と私は襲撃者の顔を見ました。でも、誰が犯人かを私が言えば、私たちは殺されるでしょう。」¹²⁸

Magsino の事件では、被害者の母親は HRN にこう述べた。

「犯罪現場にはある目撃者がいました。しかし、報復を恐れて、この目撃者は法廷で証言したがりません。」¹²⁹

フィリピンの国内法では「証人の保護、安全および給付に関する法律」(共和国法 6981 号)¹³⁰が 1991 年 4 月 24 日に承認された。この法律の二章では、「司法省は…当法律の定めに基づき一貫して、…その長官を通して、『証人保護、安全および給付プログラム』を作成し実行するものとする。」と定めている。三章では「犯行を目撃した、または犯行について知っているまたは情報がある者は皆」、プログラムを受けることが許可される。

ただし、「証言によって、自身または血縁または婚姻関係で第2親等内の家族の

¹²⁷ HRN 調査団の Grecil の父親との面談

¹²⁸ HRN 調査団の Lapa 氏の母親との面談

¹²⁹ HRN 調査団の Magsino の母親との面談

¹³⁰ http://www.congress.gov.ph/download/ra_08/Ra06981.pdf [accessed: Feb. 21, 2007]参照

者が生命または身体への傷害の危険にさらされている場合、または証言させないために、もしくは虚偽の、またはあいまいな証言をさせるために、殺害、強制、脅迫、嫌がらせまたは買収をする可能性が高い場合とする。」という条件付きである。

ところが司法省(DOJ)は、証人保護が必要とされる超法規的殺害の事案について、証人保護プログラムを実行していない。¹³¹襲撃に遭いながらも生き延びた人を含む、証人になる可能性のある人々が何らかの証人保護を受ける機会は今ではほとんどない。

また、フィリピンでは、軍隊また警察から独立した証人保護のシステムがないことも大問題である。軍や警察の関与が疑われている超法規的殺害のケースに関して、軍や警察に依存する証人保護プログラムを提供するのでは、証人が安心して保護を受けられないことは明らかである。こうして証人が声をあげられない状況-声をあげれば殺されかねないという状況は続いている。

6 現在のフィリピン最高裁判所の正義の実現にむけた取り組み

1) 現在の発展

以下のような厳しい周囲の環境のもとで、フィリピン最高裁判所は、人権侵害への改善に向けて重要な職責を担っている。

Reynato S. Puno 最高裁判所長官は、2007年7月16,17日の2日間、マニラホテルで、超法規的殺害や強制失踪に関するサミットを開催し、この問題の解決に向けての議論が行われた。この会議は400名の主要代表の参加があり、オブザーバーとして行政府および立法府の代表、国軍、国家警察、人権委員会(CHR)、宗教団体、研究者、NGO、市民団体、マスコミ、国際諸団体等の多数の出席を得た。

2日間の報告、コンサルテーション、ワークショップの後、会議の代表は、それぞれ最高裁判事が司会をした12の分科会に分かれて会議を行ない、いくつかの解決と要請を表明した。

発表された解決策について、フィリピン司法アカデミー議長でAmeufina Melencio Herrera元判事は以下の通り要約した。

- * 証人保護の強化
- * 立法府が「超法規的殺害」を明確に定義すること
- * 和平プロセスの復活と停戦の呼びかけ
- * 軍のキャンプでの失踪者の調査を可能にする法制の必要性
- * 捜査と犯罪科学の能力強化
- * 超法規的殺害と強制失踪に特化した人身保護令状手続
- * 独立した、信頼性のある中立の超法規的殺害と強制失踪事件を捜査する

¹³¹ AHRC Human Rights Report (2006), *Phillippines: The Human Rights Situation in 2006* 参照, <http://material.ahrchk.net/hrreport/2006/Philippines2006.pdf>

機関の構築

* 家庭内暴力のケースにおける保護命令と同様の保護命令の裁判所における発布

* 人権委員会(CHR)の訪問調査のガイドライン公表

2) 救済令状(アンパロ)

9月25日、フィリピン最高裁判所は、救済令状(アンパロ)の発布手続を全会一致で採択した。この新しい規則の公布は2007年10月24日に施行される。

最高裁判所が救済令状の発令手続を採択したことは、超法規的殺害、強制失踪という絶望的な状況を解決する手がかりになった。

救済令状は人身保護令状とは異なり、政府機関は超法規的殺害、強制失踪の被害者を探すためにあらゆる努力を強制力をもって命令するものである。

Reynato S Puno 長官は、その演説のなかで、救済令状は、強制失踪の被害者の身柄について、政府が、単に「拉致をしていない」と否定して自己防御をするだけで済むものではない、と述べている。政府当局により高度の義務を課すことで、真相究明の責任を全うしようとするのである。

救済令状に関する新しい規則によれば、被害者の関係者は、強制失踪の起こった場所の地方裁判所、サンディガンバヤン(公務員弾劾裁判所)、控訴裁判所、最高裁判所にいつでも救済令状の申立てができる。

申立ては無料で、新規則において、失踪した者の家族は、失踪者の安否・拘束の経緯について軍に説明を命じるように、裁判所に求めることができる。裁判所は、軍関係者によって強制失踪させられた人々についてその経緯を明かすことを軍に命令することができる。

人身保護令状では単に身柄拘束を否認するだけで済んでしまっていたが、救済令状は、政府に、特に軍・警察に、超法規的殺害や強制失踪の被害者を救い出すあらゆる努力の履行を要求している。

この新しいシステムの発足後、以下のようなケースをはじめいくつかの救済令状が発布されている。

1) 2007年10月25日、最高裁判所は、強制失踪させられたフィリピン大学である学生Karen Empeno, Sherlyn Cadapan、農民のManuel Merino, そしてRaymond, Paynald Manaloの兄弟に救済令状を発布した。

フィリピン大学の学生の事件の期日で、Raymund Manaloが証言台に立ち、軍隊の管理下のもとで自分が拷問を受けたこと、兵士が2人の学生を拘束していたこと等を証言した。しかしながら、現在までのところ2人の学生はいまだ行方不明である。

2) 2007年10月27日最高裁判所はRaynato S Puno長官の職権のもとで、カビテ

州Dasmarinas町で誘拐された63才の都市部貧困層指導者であるLourds D. Rubricoに救済令状を発布した。この令状の結果、Rubricoは軍当局から釈放された。

3) 2007年11月7日、パガディアン市地方裁判所18部判事Reinerio B. Ramasは、フィリピン合同教会(UCCP)の青年キリスト教連合の33歳の指導者Ruel Mufiasqueに救済令状を発布した。その令状は、14日間の軍隊の拘束のうちRuelの身柄釈放の解決につながった。

4) 2007年11月7日、22才の農民であるLuicito Bustamanteに救済令状が発布された。またその令状はアロヨ大統領、エスペロン国軍参謀総長ほか数名の兵士、ダバオ地域の警察当局に対し、2007年11月14日に開かれる法廷の期日にLuicitoを出頭させる、というものだった。

かくて、11月14日の期日に、Luicitoは、ダバオ市の地方裁判所に出廷した。LuicitoははじめRobillo判事に、「自らは元新人民軍のメンバーであったが任意に軍に投降したのだ」と語ったが、のちに撤回した。

Luicitoはのちに、軍から拷問を受けており、軍を大変恐れていたため、判事の前でうそをつくようにとの軍の指示に従っていたと明かした。Robillo判事は、Luicitoの自由や身の安全はこれ以上制限されてはならず、「移動の自由」が可能となることを宣言した。

5) 2007年12月27日、Remedio Hernando判事率いるマニラの控訴裁判所第7部は、Jonas Burgosのケースについて、エスペロン参謀総長らに対し、救済令状を出し、この強制失踪事件について公式の報告をするように命じた。

救済令状は強制失踪に対する解決の糸口となる変化をもたらした。救済令状は画期的な結果をもたらし、行方不明の2人の活動家の身柄釈放に成功した。また、救済令状発布の手續により、法的手続なしに市民を軍が拘束していたことが明らかになった。特にフィリピン大学学生の場合、証人は、被害者は軍に拘束されていることを明言している。

しかしながら、こうした成果にも関わらず、フィリピン大学学生、Burgos氏を含む強制失踪の被害者の大多数はいまだ行方不明である。

3) 情報公開令状

2008年1月、フィリピン最高裁判所は情報公開令状の規則を公布し、2008年2月2日にこれが施行された。情報公開令状は、個人が裁判所を通して、政府が当該個人のために集めた情報を開示すること、違法に収集したり誤っている情報があれば完全に削除することを求める手續である。この令状は、生命に対する権利、人身の自由を確保するためのさらなる救済策であると評価できる。

しかしながら、政府は、この令状に対して頑なな防御の姿勢を明らかにしている。すなわち、アロヨ大統領は、この令状の手續規則施行前に、行政命令197号を発したが、これは、情報公開令状が軍事行動に対する干渉となる場合は、軍事機密の保護のためにこれを拒否できる、というものである。軍は、この行政命令に依拠して、強制失踪ないし超法規的殺害の被害者あるいは被害者と疑われている者について、軍が収集したを全ての情報を開示せよ、という裁判所の命令を拒むことができることになった。この行政命令は、人権擁護に努める司法の努力を掘り崩すものにほかならない。

7 小括

HRNは、人権侵害に解決の糸口を探る最高裁判所による一連の努力を好ましい変化であると評価する。特に、救済令状が、強制失踪の未解決事件を解決する強力な手段となる可能性が期待できる。

しかし、超法規的殺害に関しては、裁判所は、期待された程には、犯人の処罰を成し遂げていない。また、行政府の機関は、最高裁のイニシアティブによって自己改革に取り組むどころか、逆行すらしている。

HRN調査団は、フィリピン政府が、超法規的殺害、強制失踪の再発防止をすべき義務を果たしていないことを強調したい。

ウッシングは、人権保護団体によって疑われているいくつかの確実と思われる事件も訴追しようとしていないし、軍幹部に対して調査をしない。

たとえ司法府が人権侵害を防止しようとしても、徹底した実効的な捜査・訴追がない限り、司法府は目的を達成することができない。この点で、特に、Burgosのケースを担当する首席検事の解任や、Isaisas Sta Rosaのケースの最近の起訴却下等、HRN調査団が調査したケースにおける捜査・訴追に関する失望的結果を強調しなければならない。

殺害は、孤立した事件として生じているわけではなく、個々のケースは、組織的・計画的な人権侵害の一部をなしている。仮に多くのケースで誰かが(末端の実行犯が)訴追されたとしても、真相が解明され、最も責任ある者が誰かが特定され、これに基づいて再発防止の対策がなされない限り、問題は何ら解決しない。

フィリピン政府は、人権侵害事案とそれに責任のある人々に対する、透明性の高い実効的で徹底的な捜査をすべき義務がある。政府は、指揮命令系統にさかのぼり、人権侵害の原因と全体像を明らかにし、軍の高官への捜査を行うべきである。こうした真相究明は、被害者の全面的な参加と、適切な国際的監視と、技術

的援助のもとに行われるべきである。

VIII Neutralization 政策は即時に停止されるべきである。

1 フィリピンで超法規的殺害が続く理由

HRN 調査団は、フィリピンでは国家の反乱鎮圧のための政策遂行において、反政府武装集団である新人民軍と、合法組織・合法活動家が十分に区別されていないことを指摘したい。後者は新人民軍とレッテルを貼られるか、新人民軍のフロント組織のメンバーとされ、非難され、「国家の敵」と認識され、「中立化」(Neutralization)の対象となる。そうした「中立化」の方法として超法規的殺害が行われている可能性が高い。このことは以下の実情から裏付けられる。

1) All Out War

アロヨ政権はフィリピン共産党(CPP)・新人民軍(NPA)に対し全面戦争(All Out War)を宣言し、国家の敵として根絶する政策を定めた。¹³² この政策の最終目標は、新人民軍を2年以内に一掃することである。

2) “Knowing the Enemies”(「敵を知れ」)のリスト

HRN 調査団は、“Knowing the Enemies”と題されたパワーポイントのプレゼンテーションを入手した。フィリピン国軍の指揮者であるエスペロン参謀総長は、メロ委員会における証言で“Knowing the Enemies”と題したパワーポイント・プレゼンテーションの存在を認め、それは軍が作成したものだと述べた。¹³³

このプレゼンテーションの中には左派団体とともに多くの市民団体が「国家の敵」として名指しで指定されている。前述したとおり、調査団はほとんどの被害者が「Knowing the Enemies」に載っている団体のメンバーであることを確認した。「敵」として指名された団体は以下のものを含む。

すなわち、バヤンムナ(Bayan Muna)(ケース 3,7, 10,11, 12)
人権団体 KARAPATAN(KARAPATAN)(ケース 1, 2,3,9),
フィリピン独立教会(ケース9), フィリピン合同教会(UCCP: United Church of Christ in the Philippines)(ケース5,8),
College Editor’s Guild of the Philippines(ケース2),
5月1日運動(KMU:Kilusang Mayo Uno)(ケース10, 14)。

¹³² [2006年2月17日付 SunStar 紙で、フィリピン国軍参謀総長のヘルモヘネス・エスペロン少将はフィリピン共産党・新人民軍を国家の敵だと考えていると認めている。記事は](http://www.sunstar.com.ph/static/man/2006/02/17/news/arroyo.orders.all.out.war.against.reds.html)
<http://www.sunstar.com.ph/static/man/2006/02/17/news/arroyo.orders.all.out.war.against.reds.html>
および <http://www.iht.com/articles/2006/06/19/news/manila.php> にて閲覧可。

メロ報告書の 12-14 ページも参照。 .

¹³³ メロ報告書参照

ルイシータ農場の虐殺について“Knowing the Enemies”は言及しており、CATLUとULWUを敵として指定した。注目すべきことは、Ricardo Ramos氏の事件において彼の名前そのものが”Knowing the Enemies”のプレゼンテーションに載っていたことである。

教会すらも敵団体として指定され、結果として Ramento 司教と Isaias Sta Rosa 牧師が暗殺されたことは驚愕に値する。¹³⁴

3) Oder of Battle (戦闘対象序列)

アルストン氏が指摘したように、「Order of Battle (戦闘対象序列)」と呼ばれる、国軍が国家の敵と認識する人々の氏名のリストも存在している。リストには多くの左派の人々や人権派弁護士の氏名も載っている。重要なのは、リストに載っている人々が殺害の対象になってきたことである。¹³⁵

アルストン氏による提言があったにも関わらず、「Oder of Battle」は公表も廃止もされていない。HRN 調査団が調べた以下の4ケースにおいて、被害者は「Oder of Battle」に乗っていたと主張されている。

ケース 6: Mr. Ricardo Ramos

ケース 7: Mr. Abelardo Ladera

ケース 11: Mr. and Mrs Albarillo

ケース 14: Mr. Diosdado Fortuna

Ricardo Ramos 氏と Abelardo Ladera 氏は、「Oder of Battle」において国家の「敵」と特定された後、2005年に殺害された。Ricardo Ramos 氏は合法的活動の地元リーダーであり、2005年10月25日、ルイシータ農園の虐殺で殺害された。Abelardo Ladera 氏は、市議会委員で、2005年3月ターラックにて殺害された。

Albarillo 氏は、彼の名前が「Oder of Battle」に載っているということを軍から知らされた。Albarillo 氏は、自分の名前をリストから消してもらおうと軍のキャンプを訪れ、その2週間後に殺害された。

HRN 調査団は、これらの主張は、同様の情報が軍や警察の内部文書でも見られたことから、信憑性があると考え。たとえば、Ramos 氏の名前は国軍が作成した広報文書である“Knowing the Enemy”に記載されており、Ladera 氏の名前は、国軍が発表した“Trinity of War”に掲載されている。

HRN 調査団は、上記4名の被害者を含む文民を政府当局が「Oder of Battle」に載せるのは違法だと考える。政府のこのような行為は、対象となった市民の生命に

¹³⁴ Ramento 牧師は1902年にカトリック教会から分離したフィリピン独立教会に属しており、Isaias Sta. Rosa 牧師は合同メソジスト教会に属している。

¹³⁵ アルストン報告書。上記の通り、調査団がフィリピンで調査した4件の事件で被害者の名前が“Order of Battle”の中にあつたと考えられる。

対する権利を危うくするものである。

2 Oplan Bantay Laya (OBL: オプラン・バンタイ・ラヤ)

HRN 調査団は、“Oplan Bantay Laya (Operation Freedom Watch: 自由防衛作戦)”に関するスピーチと別紙を入手した。これは反乱を抑えるために国軍が作成したと思われるものである。OBL は 2002 年 1 月ごろに作成されたもので、新人民軍・共産主義を国家への脅威と考へ、この脅威は阻止すべきと呼びかけている。この作戦のいくつかの事項はとりわけ注目に値する。

第一に、OBL が新人民軍と合法的な活動をしている組織を区別せずにそれら組織を標的にし、これら組織全てを“neutralize”すべきであると言及していることである。

第二に、2004 年 9 月 24 日付で国軍諜報本部が発行した、Secret というラベルのついた文書には、「Target Research」というセクションがある。そこには「全ての MIG は特定のターゲットがある IP の下で COPLAN と共に立ち上がり、3 ヶ月間以内に neutralization を目指さなければならない」と書かれている。

第三に、“SECRET-OID Conceptual Framework”¹³⁶と呼ばれる文書にも初めに“Target Research”のセクションがある。そこにはこのリサーチが「標的を neutralizing する 3 ヶ月という枠組みを設定した COPLAN 実行の基盤となるものである」と書かれている。またそこには、“Kowing the Enemies”(敵を知る)キャンペーン¹³⁷についても記載されている。

これらの文書は合法的な左派の組織を標的とする作戦計画と、3 ヶ月間でこれらの組織を“neutralize”するという目的を示唆している。

“neutralize”という言葉はさまざまに解釈できるが、この文書では一切定義されていないことを留意すべきである。この言葉はこれまで、暗殺や超法規的殺害を示唆する用語として使用されてきた過去がある。

個々の事件における超法規的殺害が国軍の高官の命令なのか、または下級の兵士が“neutralization”を勝手に「暗殺」と解釈した結果なのかは明らかでないものの、ここで確認できることは、政府が国家の敵と考へる組織を“neutralize”することが国軍の確固たる方針である、ということである。¹³⁸

¹³⁶ 日付と記載者は不明だが、内容と記載方法が 9 月 24 日付の文書と酷似していたため諜報本部が記載したものだろうと思われる。

¹³⁷ その文書によれば、MIG は Military Intelligence Group の略、OID は Operation and Intelligence Division の略、IP は Intelligence Project の略である。COPLAN は Counter Action Plan である。2006 年 9 月 26 日付の人権委員会への KARAPATAN の報告書は、Counter Action Plan を COPLAN と略した。

¹³⁸ メロ報告書の注 2 では「“neutralize”は必ずしも殺害を意味せず、共産主義への戦争の包括的アプローチの中で解釈されるべきである。つまり、共産主義反逆者を法の下に戻し、その脅威を『中立化させる』社会的、その他の作業を含む」と記載されている。しかし、敵を“neutralize”するためのより直接的な手段を軍の一部がとっている、という事実は軽視でき

この計画は、2007年1月のOplan Bantay Laya IIとして更新されており、これは前計画の延長と考えられる。もしターゲットの“neutralization”がこの新計画でも同様に指示されているなら、超法規的殺害は続くことになるであろう。

アロヨ政府はOBLの本当の内容と意図を明確に説明すべきであり、援助国を含めた国際社会もこの説明を求めるべきである。また、フィリピン政府はOrder of Battle(戦闘対象序列)を公表し、その目的を説明すべきである。

文民活動家は新人民軍の関係者だとレッテルを貼られるべきでなく、また正当な理由や十分な証拠なしに国から標的にされるべきではない。武力紛争に直接参加していない文民は武力攻撃の標的にしてはならないというのは、国際人権法・人道法の基本原則である。政府は武装集団と文民の活動を区別し、いかなる状況においても後者の生命に対する権利を侵害したり、危険に晒してはならない。

“neutralization”の命令に基づく合法的な活動家の殺害を容認する政策があるなら、アロヨ政府はこの政策をやめるべきである。

政策が殺害を意図しないとしても、ここまで犠牲者が出るなかで、このままこの政策を継続することは実質的に合法的な活動家が武装攻撃の標的になるのを容認するのと同じであろう。

IX 国際法におけるフィリピン政府の義務

国際法上、フィリピン政府は、領土内にする全ての市民を殺害から保護し、将来の再発を防止するために、超法規的殺害の徹底した調査・究明を行う法的義務を負う。

1 生命に対する権利(自由権規約)

国際法上、国家は市民の生命に対する権利(Right to Life)を尊重する義務がある。フィリピンは市民的および政治的権利に関する国際規約(以下「自由権規約」という。)¹³⁹の加盟国として法的な義務を負う。¹⁴⁰自由権規約第6条第1項は「全ての人

ない。例えばパルパラン少将は、配下の兵士が何件かの殺害の背景にいる可能性を頭から否定できないと述べた。」と解説されている。

¹³⁹ 第2条第3項は以下の通り定めている。

この規約の各締約国は、次のことを約束する。

- (a) この規約において認められる権利または自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。
- (b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関または国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。
- (c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

¹⁴⁰ フィリピンは自由権規約を1986年10月23日に批准した。

間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」¹⁴¹と定めている。

自由権規約は、緊急事態の場合においても第6条からの逸脱を行ってははいけな
いと定めていることに注目しなければならない。¹⁴² 生命に対する権利はいかなる状
況においても逸脱が許されない。

自由権規約委員会はその「一般的見解」において、「効力停止ができないと第4
条第2項で明示的に認められている権利を保護するためには、その権利が手続的
保障によって確保されなければならない、そこにはしばしば司法的保障が含まれる。
」と述べている。¹⁴³

国連の超法規的・恣意的・即決処刑の調査及び効果的予防に関する原則(The
United Nation Principles on the Effective Prevention and Investigation of Extra-
Legal, Arbitrary and Summary Executions¹⁴⁴)の第1条も、戦争状態や戦争の脅威
を含めた国内の政局不安定および公式の緊急事態を、超法規的殺害を正当化す
るものとして行使してはならないとし、生命に対する権利の逸脱不可能な性質を明
確にしている。¹⁴⁵

(1) 生命に対する権利を尊重する義務 (obligation to respect)

自由権規約の締約国としてフィリピン政府はその管轄内におけるいかなる個人
の生命に対する権利をも侵害してはならない。

アロヨ大統領は「対テロ戦争」の一環として、「国家の敵」というレッテル貼りのも
とに、反乱勢力のみならず多くの人権活動家および社会活動家に関する「全面戦
争」を宣言した。

しかし、「対テロ戦争」は、フィリピン政府の人権尊重義務を停止させる理由に
はなりえない。

安全保障理事会決議 1456 では「テロリズムへと戦うためのいかなる措置にお
いても、国家は、国際法上、特に、特に国際人権、難民、人道法上の全ての義務

¹⁴¹ International Covenant on Civil and Political Rights, G.A. Res. 2200, U.N. GAOR, 21st Sess., No. 16, art. 6(1), U.N. Doc. A/6316 (1966).

¹⁴² 自由権規約第4条第2項。

¹⁴³ 人権委員会の一般見解 29, 「緊急事態における規約の規定からの逸脱」(2001年)の第15項。

¹⁴⁴ The United Nations Principles on the Effective Prevention and Investigation of Extra-Legal, Arbitrary and Summary Executions (E.S.C. Res. 1989/65, U.N. Doc. E/1989/89 (1989)-超法規的・恣意的・即決処刑の調査及び効果的予防に関する原則)

¹⁴⁵ この原則は、超法規的・恣意的・即決処刑の調査及び効果的予防に関する国連マニュアル (UN Manual Effective Prevention and Investigation of Extra-Legal, Arbitrary and Summary Executions (U.N. Doc. E/ST/CSDHA/12 (1991)))によって補足されている。

の遵守が確保されなければならない¹⁴⁶と要求している。人権、特に生命に対する権利に関しては、その権利を保護するという国家の義務は停止せず、逸脱も許されない。¹⁴⁷

2つ目に、国際人道法に基づき、政府は、戦闘行為によらない合法的な活動をするいかなる市民も標的としてはならない。

自由権規約の締約国として、フィリピン政府は国家の組織が生命に対する権利を侵害する行為を防がねばならない。

米州人権裁判所は *Velásquez Rodríguez v. Honduras*¹⁴⁸ (ベラスケス・ロドリゲス対ホンジュラス) 事件において、以下の判決を下した。

「規約により認められている権利を侵害する公権力のいかなる行使も違法である。国家の組織、役人または公共団体がこれらの権利を侵害する場合、規約に定められる権利および自由を尊重すべき国家の義務の不履行に該当する。」

すなわち、国家は軍の全ての兵士および警察官を含む政府の全ての職員に対し、生命に対する権利を侵害しないよう命令し、そのように教育・訓練をすることによって、全ての超法規的殺害および強制失踪行為を防ぐ義務があり、全ての違法行為を徹底調査し、これに責任を負う者を罰する義務があるのである。

フィリピンの文脈でこれを考えると、何よりも、国家は管轄内の全ての人の生命に対する権利を危険にさらす全ての行為(合法的な組織や人を「国家の敵」と名指して、政府機関の反応を奨励すること、また「このような敵を中立化(neutralize)する」政策を立てること等。なぜならこれは最も効果的な”neutralize”の方法として超法規的殺害を引き起こすことになるからである)をやめる法的義務を負っている。ということができる。

フィリピン国はまず公式に”neutralize”に関する政策をやめるべきであり、殺害や拉致をしないよう厳格に命令・教育し、政府組織が関わる全ての人権侵害を徹底的に調査すべきである。

(2) 生命に対する権利を確保する義務 (obligation to ensure)

自由権規約の締約国として、フィリピンは生命に対する権利を確保(ensure)する義務を負っている。米州人権裁判所は、*Velásquez Rodríguez v. Honduras*¹⁴⁹ (ベ

¹⁴⁶ UN DOC. S/RES/1456 (20 January 2003), para 6 参照

¹⁴⁷ 2007年2月、5人の特別報告者によるグアンタナモ基地における人権問題に関する共同報告書参照。「人権法は緊急や武力紛争の状況においても、いかなる場合でも適用される。」

¹⁴⁸ *Velásquez Rodríguez v. Honduras*, the Inter-American Court of Human Rights, Judgment of July 29, 1988, para 177 参照

¹⁴⁹ *Velásquez Rodríguez v. Honduras*, the Inter-American Court of Human Rights, Judgment of July

ラスケス・ロドリゲス対ホンジュラス)の裁判において以下の判決を下した。

“174. 国家は人権侵害を防ぐための適切な措置をとる義務を負う。管轄内で犯された人権侵害に対しては、その権限を行使して、真摯に真相を調査し、責任者を特定し、適切な罰を与え、被害者が確実に十分な補償を得るようにする法的義務を負う。当裁判所は、米州条約が締約国に対して条約によって保障される権利を侵害するあらゆるケースを調査することを求めており、調査は常に実効的であるべきで、単に形式的なものであってはならない”としている。¹⁵⁰

フィリピンにおける超法規的殺害および強制失踪に関し、フィリピン政府は、犯人が誰かに関わらず、徹底して調査をし、責任者を特定し(実際の犯人だけではなく指揮系統も特定し)、被害者への補償を確保しなければならない。

2 実効的な救済措置を受ける権利

国際人権法および国際人道法はどちらも実効的な救済措置を受ける権利を定めている。

2005年、国連総会で超法規的・即決・恣意的処刑に関する決議が採択された。これは超法規的殺害の被害者への国家の補償義務を定めている。国連総会決議は「合理的な時間内に被害者またはその家族に十分な補償を与えるという全ての政府が負う義務を改めて表明」したものである。¹⁵¹

自由権規約第2条第3項も、規約に定める権利が侵害された個人に対して実効的な救済措置を確保するよう締約国に義務付けている。義務の範囲には、まず進行中の人権侵害を停止すること、および、人権侵害の調査をすることが含まれる。

自由権規約委員会の一般見解31¹⁵²はパラグラフ15で“「締約国が人権侵害の訴えを調査しないことは、それ自体で、またそれのみで、規約の別途の違反を引き起こす可能性がある。進行中の人権侵害を停止させることは実効的な救済措置を得る権利の本質的な要素である。」と述べている。

また同、パラグラフ18は、「パラグラフ15で述べた調査により、規約の特定の権利が侵害されたことが明らかになった場合、締約国は責任者を確実に訴追しなければならない。当該人権侵害の実行者を調査せず、裁判にかけないことそれのみで、規約の別途の違反を引き起こす可能性がある。(中略)。このような人権侵害の不処罰は、委員会にとって継続する懸念であり、人権侵害の再発の大きな要因をなしている。」としている。

29, 1988, para 177.参照

¹⁵⁰ *Velasquez Rodriguez v. Honduras*, para 177 参照.

¹⁵¹ UN Doc. A/RES/59/197(2005)参照

¹⁵² The Nature of the General Legal Obligation Imposed on States Parties to the Covenant, General Comment No. 31 [80] (2004) UN DOC. CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, para. 18 参照

以上を前提とすれば、第1に、フィリピン政府は超法規的殺害の全ての行為を停止するのに必要なあらゆる措置をとり、不処罰を一掃するため全ての事件を調査すべきである。

第2に、政府の義務には司法制度へのアクセスの保障も含まれるべきである。

一般見解31はまた、下記のようにも述べている。

「第2条第3項は規約の権利を効果的に保護するのに加え、締約国に対し、全ての個人に当該権利を主張する利用可能で実効的な救済措置を確実に保障すべき責務を課している」

この点に関して、国は、主張された超法規的殺害および強制失踪の全ての被害者と親族が司法制度を現実利用できるようにするべきである。

フィリピン政府は、国内における人権侵害の訴え、とくに国内の人権団体により提起された超法規的殺害のいかなる主張も軽視してはならない。また、司法的救済を確実にするため、被害者、親族および目撃者は、恐怖することなく司法制度を利用できなければならない。フィリピン政府は被害者、親族および目撃者を保護するために必要な全ての措置をとるべきである。

最後に、実効的な救済措置についてである。

一般見解31は、

「規約は、適切な補償について含意していると委員会は考える。適切な補償としては、損害賠償、現状回復、リハビリ、および満足の措置を伴うものであることに留意する。このうち満足措置には、公的な謝罪、公的な記念式典、再発防止の保証、関連の国内法や慣行の改革、及び人権侵害の犯人を裁判にかけること等の措置が含まれる。」とする。

フィリピンは損害賠償、現状回復措置、リハビリテーション、満足的措置および再発防止のための措置を、人権侵害の被害者全てに対して実現すべきである。

満足措置の一環として、公式謝罪が必要であり、再発防止保障のために、制度改革、政府内の指揮責任の徹底調査等の措置が不可欠である。

X 提言

自由権規約の締約国として、フィリピン政府は、管轄内のもとにある全ての人々に対して人権保障の義務を担っている。従って、フィリピン政府は、すみやかに人権侵害をなす者の起訴と捜査を含めて、適切な手段をとることによって人々を人権侵害から保護しなければならない。

アロヨ大統領へ、

1 文民を攻撃対象とする反乱鎮圧政策の停止

- 1) アロヨ大統領は、合法的に活動する市民団体や活動家に「国家の敵」というレッテルを貼ったり、彼らを”neutralize”の対象にしたりする、反乱鎮圧政策を停止すべきである。
- 2) アロヨ大統領は、超法規的殺害を生じさせる引き金となった上記の反乱鎮圧政策について廃止を宣言し、公にその政策を非難すべきである。
- 3) アロヨ大統領は、市民団体を “neutralize” の対象とする反乱鎮圧政策を廃止するよう、全ての政府機関、とりわけ国軍と国家警察に命令すべきである。
- 4) アロヨ大統領は、市民団体、政治団体を武装反乱団体と結びつけるいかなる活動もやめるように全ての兵士と警察官に指示すべきである。

2 情報開示

- 1) アロヨ大統領は、文民に対して、国軍、国家警察その他全ての国家機関が行っている反乱鎮圧作戦に関して作成され、または集められた、オペラン・バンタイ・ラヤや戦闘対象序列等合法組織や活動家個人についての情報を含む全ての文書を開示すべきである。
- 2) アロヨ大統領は、全てのそれらの書類を公式に廃棄して、行政命令197号を無効にすること。

3 調査

- 1) アロヨ大統領は、人権委員会(CHR)、議会、裁判所、国家警察、司法省によって取り行われる調査に協力するよう、国軍・国家警察に命ずること。
- 2) アロヨ大統領は、予算や定員を拡大することで、人権委員会(CHR)の機能を高めるよう努めること。
- 3) アロヨ大統領は、被害者が安全な環境のもとで証言することができるように、国軍や警察から独立した証人保護を創立するよう司法省(DOJ)に命ずること。
- 4) アロヨ大統領は、被害者遺族の全面的な参加と、必要に応じ国際社会による監視と技術援助のもと、超法規的殺害、強制的失踪に関する透明で徹底的な調査を実施し、人権侵害の責任者を特定して起訴すべきである。この調査は、軍・警察の高官に関する疑惑に対する調査を含むべきである。
- 5) 上記の調査に基づいて、アロヨ大統領は、公式的に謝罪して、超法規的殺害、強制的失踪の被害者、並びにその親族に対する損害賠償、回復措置、リハビリテーション、満足措置等を含む補償措置をなすべきである。

4 和平交渉

- 1) アロヨ大統領は、必要があれば第三者の調停のもとで、フィリピン共産党・新人民軍・民族民主戦線との和平交渉を進めること。
- 2) アロヨ大統領は、人権及び国際人道法の尊重に関する包括的合意 (CARHRIHL) に基づく合同監視委員会 (JMC) を有効に機能するようにすること

フィリピン国軍(AFP)およびエスペロン参謀総長へ、

5 市民への攻撃を終止すること

- 1) 国軍はその活動の中で、特に、「国家の敵」として、政治団体その他の市民団体を攻撃し、調査や嫌がらせをする等、政治団体その他市民団体を武装反乱団体と関連付ける活動をやめるべきである。
- 2) 国軍は、全ての兵士とCAFGU(カフグ)が上記の行動をやめることを確保するために、全ての必要な手段をとること。

6 捜査に対する協力

- 1) 国軍は、軍により拘束されている人物の所在、軍の作戦に関する文書の開示について、真実を解明しようとしている司法府および他の政府機関に協力すること。
- 2) 国軍は、司法府による、救済令状や情報公開令状等の命令に誠実に従うこと。

7 強制失踪に関する対応

- 1) 国軍は、現在軍の拘束下におかれている市民の身元を確認するため、全ての基地・拘束施設を直ちに調査すること。
- 2) 軍の拘束下におかれている者の所在について情報を開示して、いかなる形態の拷問もやめ、被拘束者の身柄を直ちに釈放するかもしくは訴追すること。
- 3) 国軍は市民の強制失踪に関わっている兵士を適切に処罰するため捜査をすること。
- 4) 国軍は、司法府の許可なく市民を拘束してはならない旨、全ての兵士に指示・命令を徹底すること。

国家警察(PNP)へ

8 捜査

- 1) 国家警察とりわけウッシングは、超法規的殺害、強制的失踪について調査し、特

に兵士や警察当局が関わる人権侵害の真相を解明すること。並びに地方の人権団体や被害者の家族が、超法規的殺害であると真摯に主張している全ての事件について再捜査すること。

- 2) ウッシングは、事件の状況について毎月、月次報告書を提出すること。
- 3) ウッシングは、必要であれば、前任および現役の軍高官への捜査ができることを確認すること。
- 4) 国家警察は、捜査の方法の改善に努め、超法規的殺害の捜査の怠慢をやめること。国家警察は、国際的な専門家の適切な技術援助により、物的証拠を中心とした科学的捜査を活用すること。

司法省へ

9. 訴追

- 1) 司法省は、国家警察と協力して超法規殺害を行った者に関する訴追件数を抜本的に増加させること。

10. 証人および被害者保護

- 1) 司法省は、裁判所の許可なく政府機関により拘束された全ての者の氏名、逮捕の方法、拘束場所、健康状況について明らかにし、弁護士との接触を保障すること。
- 2) 被害者が安全な状況において証言できるように、司法省は、軍と警察から独立した、証人保護制度を確立すること。

司法府へ

11 正義と説明責任の達成

HRNは、救済令状等の新しい令状制度の一連の改革を歓迎し、フィリピンにおける人権擁護状態にプラスの影響があることを期待している。

しかし、この改革は、いまだ多くの失踪者を解放するに至っていない。また、99の特別法廷が設置されたにもかかわらず、超法規的殺害について相当数の加害者に対して有罪判決をなすには至っていない。HRN調査団は、犯人らがなお享受している不処罰を終わらせるため、司法府に期待し、以下のとおり要請する。

- 1) 最高裁判所は、さらなる救済策や改革を提案すべく、相当数の超法規的殺害事件について有罪判決が出ていないことの理由を明らかにし、全ての超法規的殺害事件の状況を調査するため、2007年に救済令状制度の構築にあたって政府関係者・市民社会の参加を得てサミットを開いたように、2008年に新たなサミットを開くこと。

2) いずれの法廷も、国軍の全面的な協力を強く促し、救済令状および情報公開令状を、誠実に運用すること。

人権委員会(CHR)へ

12 機能・権限強化¹⁵³

人権委員会(CHR)の能力と権限は、より効率的な組織となる様に拡大されるべきである。以下の事項を実行するため、人権委員会(CHR)の予算は少なくとも倍増されなければならない。

- 1) 人権委員会(CHR)は、より多くの専門家を雇用し、超法規的殺害の事例を調査するにあたってより多くの資源を振り向けること。
 - 2) 人権委員会(CHR)は、証人の安全を確保するため、独自の証人保護制度を創設すること。
 - 3) 人権委員会(CHR)は、拉致の被害者を解放するため、全ての軍基地に事前通告なしに訪問する権限を与えられること。
13. 人権委員会(CHR)は、国軍の指揮命令系統上の責任を追及するための徹底的な調査を行うこと。

新人民軍(NPA)へ

14. 新人民軍は、非武装の市民に対して、攻撃や虐待をしないこと。
15. 新人民軍は、人権の尊重と国際人道法の尊重に関する包括合意(CHRHRIHR)を尊重し、政府と平和的交渉をすすめること。

日本政府へ

国際社会は、フィリピンにおいて発生していると疑われる重大人権侵害に無関心であってはならない。特に日本は、フィリピンにとって、最大の政府開発援助(ODA)供与国である。

日本のODA憲章のⅡ、援助実施の原則(4)では、「開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う。」と明記している。この観点より、援助受入国における、基本的人権の保護を促進する道義的義務が日本政府に所在する。

HRN調査団は次の通り日本政府に要請する。

¹⁵³ 2008年6月6日のまにら新聞によれば、人権委員会は、独自の調査能力強化のため「独立科学的調査センター」を設置することを5日明らかにした。

16.人権対話

日本政府はフィリピンにおいて、超法規的殺害、強制失踪に関して、フィリピン政府のみならず、フィリピンの市民団体とも対話をし、状況と以下の事項に関する進展について綿密に調査・モニタリングすること。

- 1) 市民を対象とするフィリピン政府の反乱鎮圧作戦が変更されたか否か。
- 2) 人権委員会(CHR)の活動。
- 3) ウッシングの活動。
- 4) 起訴と捜査の状況

17 ODAおよび援助政策

- 1) 日本政府は、フィリピンの人権状況、およびそのフィリピン政府の責任追及の機能の改善がはっきり認められるまで、新たな円借款を見合わせることもない、日本政府はフィリピンの超法規的殺害について無関心であるという誤ったメッセージを発することになりかねない。
- 2) 日本政府は、フィリピン政府と市民団体の対立をあおり、基本的人権の侵害の原因となりうるいかなる円借款も行わないこと。日本政府は、むしろ法の支配の強化、基本的人権の尊重のための援助に集中すること。証人保護制度の創設や人権委員会(CHR)の機能改善について援助することが望まれる。
- 3) 日本政府は、国家警察に技術的援助をするにあたって、国際人権基準を遵守することを誓約させるべきである。とりわけ、日本政府は、超法規的殺害、強制失踪は決して許されないと立場を堅持すること。日本政府は、フィリピンにおける国際人権基準の実施状況を把握し、技術支援に生かすこと。

18 国際社会への問題提起

日本政府は、国際社会、とりわけ国連人権理事会において、フィリピンの超法規的殺害、強制失踪について公式に懸念を表明し、議論を取り上げること。

人権理事会の行う人権状況の普遍的定期的審査(UPR: Universal Periodic Review)においてもこの問題に関する質問と懸念表明を行うこと。



www.ngo-hrn.org

ヒューマンライツ・ナウ

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ
〒110-0015

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル3階

電話 03-3835-2110 Fax: 03-3834-2406

Email info@ngo-hrn.org